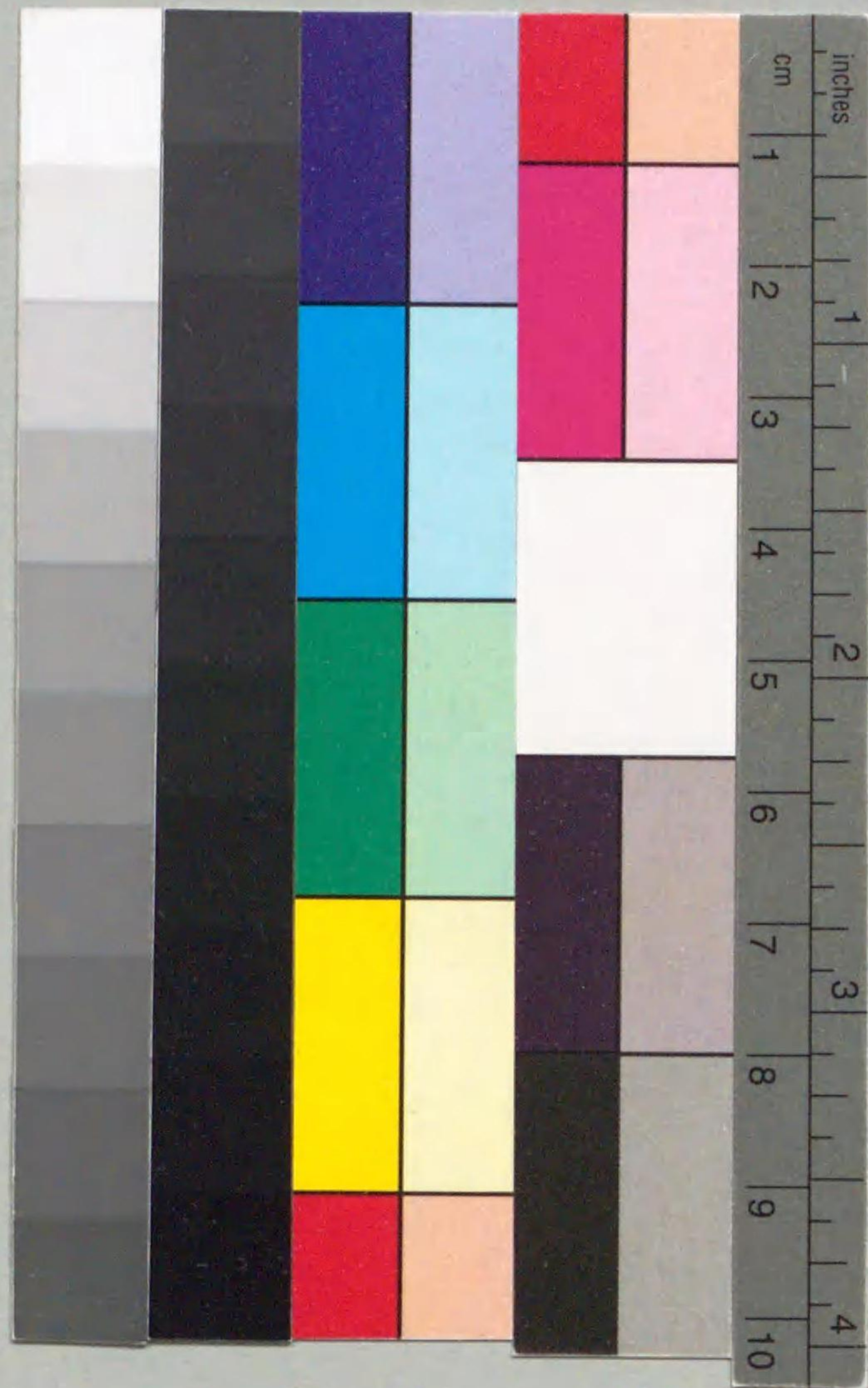



911.123
Y226m2



00278866



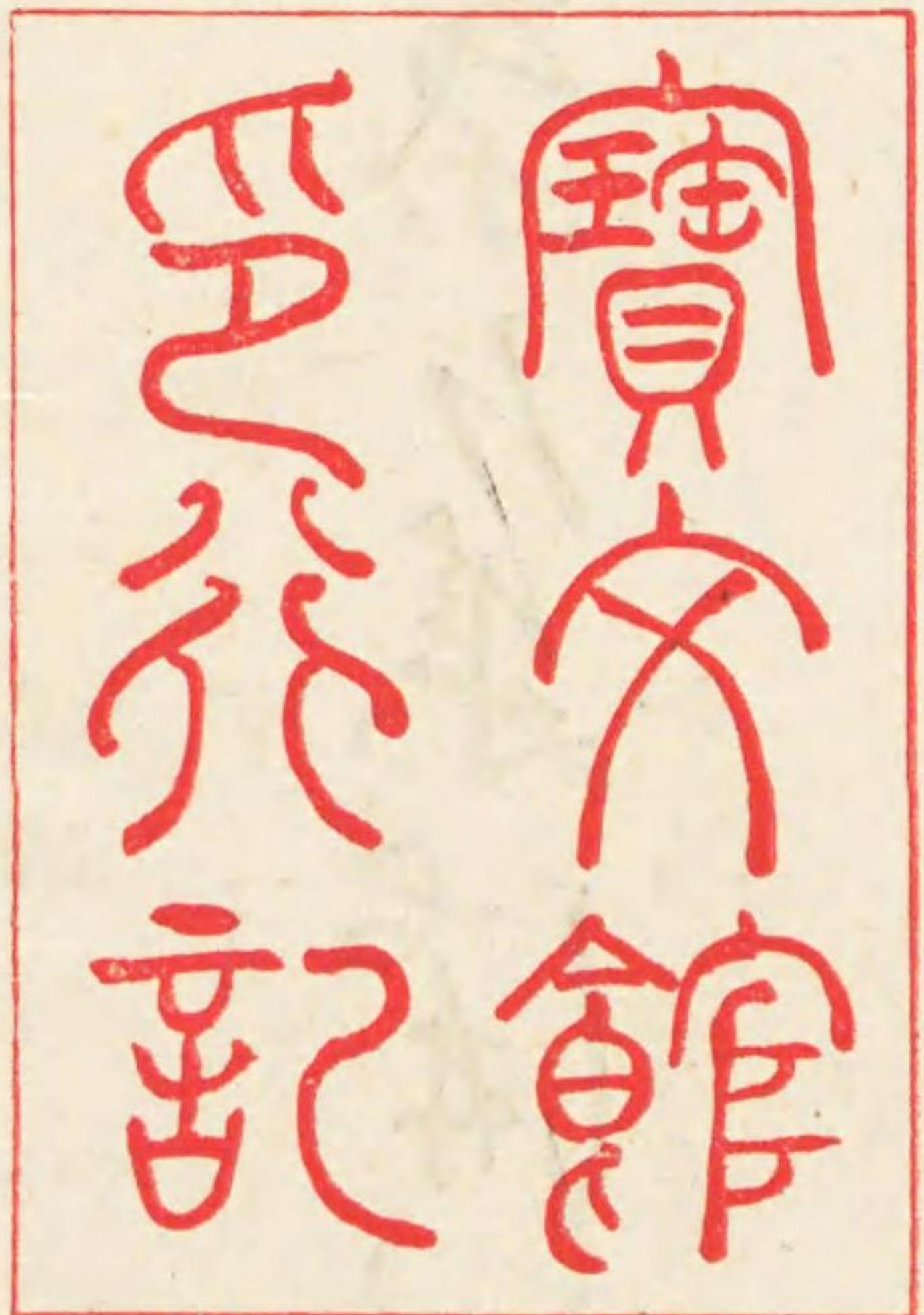


7A85

つるあひの集り集海の家

巻第一

911.123 Y 226me



278866

再版の辭

萬葉集講義卷第一を世に送りてより既に五年を経たり。されど、この卷に存する問題は一も解決せられたるを見ざるを遺憾とす。本書の所説の不備なることはもとよりいふをまたず。しかも著者また努力を惜むものにあらず。今卷第二を公にせむとするにあたり、この卷に於ける誤字を正し、若干の訂正を加へて版を改めしめたり。ここに説明の稍委しくなれるもの五六、本文のよみ方を改めしもの一、(六七の「物戀之伎」)更に元の索引を更訂して國語索引と名づけ、新に漢字の索引を加へたり。この誤字の訂正につきては文學士丸山諒男君の助力少からず。今これらの事を記して再版の辭とす。

昭和七年四月五日

山田 孝雄

再版の辭

自序

余元來歌人にあらず、又歌學者にあらず。萬葉集に對しては知らずといふを當れりとす。然るに自ら揣らずして之が講義をなせるは、大方の批難蓋し甚しきものあらむ。余常に思ふ。萬葉集は難解の書なり。これを悉く解しおほせむとするが如きは現時の事情にては不可能といひつべきものなりと。かくて、古言を研究する傍、はた又古典の一として不斷に注意を怠らざりきとはいへ、之を人に講ぜむとは思ひもかけざりき。大正十年四月山本まち子女史内海弘藏氏の紹介により、來りてこの集の講義してよと請はる。蓋し、同女史は故萩の家の舊同人の爲にせむとの事なり。されど、余は上の如き理由を以て固く辭したりき。女史之をゆるさず。熟惟ふに、故落合直文氏には一度面會せしのみなれど、片田舎の一教師を訪はむとて當時名聲噴々たりし萩の家主人のわざ／＼百數十里を遠しとせずして駕を枉げられしことを思へば、知己の感は忘るゝ事能はざる所なり。ここにその舊同人の爲にせよと懇請せらるるに對して情誼辭する能はざるものあり。さらば共に研究せむとて終に之を諾しぬ。ここに於いて

まち子女史丸岡てい子女史その他諸氏の爲に講筵を開きぬ。これこの萬葉集講義の濫觴なり。されど、もとより萬葉集を知れる我にあらねば、従來の説につきて従ふべきと従ふを得ざるとをあげ、なほ私見あるものは之を述べて諸氏の参考に供したりき。かくて卷第二の半に至りて一時休止せしが、大正十二年の大震災によりてこの事全く止みぬ。大正十四年に至り、はからず、東北帝國大學の講座を擔任するに及びて、再び之を講ずべくなりぬ。この講義はそれらの講案を清書したるに止まる。元來余は萬葉集を眞に了會し得たりとは自ら信ずること能はず。ただ一般に本邦の古典を研究する態度として、その疑はしきはその解決を後賢に俟ち、その解し得らるべきものも、他の支證によりて之を明かにせずば、眞に之を會得せりといふべきものにあらずとする主義をとりて、一切曖昧の態度を取ることを避けたり。これ余が、この講義に於いての唯一の主義なり。この故に、本講義中この主義に於いて徹底せざる點あらば、そは余が愚昧なるか、若しくは怠慢なるかの一にして、決して寸毫も一時を糊塗せむとする素意あるにあらざるを誓ふ。既に、本書印刷し了れる際に一、自ら満たざる點を感じたれど、かくて之を訂し訂しせば、世に出すべき期ある

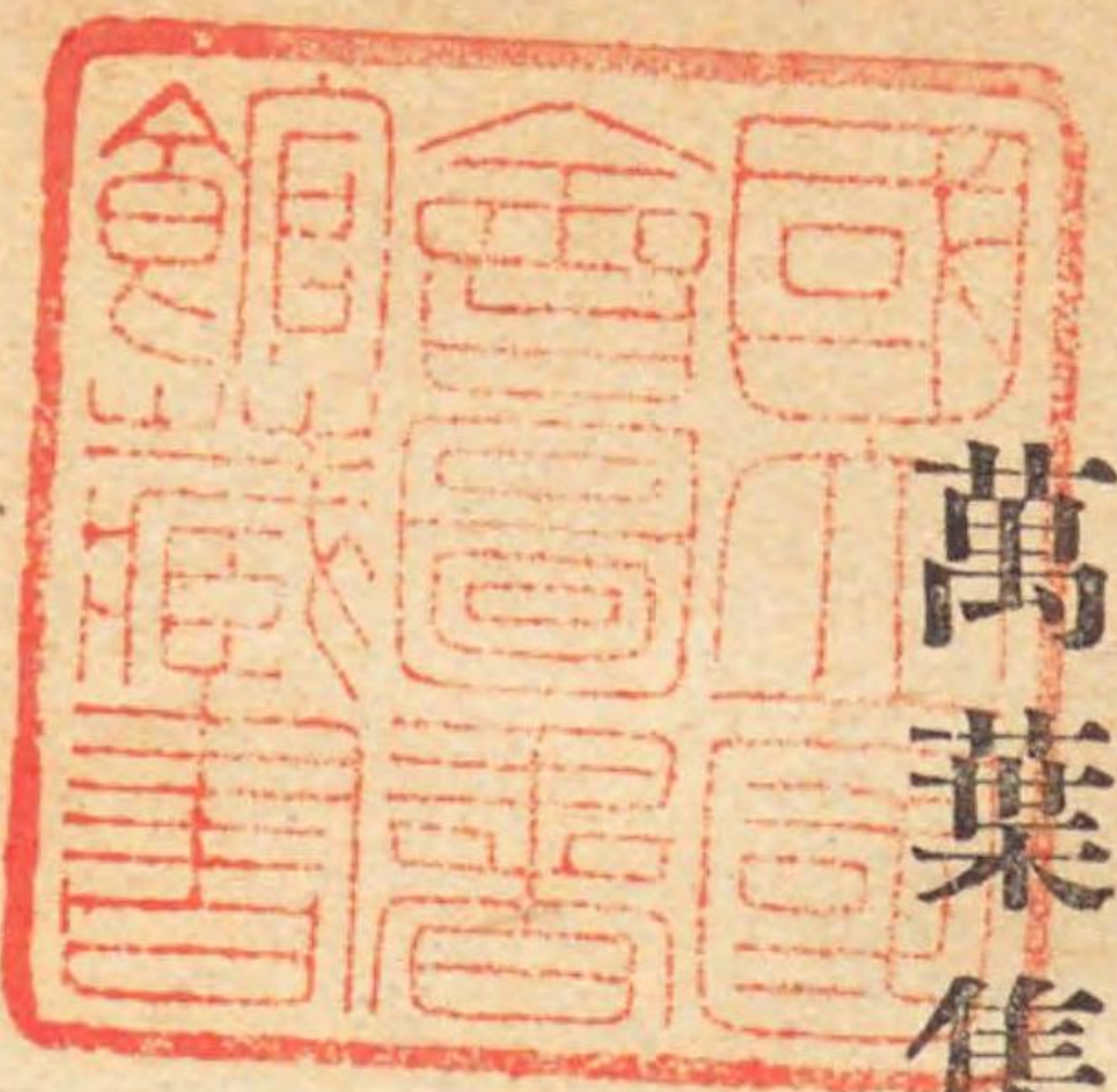
まじと思へば、責は明かに余に存するをここに宣して、之を公にす。以上の如くなれば、本書は余が萬葉集を知らざる由の一種の自白狀ともいはばいふべきものなり。今之を出して大方の示教を請ふ。余は萬葉集の研究が長足の進歩をなして、この書の如きが、一時の談柄として高閣に束ねられむ日の一日も早く來らむことを冀ひ且つ樂むものなり。

昭和二年十一月二十二日

山田 孝雄

例言

- 一、本書の本文は寛永板本を基としたれども、その誤の著しくして他の諸本によりて正字の知らるるものは之を訂してその字には左旁に「○」圈を加へたり。
- 一、諸本に通じて用ゐられてある字なれど、誤と認めずしては通じ難きものは左旁に「●」圈を加へて、漫りに改むることをせず、解説中に意見を述べたり。
- 一、各首の歌の上に施せる番號は國歌大觀にて加へしものによれり。この番號は萬葉集新考校本萬葉集等近時多く用ゐらるれば、本書も之に倣ひたり。随つて解説中に引ける歌もこの番號によりて示し、從來の卷張數を示す方法をとらず。



萬葉集講義卷一

卷第一卷第二の通説

山田孝雄述

萬葉集は一部二十卷より成るものたることはいふまでもなき事なるが、そは一部に統一編輯せられし歌集にあらずして、數種の編纂物を總合したる集合體にすぎざる觀あり。その部分を研究する時には實に次の如き編纂物の集合體なるを見る。

一、卷第一、第二、三部に分つ。

 雜歌(一) 相聞(二) 挽歌(三)

二、卷第三、第四、四部に分つ、

 雜歌(三) 譬喩歌(三) 挽歌(三) 相聞(四)

三、卷第五、雜歌

四、卷第六、雜歌 年代順

五、卷第七、四部に分つこと第二類に同じ。

雜歌 譬喻歌 挽歌 相聞

六、卷第八、春夏秋冬に大別し、その四季内にて更に雜歌相聞の二部を立つ。

七、卷第九、三部に分つこと第一類に同じ。

雜歌 相聞 挽歌

八、卷第十、部立は第六類〔卷第八〕に同じ。

九、卷第十一、第十二、古今相聞往來歌上下として更に次の如く部類を立つ。

上(第十一) 下(第十二)

旋頭歌 ナシ

正述心緒歌 正述心緒歌

寄物陳思歌 寄物陳思歌

問答歌 問答歌

譬喻歌

ナシ

羈旅發思歌

歌

十、卷第十三、五部に分つ。

雜歌 相聞歌 問答 譬喻歌 挽歌

十一、卷第十四、東歌

十二、卷第十五

十三、卷第十六 有由緣雜歌

十四、卷第十七、第十八、第十九、第二十、大體年代順にせり。

以上の如き十四種の集合體これ萬葉集なり。

以上説く所の如くなればこの卷第一、卷第二を通じて一團とすべきものなり。今この二卷の載する所を見るに、全部を通じて雜歌相聞、挽歌の三部門に分てるものなるを知るべし。かくてその各部門の意義

を顧るに、雜歌は相聞、挽歌に入らぬものを一括したる名目なるべければ先づ相聞と挽歌との意義内容を檢せざるべからず。

相聞は從來往々後世の戀歌の類とせられたれど、この字面は漢書、搜神記、文選、玉臺新詠、南史、齊の王僧虔の古來能書人名、唐の韋續の五十六種書等に見えて、いづれも訪問又は信書を通じての訪問即ち往來消息の文書の意にして概括すれば、往復存問の意なるを見る。而してこの卷以下本集中に相聞といへるはすべてこの意なり。古人も之を認めしにて和歌童蒙抄には「其歌とも多是戀心或述懷羈旅悲別問答にてそれとたしかにさしたることはなし云々」といへり。これを以て、これを古今集以下の戀歌と一列に考ふべからず。而して本邦にてこの字面を用ゐしはこの集にはじまれるにあらずして聖德太子の撰なる勝鬘經義疏の文中に既に用ゐられてあり。なほこの字面のよみ方については或は「アヒギコエ」考「シタシミウタ」古義」とよむべしといふ説もあれ

ど、かくよめるはみな近世にして古來音にて「サウモム」とよみ來れば、それに従ふをよしとす。

挽歌といふ文字は本來喪歌の意なり。世に多くは文選の注に「挽、柩者歌之因呼爲挽歌」といへるを引きて字義の通に釋せむとせり。その挽歌とはもと薤露蒿里の二曲をいへるものなるが、これを挽歌なりと明かに記せるは古今注などを古しとす。而して古今注にはこれを喪歌なりとせり。これその字義より離れて一轉せる意義にして萬葉集にある挽歌はまことにこれを喪歌の義とすべきなり。搜神記には又「挽歌者喪家之樂」といへり。本集のには樂といふ意はなけれど、喪歌の義はあるべし。されどこゝに挽歌とは喪にある者の歌といふほどの義に釋すべきに似たり。なほこの字面のよみ方も亦「カナシミウミ」古義「なごいふべきものにあらずして音にてよむべきなるべし。」

さて目錄を見るに、挽歌の下に竹林樂の三字を記入せり。これにつ

きてこれを誤り入れるものとせり。教訓抄を按ずるに竹林樂に注して「古老物語云大國葬送ニハ奏此曲云々」といへるを見れば、挽歌(即喪家之樂)に該當する雅樂は竹林樂なること明かなることなり。されば、かく記せるは決して誤などいふべきものにあらずして何人か心ある人の記入せしものなること疑なきなり。

以上、相聞挽歌の意義を明かにしてはじめて雜歌の意義内容を考ふべし。即ち相聞挽歌の二目に入らぬ種々の歌を雜載する部門と考へらるるなり。而してその内容を見るに、遊樂、宴會、行旅等みなこの内に入れり。

この二卷を通覽するに、卷第一は専ら雜歌を載す。而して雄略天皇の御製を最初に載するによりて世に往々萬葉集を以て雄略天皇の御宇以後の歌を載すといへるは誤れるなり。その卷第二なる相聞は仁徳天皇の朝のをはじめとし、挽歌は舒明天皇の朝のをはじめとす。而

して終りを見るに、雜歌の末に和銅五年四月の歌あり、挽歌は靈龜元年に終れり。その次第次の表の如し。

雜歌

相聞

挽歌

難波高津宮

- 泊瀬朝倉宮
- 高市岡本宮
- 明日香川原宮
- 後岡本宮
- 近江大津宮
- 明日香清御原宮
- 藤原宮
- 寧樂宮

和銅五年四月 (年號アルモノノ最後)

靈龜元年秋九月 (最後)

以上を通覽してこの一團は仁徳天皇の朝より元正天皇の靈龜年間までの歌を集めし歌集なることを知るべし。

さて又この二卷を通じてその編纂法の共通にして他の諸卷と異なる點は、この二卷は先づ「某宮御宇天皇代」といふを掲げて時代を明かに區別せる點にあり。而してこの「藤原宮御宇天皇代」のうちに大寶以下和銅靈龜の年號を以て次第し、「寧樂朝」に至りては「御宇天皇代」と記さず、ただ「寧樂宮」と記し、その下に年號を用ゐて記せり。これはこの二卷の特徴にして他の諸卷と撰を異にせる所なり。かくて、この二卷を勅撰なりといふ説、今往々見ゆれど、これを勅撰と主張するに足るべき積極的の證左一も存するものにあらず。ただ吾人はその編纂の形式の頗る整備せる點とその内容の最も古き點とを以て、この二卷が萬葉集中最も古く、最も嚴なる撰集たる部分なりといふに止まらむとす。

萬葉集卷第一

雜歌

泊瀨朝倉宮御宇天皇代

(七)

天皇御製歌

(一八)

高市岡本宮御宇天皇代

(一七)

天皇登香具山望國之時御製歌

(一六)

天皇遊獵内野之時中皇命使間人連老獻歌并短歌

(一五)

幸讚岐國安益郡之時軍王見山作歌並短歌

(一四)

明日香川原宮御宇天皇代

(一三)

額田王歌 未詳

(一三)

後岡本宮御宇天皇代

(一七)

額田王歌

(六)

幸紀伊溫泉之時額田王作歌

(七)

中皇命往于紀伊溫泉之時御歌三首

(八)

中大兄三山御歌一首并短歌二首

(九)

近江國大津宮御宇天皇代

(十)

天皇詔內大臣藤原朝臣競憐春山萬花之艷秋山千葉之彩時額田

(十一)

王以歌判之歌

(十二)

額田王近江國時作歌并戶王和歌

(十三)

天皇遊獵蒲生野時額田王作歌

(十四)

皇太子答御歌

(十五)

明日香清御原宮御宇天皇代

(十六)

十市皇女參赴於伊勢太神宮時見波多橫山巖吹黃刀自作歌

(十七)

麻績王流於伊勢國伊良虞島之時人哀痛作歌

(十八)

麻績王聞之感傷和歌

(十九)

天皇御製歌

(二十)

或本歌

(二十一)

天皇幸吉野宮時御製歌

(二十二)

藤原宮御宇天皇代

(二十三)

天皇御製歌

(二十四)

過近江荒都時柿本朝臣人麿作歌一首并短歌

(二十五)

高市連古人感傷近江舊堵作歌 或書高市黑人

(二十六)

幸紀伊國時川島皇子御作歌

(二十七)

阿閉皇女越勢能山時御作歌

(二十八)

幸吉野宮之時柿本朝臣人麿作歌二首并短歌二首

(二十九)

幸伊勢國之時留京柿本朝臣人麿作歌三首

(三十)

當麻真人麿妻作歌

(三十一)

石上大臣從駕作歌

輕皇子宿于安騎野時柿本朝臣人麿作歌一首並短歌四首

藤原宮之役民作歌

從明日香宮遷居藤原宮之後志貴皇子御作歌

藤原宮御井歌一首并短歌

大寶元年辛丑秋九月太上天皇幸紀伊國時歌二首

或本歌

二年壬寅太上天皇幸參河國時歌

長忌寸奧麿一首

高市連黑人一首

譽謫女王作歌

長皇子御歌從駕作歌

舍人娘子從駕作歌

(一〇〇)

(一〇五)

(一〇六)

(一〇七)

(一〇八)

(一〇九)

(一一〇)

(一一一)

(一一二)

(一一三)

(一一四)

(一一五)

(一一六)

三野連名闕入唐時春日藏首老作歌

山上臣憶良在大唐時憶本鄉作歌

慶雲三年丙午幸難波宮時歌二首

志貴皇子御歌

長皇子御歌

太上天皇幸難波宮時歌四首

置始東人作歌

作主未詳歌 高安大島

身人部王作歌

清江娘子進長皇子歌

太上天皇幸吉野宮時高市連黑人作歌

大行天皇幸難波宮時歌三首

忍坂部乙麿作歌

(一八四)

(一八五)

(一八六)

(一八七)

(一八八)

(一八九)

(一九〇)

(一九一)

(一九二)

(一九三)

(一九四)

(一九五)

(一九六)

作主未詳歌 式部卿藤原宇合

(三三)

長皇子御歌

(三四)

大行天皇幸吉野宮時歌

(三七)

或云天皇御製歌

(三二)

長屋王歌

(三三)

和銅元年戊申天皇御製歌

(三三)

御名部皇女奉和御歌

(三八)

三年庚戌春二月從藤原宮遷于寧樂宮時御輿停長屋原迴望古鄉

(三三)

御作歌

(三四)

一書歌

(三四)

五年壬子夏四月遣長田王伊勢齊宮時山邊御井作歌三首

(三五)

寧樂宮長皇子與志貴皇子宴於佐紀宮歌

(三五)

長皇子御歌

(三六)

志貴皇子御歌(元曆校本冷泉本神田本ニヨリテ補フ)

雜歌

○雜歌 「クサグサノウタ」とよむ。その義は上の通説にいへり。

泊瀬朝倉宮御宇天皇代 大泊瀬稚武天皇

○かかる書き方は本巻及び第二巻に通ぜり。日本靈異記序に「輕島豐明宮御宇譽田天皇代」とあるは之に似たる例にしてここには天皇の御名をいはざるを異なりとす。

○泊瀬朝倉宮 「ハツセノアサクラノミヤ」とよむ。雄略天皇の座しし宮城なり。泊瀬はその土地の總名朝倉宮の舊址は大和國磯城郡舊式上郡朝倉村にありてその大字黒崎の東北天森をその皇居の一局部の址なりと傳ふ。

○御宇 「アミノシタヲサマタマヒシ」とよむべし。「御宇は文心彫龍に「皇帝御宇」とありて宇内を御し治むる義をあらはす。「宇は類聚名義抄に「アミノシタ」と訓じ「御は同書に「ヲサム」と訓ぜり。日本靈異記にも「御に「乎佐女多比之」「宇に「阿米乃之多」と注す。續日本紀卷二十に「掛久毛畏岐新城之大宮爾天下治給比之中都天皇とあり。これらによりて上の如くよむべく思はる。僻案抄には「アミノシタシロシメス」とよみ古義には「アミノシタシロシメシ」とよめり。

○天皇 「スメラミコト」とよむべし。儀制令の義解に「至于風俗所稱別不依文字假如皇御孫命及須明樂美御德之類也」と見え太平廣記に載せたる唐の國書天平五年丹比廣成の彼地に行きし

時に我國に致せるものにも「日本國王主明樂美御德」と記せり。この國書は張九齡の作にして曲江集にも載せたり。

○大泊瀬稚武天皇 「オホハツセワカタケノスメラミコト」とよむ。この七字流布本大字にせれど古寫本多くは小字とせり。よりにこれに從ふ。「大字流布本太に作りたれど古寫本に「大字とせるを正しとす。この天皇は後に雄略天皇と申し奉る天皇にして日本紀には大泊瀬幼武天皇と記し、姓氏錄秦忌寸の條には本書と同じ字面を用ゐたり。「大泊瀬」と申し奉るは後の武烈天皇も長谷之列木宮に在ししによりて「小泊瀬稚鷯鷯天皇」と申し奉るに對し申し奉りしものなるべし。さてこの頃には未だ漢名の御諡號なき時代なれば、これを以て上の「泊瀬朝倉宮御宇天皇」の御名を注し明らめたるなり。

天皇御製歌

○御製歌 天皇の製作を御製といふ。すべて天皇に屬する事物に御字を冠することは御物御馬御衣御食御書等の例の如し。「御字は蔡邕が獨斷に「漢天子凡所進曰御御者進也」とある如く漢代より始まりて流例となれるなり。「御製」の字面は支那より傳れるならむ。後世「御製」の二字にて直ちに「御歌」の意とすれど、委しくはこの如く「御製歌」とかくべきなること、唐國史補に「貞觀五年初置中和節御製詩朝臣奉和」とある「御製詩」といふ字面を見てさとりべし。さてこは古事記雄略卷に「大御歌」とかけるによりて「オホミウタ」とよむべきなり。この御製歌は雄略天

皇の大御歌なること勿論なり。

(一)

籠毛與美籠母乳布久思毛與美夫君志持此岳爾榮探須兒家吉閑名告沙
根。虛見津山跡乃國者押奈戸手吾許曾居師告名倍手吾己曾座我許曾者
背齒告日家乎毛名雄母。

○籠毛與 「コモヨ」とよむ。「籠」は和名類聚鈔に「和名古」と注す。日本紀卷二の本文に「無間籠」と書けるを一書には「無間堅間」と書けるによりて「カタマ」とよむべしと代匠記にいひ、それに從へる説も往々見ゆれど、古來の訓多くは「コモヨ」とよみ來れり。本集にても「籠」を「コ」とよみたるは本卷二三の歌に「射等籠荷四間乃」とあるにても知るべし。この故に改むるに及ばずと思はる。而してこれを「カタマ」とよむと「コ」とよむとによりて歌格の上に大なる差あり。「カタマ」とよめば「カタマモヨ、ミカタマモチ」と五六の句となり、「コ」とよめば、

コモヨ、ミコモチ、フグシモヨ、ミフグシモチ、

となりて、上は三四の句下は五六の句となる。而してこれを朗讀するに「コモヨ云々」の方頗る調高き心地す。かくの如きは蓋し古歌の一格なりしなるべし。三四の句よりはじまる歌は古事記神武卷の「宇陀能多加紀爾」といふあり。三三の句よりはじまる歌は古事記崇神卷の「古波夜美麻紀伊里毘古波夜」あり。本集卷十六三八八五の歌の「伊刀古名兒之君」も亦三音の句よ

りはじまれり。斯の如き旁例より推してなほ「コ」とよみてありぬべきものと思ふなり。「毛」と「與」とは共に助詞にして「毛」はかく終につくる場合には咏歎の意をあらはし「與」は呼びかくるに用ゐるなり。かくて「モヨ」相合して、或る語につきて間投の用法をなし、又は呼格の語につく。古事記上卷、須勢理比賣の歌に「阿波母與賣、邇斯阿禮婆」とあり、日本紀顯宗卷の御製に「於岐每慕與、阿甫彌能於岐每」とあるなど、似たる用例なり。

○美籠母乳 「ミコモチ」とよむ。「美」は次の「美夫君志」の「美」と同じくたたふる意の接頭辭なり。「母」は音を以てし、「乳」は訓を以てし、「持ち」といふ語をあらはせり。

○夫君志毛與 「フグシモヨ」とよむ。「フグシ」は和名類聚鈔の「鑿」字の注に「賀奈布久之」とあり、又「犁鐵又土具也」といふ注あり。「鑿」字は上の如く犁の先をさす義と「土具也」とある義との二義あるが「カナフグシ」といへるはその土具たるをさすと思はる。その意の場合と思しきは玉篇に「刺也鑿也」と注せるものと見ゆ。さて「カナフグシ」といへるを以て見れば、少くとも主要部は金屬にてつくり、土を刺す具と見えたり。さてここに「カナフグシ」といふものある以上は、金屬製ならぬ、ただの「フグシ」もあるべき筈なり。類聚名義抄には「槍字に「フクシ」と注せり。この「槍」字は「槍」の訛なるべきことは之と共に「ホコ」の訓あるにて知られたり。「槍」を玉篇に「木兩頭銳也」と注したるは、その形質を説けるものといふべし。又伊呂波字類抄雜物部に「粒字に「フクシ」と訓せり。粒字は漢籍にては往々「粒」字に通用したれど、本來は別種の字なるをここには「フグシ」にあてたるものなるべし。後世のものなれど、阿婆傳抄なる安鎮法日記を見るに、その鎮所の壇の

八方に廻して

十六ノ二尺許ノ木

を打ち立つとかける(康平五年七月十六日於賀陽院)と同じ趣の事柄を

十六ノフグシ一尺許ヲ以打立つ

とかける文もあり。これを以て見ればここには二尺許の木の杭を「フグシ」といへるなり。又同じ日記に穴を掘る具として、

鋤 鐵 金不久齒 鏈

とかけるあり、

鋤 鐵 鑿

とかけるあり。「鑿」は即ち「金フグシ」なり。さてその康平三年鎮日記には

午時ハカリニ八方鎮所ヲ定テ幕ヲ曳廻シテカナフクシクワシテ穴ホル

とかけり。ここに「カナフグシ」の用法を知るべし。松岡玄達の「魯々言」に「或田舎人のふくしと云るを問しに木にて作りさきを尖らし地へさしこみ物を掘る棒の如き物なり」とあり。これ即ち槍字にあたるものにして、古の「フグシ」もまさにその如きものなりしなるべし。これ即ち菜をつむ子の土にさしてその根をきりほりとるに用ゐたる具と見えたり。

○美夫君志持 「ミフグシモチ」とよむ。「美」は「ミコモチ」の「ミ」におなじく「持」もそれに對して「モチ」とよむべし。

○ 以上の如く、先づその物の名を呼び掲げ、次に再びこれを繰りかへす形のいひ方はこれ古歌の一種の格なりしなり。その例は日本紀顯宗卷に「於岐每慕與阿甫彌能於岐每同推古卷に「摩蘇俄豫蘇我能古羅鳥」などあり。

○ 此岳爾「コノチカニ」とよむ。「岳」を「チカ」とよむは「丘」の義にして「丘」を「チカ」とよむは和名鈔に「土高曰丘、和名乎加」とあるを見て知るべし。同鈔に「嶽」字に注して「字亦作岳、訓與丘同未詳」と見ゆれば、本邦に於いては古くより「丘」「岳」通用していづれも「チカ」とよめることを知るべし。さて「岳」といふ漢字は、支那にては嶽の古文にして、 ㇿ の形なるを今の形にせるものなるが、上の ㇿ は象形にして丘陵の丘とは本源異なるものなり。されば、本來の「岳」字は「丘」と異にして「タケ」とよむべきものなり。然るに「この「岳」は「タケ」とよみては當らず、なほ「チカ」とよむべきなるが、かく「岳」字を「チカ」の意に用ゐるたるは日本紀神武卷にも例あり。即ちかの八十梟師を討ちたまひし處をば、一方にては「國見岳」と書き、一方には「國見丘」とも書けるなり。されば同じ「岳」字ながら「タケ」とよむ方は本來の漢字「嶽」の古字にして「チカ」とよむ方は「丘」字に「山」字を加へて新に作れる一種の字なるべしといふ木村正辭の説は従ふべきに似たり。さてここに宣へる丘は何處なりしかは今より知られず。

○ 榮採須兒 舊訓「ナツムスコ」とよみたれど、玉の小琴に「ナツマスコ」とよめるを正しとす。この「採」字を近頃の注釋本には多く「摘」字に改めたれど、しか書ける本は古來一もあることなし。然るに「漫」に之を改めて、一言の辯もなきは古典を取扱ふ態度としては不謹慎の譏を免れずといふべし。「採」字は玉篇に「採、摘」と注す。この「採」字は本字「采」にして後世手扁を加へしものなり。

「采」は爪木の會意の字にして説文に「持、 ㇿ 取也」と注すれば、「ツム」を本義とす。然るに「采」字が風采などの義に轉ぜし爲に別に「採」字の體をつくりて「采」の原義をあらはせるなり。されば「採」に「ツム」の訓あるは當然の事なりとす。卷十一九三の歌に「紅乃末採花」と見ゆるものこれなり。「ツマス」は「つむ」の敬語にして「つむ」の未然形より古代の敬意の複語尾「サ行」四段に活用せしものにうつりたるものなり。本集卷十七三九六の歌に「乎登賣良我春榮都麻須等」といへるはまさしく「この詞の例なり。而してここにては敬語なるは勿論なれど、親しみをあらはす意に用ゐられたりと見ゆ。「兒」とは女にまれ、男にまれ、親しみ愛していふに用ゐる語なり。かくの如き詞遣の例は卷七一、二七五の歌に「小田苺爲子」卷十一一五六の歌に「山田守酢兒」などあり。

○ 家吉閑 舊訓はこの下の「名」の字までを一句として「イヘキカナ」とよみたり。代匠記清撰本には「イヘキケ」とよみ、僻案抄には「イヘキカン」とよみたれど、いづれも確たる據を示さず。考には「吉閑」の二字を「告閑」の誤とし「ノラセ」とよむべしといひ、古義は「告勢」の誤にして「ノラセ」とよむべしといひたれど、古來誤字なき所なれば、從ひ難し。古訓は下の「名」をこの句の中として「キカナ」とよみ來りしを木村正辭は「名」は下句につくべき語なりとしこの二字にて「キカナ」とよむべしといへり。その故は「閑」は山韻即ち韻鏡第二十一轉山攝の字にして音「 キ 」なれば、國音として取扱ふ時「 n 」が「 a 」の母韻をとりて「カナ」と轉ぜるなりといふにあり。そは「信濃」の「シナ」。「因幡」の「イナハ」。「引佐」の「イナサ」。「遠江國郡名」。「男信」の「ナマシナ」。「上野國利根郡郷名」などみなこの例なりとい

ふにあり。従ふべし。さて「キカナ」の「ナ」は動詞の未然形を受けて希望をあらはす助詞にしてこれには自らの希望をあらはすあり、他に詠ふるあり。自らの希望をあらはすものには卷五八九九の歌の「出波之利伊奈奈等思臆」の如き例あり。他に詠ふる意のものには卷十七三九三〇の歌「米具美多麻波奈佛足石歌」に「和多志多麻波奈須久比多麻波奈」などの例あり。ここは自らの希望をのべたまへるなり。

○名告沙根 舊訓には「名を上」の句につけたれば「告沙根」を「ツケサネ」とよみて一句とせり。されど語をなさず。代匠記清撰本に「ナノラサネ」とよめるをよしとす。名をつぐるをば古來の「といひ來れり」。卷五八〇〇の歌に「奈何名能良佐禰」卷十四三三四の歌に「乃良奴伎美我名」とあるが如きその例なり。「のらすは」の「る」の敬語にしてその未然形よりサ行四段の活用をなす復語尾につづけしこと「つむの」つますにおなじ。かくてその「のらす」の未然形より「ね」といふ助詞につづけたるなり。この「ね」は他に對して懸に詠ふる意の助詞にして、今の如き用例は本卷「一」の歌に「草乎苜核卷十四三三八八の歌に「爲禰氏夜良佐禰」古事記仁德卷の歌に「佐邪岐登良佐泥同允恭卷の歌に「和賀那斗波佐泥等」あり。

○ 以上は菜を採める女に對してのたまへるものにして一段落をなせり。

○虚見津 舊訓「ソラミツ」とあり。古寫本中に往々「ソラニミツ」とよめるもあり。されど古事記仁德卷の御製に「蘇良美都夜麻登能久邇爾同雄略卷の御製にも「蘇良美都夜麻登能久爾袁」とあり。「ヤマト」の枕詞とせり。かくいふ起源は日本紀神武卷に「及至饒速日命乘天磐船而翔行太

虚也睨是郷而降之故因目之曰虚空見日本國矣」とあるによるといへり。按ずるにこれは所謂通俗語源説にして必ずしも據とすべからず。この他に種々の説あるやうなれど、未だ首肯すべきものを見ず。

○山跡乃國者 「ヤマトノクニハ」とよむ。「跡」は「アト」なる訓を略して「ト」の假名とせるなり。「ソラミツヤマト」といへるは、本集にも例多けれど、上に古事記の例をあけたれば、略せり。この「ヤマトノクニ」は今の大和國をさせり。ひろく日本國をさすといふ説もあれど、ここは目の前に見ゆる土地につきていはれしものなるべく思はるれば、なほ大和國なるべし。

○押奈戸手 「オシナベテ」とよむ。「押」は力の強くあらはるる意をあらはす動詞なり。「ナベ」は下二段活用の動詞にして「なびく」に對して「なびかす」意をあらはす。本卷四五の歌の「旗須爲寸四能乎押摩」卷六九四〇の歌の「淺茅押摩」卷八一五七七の歌の「秋野之草花我末乎押摩」而とある「押摩」いづれも「オシナベテ」とよめるはこの意なり。この語の假名書の例はこの歌に「師告名倍手」卷十七四〇一六の歌の「須須吉於之奈倍」とあるなどなり。

○吾許會居 舊訓下の「師」をもこの句につけて「ワレコソナラシ」とよみたり。されど「ナラシ」といふ語あるべくもあらず。玉の小琴には、この四字を一句として「ワレコソナレ」とよむべしといへり。「居」は「ナリ」なるが、上の「許會」に對する結として已然形の「ナレ」を以てよむべきなり。

○師告名倍手 舊訓「師を上」の句につけたれば「告名倍手」の四字一句とせり。而してこれを「ツゲナヘテ」とよみ考に「ノリナベテ」とよみたれど、いづれも意をなさず。玉の小琴にはこの五字を

一句とし、告は「吉」の誤なるべしといひて、「シキナベテ」とよむべしといへり。されど諸本一もここに誤字ありといふ證を示さず。又「告」は「吉」なるを増畫せるなりといふ木村正辭の説あり。この誤字説増畫説共に容易に従ふべきものにあらねど、他に訓み方も見出でざれば、姑く誤字説に従ひおく。「シキ」は一面に及び至る意にして、廣く行はれ洽く行き亘る意をあらはす。「ナベテ」は上にいへり。

○吾己曾座 舊訓「ワレコソヲラシ」とよみたれど語をなさざること上にいへるにおなじ。本居宣長が「ワレコソマセ」とよめるをよしとす。座は「ます」にして、こそに對しての結として已然形の「ませ」によむなり。「ます」は敬語なるを天皇御自らに用ゐられたる例は此天皇の御製を日本紀に載せたるに「飢哀根彌籜賦」據「鳴根阿羅斯題」拖磨根能阿娛羅備陀陀伺施都魔根能阿娛羅備陀陀伺羅斯魔都登倭我伊磨西婆佐謂麻都登倭我陀陀西婆とあるにても見るべく、又古事記中卷なる應神天皇の御製に「志那陀由布佐那美遲袁須久須久登和賀伊磨勢婆夜」とあるが如きこれなり。これ親愛の意のこもれる御詞にして今人の親、兄、姉などが、子弟に對して自ら敬稱を用ゐると一脈の生氣相通ふものあり。

○我許曾者 金澤文庫本には「許」の下に「會」あり。これをよしとす。「ワレコソハ」とよむべし。○背齒告目 舊訓「セナニハツケメ」とよみたれど義通らず。されば種々の訓考へられたるが、考には「セトシノラメ」といふ荷田春滿の按を載せ、なほ又「背」の下に「登」の脱したるものとして「セトハノラメ」といふ按をも示せり。玉の小琴はこのままにて「セトハノラメ」とよむべしといひ、古

義は「背」の下に「跡」脱せりとして「セトハノラメ」とよみ、美夫君志は「背」の下に「止」のありしが「下」なる「齒」字の上畫と同じきが爲に誤り脱せりとして同じく「セトハノラメ」とよめり。この句には「目」を類聚古集に「自」とせる外に誤字なし。されどこのままにては通じ難きにより、姑く美夫君志の説に従ふ。「背」は「セ」の假名に用ゐるしにて女より男をさすに用ゐるなり。日本紀仁賢卷の注に「古者不言兄弟長幼女以男稱兄男以女稱妹」とあり。「ノラメ」とよむは上の句の「コソ」に對して已然形にて結べるなり。さてここは天皇がその少女に對して「告らむ」と宣ふ義にとるなり。

○家乎毛名雄母 「イヘチモナチモ」とよむ。これは上段に少女の家と名とを問はせたまへるに對して天皇の御親ら家をも名をものらめと宣へるなり。されば、その意は我こそは汝の夫として家をも名をものらめとなす。これ人の名を問ふには先づ自ら名のるを禮とすること古今に通じたることなればなり。

○一首の大意 この御製前後二段落にして、第一段は先づ天皇の菜を採める少女に問ひたまへることをうたひ、第二段は之に應じて自ら告げたまへるをうたはれたり。歌調高くして英邁の君にましまししをしのび奉るに餘りあると共に、古皇室と人民との間に隔てなく、和氣にみたりしことをも伺ひ奉らるるなり。

高市岡本宮御宇天皇代 息長足日廣額天皇

○高市岡本宮 「タケチノチカモトノミヤ」とよむ。舒明天皇の皇居なり。高市はその土地の總

にして、岡本宮の舊址は傳へていふ大和國高市郡高市村大字岡にありて俗稱岡寺龍蓋寺所在の地これなりと。近來喜田貞吉氏の説には高市郡飛鳥村字雷の東なりといへり。その是非を知らず。「岡」字は「カ」と訓す岡の別體なり。「岡」は元來「山」の二字にてなれる文字なるを更に「山」を加へて「岡」とせるものにして、この字は既に玉篇に見えたり。

○息長足日廣額天皇 「オキナガタラシヒヒロメカノスメラミコト」とよむ。この御名日本紀に見ゆ。後に舒明天皇と申し奉る天皇なり。これも上の高市岡本宮御宇天皇の御名を注記したるなれば、小字にせる古寫本（抄本）よしとす。

天皇登香具山望國之時御製歌

○天皇 舒明天皇を申すこといふまでもなし。

○登香具山 「カグヤマニノボリマシテ」とよむべし。香具山は日本紀神武卷に香山此云（カグヤマ）介遇夜摩（カグヤマ）とあると同じ山なり。大和國磯城郡元は十市郡池尻村の附近にあり。

○望國之時 本歌によりて「クニミシタマフトキ」とよむべし。國見とは山などに登りて國狀を見、民の貧富などを察したまふをいふなり。神武天皇の腋上の嶽間丘に國見し給ひしことせば日本紀には「廻望國狀」と書き、又古事記雄略卷には「爾登山望國内者」と書ける文あり。諸國に國見山國見嶽と名づけてあるも國見に便なる山なれば、名づけたるなり。

山常庭、村山有等、取與呂布、天乃香具山、騰立、國見乎爲者、國原波、煙立、龍海

原波、加萬目立、多都、怜、何國曾、蜻島、八間跡、能國者。

○山常庭 「ヤマトニハ」とよむ。「常」は「トコ」の訓の上をとりて「ト」の假名に用ゐたるものにして、本卷天武天皇の御製「二七」にも「好常言師」とかけり。かくて「山常」は大和國の宛字なり。「庭」はその訓を假りて助詞「ニハ」に宛てたるなり。次の歌に「朝庭夕庭」と書き、卷二の「一六〇」の歌に「福路庭入澄不言八面」とあるも同じ趣の用ゐるさまなり。

○村山有等 「ムラヤマアレド」とよむ。村山は群かれる山々をいふ。「村」は「ムラ」群の語をあらはすに借りたる字にして卷六「一〇四七」の長歌に「村鳥」とかけると同じ趣なり。さてこの「ムラ」は本來「ムレ」群といふ語なるが、かく下に語ありてそれと熟合する時にその「レ」音がア韻に轉じて「ラ」となるものにして「スゲハラ」の「スガハラ」（タケムラ）の「タカムラ」（アメヤドリ）の「アマヤドリ」（サケツキ）の「サカヅキ」となるが如く古今に互りて行はるる一種の音現象なりとす。

○取與呂布 「トリヨロフ」とよむ。「トリ」は作用をいふ語に冠してその意を強むる用に供す。「ヨロフ」は具足する意にして物の足りそなはれるをいふ古語なり。甲冑をよろひといふも完備せるものの具の意にしてそれを體言にいひなせるなり。これは香具山の狀の山としての條件の圓滿に足り備はれるをほめてのたまへるなり。

○天乃香具山 古事記中卷の倭建命の歌に「比佐迦多能阿米能迦具夜麻」とあるによりて「アメノ

カグヤマ」とよむべし。延喜式神名帳に大和國十市郡に「天香山坐櫛真知命神社」とあり。一般的にいへば「天」といふ語を冠するは神聖なるものとの義をあらはしたるものと認めらるなり。されど釋日本紀卷七に引ける伊豫國風土記に「倭在天加具山自天天降時二分而以片端天降於倭國以片端天降於此土因謂天山也」とあるによれば天より降れるものと信ぜられし故に「天」といへりしなるべし。さてこの下に「助詞を加へて解すべし」。

○騰立「ノボリタチ」とよむ。日本紀繼體卷の歌に「美母慮我紆倍備能朋梨陀致倭我彌細磨」とあるその例なり。山にのほりてその上に立ちてといふ義なり。

○國見乎爲者「クニミマスレバ」とよむ。國見の事は上にいへり。本卷の三八の歌に「高殿乎高知座而上立國見乎爲波」卷三の「登筑波山丹比真人國人歌」三八二に「國見爲筑羽乃山矣」又卷十の歌「一九七一」に「國見毛將爲乎」など例多し。

○國原「クニバラ」とよむ。國とは一定の地域をさす語なれど、ここは次の海原と對句に用ゐられたれば、ただ土地といふ意にすぎざるべし。原は平に廣き所をいふ。天原海原などいふが如し。この國原とは今國中といふ大和原をさしたまへるならむ。本卷下の歌「一四」に「伊奈美國波良」とあるもこの語に似たる例なり。

○煙立龍 流布本に「龍を籠に作れども訓は「タツ」とあり。而して古寫本の大部分「龍」とかければ、誤なること著しく、訓は古來の如く「ケブリタチタツ」とよむべし。考には「籠」を正しと見て「タチコメ」とあれど、古本になき所なれば従ひがなし。これは蓋し、活字の誤植に基づくものならむ。

「煙は和名鈔に「介布利」と注し、新撰字鏡に「燭に「介夫利」の注あるによりて「ケブリ」といふが古語なりと知るべし。さてこの「煙」は所謂炊煙なるべくして、古事記仁徳卷に「於是天皇登高山見四方之國詔之於國中烟不發國皆貧窮云々後見國中於國滿烟」とある烟に同じかるべし。さてここに「タチタツ」とあるは、下なる「カマメタチタツ」と同じ趣の語法を以て對句をなしたるものなるが、その「タチタツ」といふ語は彼處にも此處にも烟の立つ意をあらはさむが爲に、同じ語を重ねいはれたり。これ蓋し、國富み賑へる由を宣へるならむ。

○海原 「ウナバラ」とよむ。卷五八七四の歌に「宇奈波良能意吉由久布禰遠」卷十五三六四八の歌に「宇奈波良能於伎倣爾」卷二十四三三五の歌に「宇奈波良乃宇倍爾」の假名書の例あり。「ウナバラ」は「海ナ原」の義にして「ナ」は「ノ」と同じ意と用とをなす古き助詞にして「ウミ」の「ミ」は省かれたるものならむ。原の義は上の國原におなじ。さてこの海原とは何處ぞと考ふるに、香山にてよませたまへるなれば、大和國內にして、しかも目前に見てよませたまへるものなれば、蓋し、埴安池をさして宣へるならむ。埴安池は香山の北麓にありし池にして、古は大なる池なりし由なるが今はあせてなくなりたれど、なほ池尻村又池内などいふ地名残りといふ。卷二二〇一の歌に「埴安乃池之堤之隱沼乃」などよめるにて、古池の存せしを知るべし。然らば、この池を海原といはれたるは如何にといふに、今は「ウミ」といへば、専ら鹽水の海をいへど、古は湖沼にても「ウミ」といへるなり。琵琶湖を「淡海」淡水の海の義といひ、濱名湖を「遠つ淡海」といへりしなど、皆この例によれり。卷三に柿本人麿が獵路池をよめる歌「二四二」に「皇者神爾之座者眞木之立荒

山中爾海成可聞ニウミナカニニウミナカニとよみ又同卷なる不盡山を詠める歌三一九ニに石花海跡名付而有毛彼山之堤ニ有海會ニとあり。この石花海といふは富士山の北麓に有りし湖にて後世噴火によりて埋められ小くなれるが今西湖といへるものその名残なるべしといへり。ウミとは大水の義なるべく古くオホをウフといひしこと琉球語の如くなりしなるべくミツを古くはミとのみいへるはミナワ水沫ニミナモト源ニミカサ水量などの例にて明かなるべし。

○加萬目立多都 字のままならばカマメタタツとよむべし。さてカマメとは何か詳ならねど鷗をいへりといふ説多し。されど確證はなきなり。卷三なる鴨君足人の香具山の歌二五七ニに松風爾池浪立而櫻花木晚茂爾與邊波鴨妻妻喚邊津方爾味村左和伎とあれば古埴安池にかもめの來り遊びしことはありしならむ。よりて今姑くかもめを古カマメともいひしならむと推定す。但しなほ後賢の研究を俟つ。タタタツはその鷗などの多く群れ居るさまをいはれしなり。

○ ここまでにて一段落をなせり。その末の部分に國原は海原はと兩々對句をなしてその景色の賑はしく愉快なる心地をあらはされたる所快き感を與ふるを注意すべし。

○ 恰柯國會 恰柯は古來オモシロキとよめり。然るにこの柯字は字書に所見なし。これにつきて萬葉考にウマシクニゾとよむべしといへり。その説の要をいはむに神代紀に可恰小汀ニに注して可恰此云于麻師ニとあるによりその可恰の可を下の恰字に准へて扁を加へて柯としたるを書寫の際顛倒せしものなるべしといふなり。可恰の文字は此外日本紀に可恰御ニと

もあり。こは可憐と同音同義の文字にして享和本新撰字鏡の謔ニの注に柯恰也ニと見ゆ。さてこの柯恰を書けるは本集の所々に見ゆるものなるが卷三ニ四ニ五ニにある此旅人柯恰ニ卷四ニ七ニ六ニにある吾兒羽裳柯恰ニ卷七ニ一ニ四ニ〇ニ九ニにある秋山黃葉柯恰浦觸而及びニ一ニ四ニ一ニ七ニの柯恰其水手ニ卷九ニ一ニ七ニ五ニ六ニにある柯恰其鳥ニなどの柯恰などはアハレとよむを適切なりとす。又卷四ニ七ニ四ニ六ニにある如是柯恰縫流囊者ニの柯恰はオモシロキとよみ來れるをよすとすべく又卷七ニ一ニ〇ニ八ニ一ニにある夜渡月乎柯恰吾居袖爾ニの柯恰は古義の如くオモシロキとよみて然るべく見ゆ。さて可恰をば柯恰と書くが如きは所謂連字増畫にして漢文中に往々見る事なり。たとへば鳳皇を鳳凰とかき彌猴を彌猴とかき納采を納采とかき備留を備留とかくが如きその例なり。この柯恰の字面は本集のみかといふに然らず。日本紀仁賢卷に弱草吾夫柯恰ニと書き漢籍にては遊仙窟に柯恰嬌裏面ニとあるなどを見て支那にて既に用る來りしものなるを知るべきなり。今これらの例を見れば恰柯は柯恰の顛倒なりといふ説然るべく思はる。さてこはオモシロキクニゾとよみても誤れりといふべからず。又語學上よりいへば必ずウマシクニゾとよまずばあるべからずといふ程の事も見えず。要するに歌の調によりて決すべきことと考へらるるが然るときはウマシクニゾとよむ方まされる心地す。ウマシクニといふ例は日本紀垂仁卷に神風伊勢國則常世之浪重浪歸國也傍國可恰國也ニとある可恰國をウマシクニとよみ來れるあり。ウマシは賞美する意の形容詞なれば可恰の字義にあたることはいふをまたす。さてその終止形より直ちに名詞につづけてうましをばまうましみちうましくニなど

いへるは古語の一格にして後世の語のあとなしごと「目なしどり」よしなしごと「友なし千鳥」又古語にて「いかし穂」いかしほ「こよしきらひもの」などいへるも同じ格にして、かの「堅磐を」カタシハ」とよむも、堅し岩の約まれる語にして同じ格にて成れる語なるべし。この「うまし」を「うまし」と活用する形容詞の語幹なりとする説もあれど、上の例に照して考ふるになほ一種の語格にして形容詞の終止形より名詞につづけて熟語をなせるものとすべし。「ゾ」はそれと指定する意の助詞にして、上に體言を受けてそれを述格に立たしむる力あるものなるが、ここにてはこれを述格として次なる語を主格として説明せるものが、反轉法によれるものなりとす。

○蜻蛉 「アキツシマ」とよむ。蜻蛉は普通蜻蛉と書く。新撰字鏡に「蜻蛉に阿支豆」と注す。今「トンボウ」とよぶ蟲なり。これは秋に至りて盛に出づるものなれば、秋つ蟲の義なるべきが蟲の名と固定せる後に「ムシ」といふ語を省きてもその物と知らるるに至りしならむ。今はその「アキツ」といふ語をかりて「アキツシマ」といふ文字に用ゐたるものとも考へらるれども、なほ日本紀神武卷に「皇興巡幸、因登腋上、藤間丘而廻望國狀曰、妍哉乎國之獲矣、雖内木綿之眞、進國猶如蜻蛉之聲、咄焉、由是始有秋津洲之號」とある傳説によりてこの文字を用ゐたるものなるべし。「あきつしま」といふは本邦の古名なること論なけれど、これを蜻蛉のとなめせる形より起れりとするは蓋し、一種の通俗語源説に過ぎざるべし。惟ふにこは古く「天倭豊秋津鳥」古事記「大日本豊秋津洲」日本紀といへるが本名にして、豊秋つツの意は農事の收穫の豊なるをいひたるにて、瑞穂國といふと語異にして義同じきものなるべし。

○八間跡能國者 「ヤマトノクニハ」とよむべし。「アキツシマヤマト」とつづくる例は日本紀仁徳卷の御歌に「阿耆豆辭、莽椰莽等能區耳」とみえ、雄略卷の御歌にも「阿妓豆斯麻耶麻登」など見え、本集には卷十三、卷十九、卷二十などに例多し。さてこれより上の「うましくにぞにかへりて一文をなせり」。

○これにて一段落なり。この歌末を五七七といふ形にせずして、五七にて終りとせり。これ亦古の一種の歌格にして脱落あるにあらず。かくの如きは本卷の次の歌の末に「梓能弓之奈加弭之音爲奈里」中大兄の三山歌の末を「虚蟬毛孺乎、相格良思吉」といへるなどと似て後世の歌に比べては頗る自由なりしを見るべし。

○一首の意明かにして、古帝王の民の疾苦を察し給はむとて國見したまひしさま、及び人民足り悦び、禽獸蕃息するさまのあたり見るが如し。歌の格は簡古にして、遒勁一の冗句なく、平坦々の言を用ゐて叙して、しかも莊重なり。

天皇遊獵内野之時中皇命使間人連老獻歌

○天皇 舒明天皇をさし奉れることいふまでもなし。

○遊獵 「カリシタマフ」とよむべし。「遊獵」の字は史記呂后本紀などに見え、日本紀崇峻卷にも見えたり。

○内野 「ウチノヌ」とよむべし。「ウチ」は地名にして大和國宇智郡なり。その郡中にある野なれ

ば、ウチの野といふべきなり。反歌に「丙乃大野」とあるもこの地なり。その地は吉野川の南今坂合部村大字大野といへる地のあたりなるべしといふ。この地古狩獵に適せし爲御料地たりしものならむ。續日本紀慶雲三年二月丁酉「車駕幸丙野」と見ゆるも蓋し同じ處なるべきか。但しこの天皇の此の野に行幸ありし事史に見えず。

○中皇命 舊訓「ナカノウシノミコト」とよみたれど、義をなさず。これによりて代匠記には「ナカノスヘラキミコト」といひたれど、「スヘラキミコト」といふも語をなさず。考には、皇の下に「女」字を脱せりとして「ナカツヒメミコ」とよみ、古義は「命は女」の誤にして、舒明天皇の皇女にして後に孝德天皇の皇后たる間人皇后ならむといひたれど、「中皇命」とかけるは、この下にも見え、そこもこの目錄本文共に一致し、しかも諸本皆同じければ、誤字説はうけられず。そのよみ方も亦何人をさし奉れるかも未だ詳かならず。近來喜田貞吉氏の「中天皇の考」もあれど、ここに適切なりとも思はれず。要するに諸説紛々として是と認むべき説を未だ見ざるなり。

○使間人連老獻歌 「間人連老はハシビトノムラジオユ」とよむ。間人連は天武天皇の御時に宿禰の姓を賜はれる氏族にして「神魂命五世孫玉櫛比古命之後也」と新撰姓氏錄に見ゆ。然るに日本紀孝德卷白雉五年の條に遣唐使判官として「小乙下中臣間人連老於此云」と見ゆれば、この間人連老と同人にして中臣を略してかかれたりといふ説あれど、果して然りや否や斷言しかねたり。さてここに「使獻歌」とあるは「タテマツラシメシウタ」とよむべきが、ここに御歌とかれぬを以て中皇命の歌にあらずして間人連老のよめる歌といひ、又老の代作せるなりとい

ふ如く種々の説あり。按ずるに、これは間人連老をして獻らしめられし由の詞書なれば、老はただ使となりしならむ。されば、この歌の作者はなほ中皇命にして、中皇命の御歌ならば、御歌とかくを正しといふべきなるが、原本に既に「御字を脱せりと見るべし。」

○ 目錄にはこの下に「并短歌」とあるによりて略解などにここにもこの三字を加へたれども、とよりなかりしならむ。

(三)

八隅知之、我大王乃、朝廷取撫賜、夕庭伊縁立之、御執乃、梓弓之、奈加弭乃、音爲奈利、朝獵爾、今立須良思、暮獵爾、今他田渚良之、御執、梓能弓之、奈加弭乃、音爲奈里。

○八隅知之 古事記景行卷の歌に「夜須美斯志和賀意富岐美」とあるなどによりて「ヤスミシ」とよむべし。これは古來難問とせられ冠辭考古事記傳等によりて「安み知らす」の義なる由に略定まれるやうなり。されど「し」といふことの語格未だ完全なる説明を得たることなし。さればなほ未決の問題たるなり。

○我大王 「ワガオホキミ」とよむ。かく「オホキミ」につづくる時はすべて「ワゴオホキミ」とよむべしと荒木田久老いひ、木村正辭また之を主張したれど古事記景行卷の歌に「和賀意富岐美」とあり、同書仁德卷の歌に「和賀意富岐美能」とあり同じく雄略卷の歌には「和賀淤富岐美能又和賀意

富岐美能とあり。日本紀にある同様の歌なるも亦然り。本集にても卷十八四〇五九の歌に「和我於保伎美可母」卷二十四五〇八の歌に「和我於保伎美加母」など、假名書に明かに「ワガオホキ」とあるもあり。「ワゴ」といふは下の「オホ」の音に同化せる訛言なれば、「和己」と特に書けるものの外は「ワガオホキ」と正しくよむべきものなるべし。さて「ワガ」といへるは天皇を親しみ奉りていへるなり。「オホキ」は古くは専ら天皇をさし奉りしが、中世以後「王」字の訓の如くなれり。ここは本義なることいふまでもなし。

○ 朝廷 「アシタニハ」とよむ。「庭」は「ハ」の助詞をあらはせること上の歌にいへり。卷十九四二

○ 九の歌に「安志太爾波可度爾伊氏多知由布敝爾波多爾乎美和多之」とあるによりてよむべし。

○ 取撫賜 「トリナデタマヒ」とよむ。「トリ」は手に持つをいふ語。「ナヅ」は物を深く愛する時にするわざなれば、深く愛する意をあらはすにいふ語なり。日本紀卷一に「有一老公與老婆中間置一少女撫而哭之」とあり。卷六九七三の歌に「天皇朕宇頭乃御手以搔撫會禰宜賜打撫會禰宜賜」又卷十九四一五五の歌に「可伎奈泥見都追」とあるなど皆之を愛する状をいへるなり。

○ 夕庭 上の「朝廷」の例によりて「ユフベニハ」とよむべし。

○ 伊縁立之 舊訓「イヨセタテ、シ」とよみたれど、縁字に動詞としての「ヨス」とよむべき意義なし。「縁」は「ヨル」とよむべき字なれば、攷證古義の説によりて「イヨリタタシシ」とよむべし。「イ」は所謂發語と稱せらるゝものにして動詞に冠して語調を添ふる接頭辭なり。古事記崇神卷の歌に「伊由岐多賀比同書雄略卷の歌に「伊加久流袁加袁」といひ、日本紀神武卷の歌に「異波比茂等倍離」

卷一九九の歌に「伊波比伏管又伊波比廻」卷十七三九八五の歌に「伊由伎米具禮流」といふものなどの「イ」これなり。「立之」は「タテシ」とよむと「タタシ」とよむにて意異なり。「タテシ」とよめば之を立つることにして上の「ヨリ」との意義打ち合はず。「タタシ」は自ら立つ意の語の敬稱として、サ行四段活用にはたらかせたる語なれば、自らその側により立つ義をあらはす。蓋し天皇の手にとりて所謂弓杖つきて立たせたまふことをいふならむ。「いよりた」といふ語の例は古事記雄略卷の歌に「夜須美斯志和賀波富岐美能阿佐斗爾波伊余理陀多志由布斗爾波伊余理陀多須和岐豆紀賀斯多能伊多爾母賀阿世袁」とあり、「ヨリタタス」といふ語の例は卷十七三九七五の歌に「安之可伎能保加爾母伎美我余里多多志孤悲家禮許會婆伊米爾見要家禮」とあり。

○ 以上四句の意朝夕とりなで縁り立ちたまふといふことにして常に身を放ち賜はぬ由をいへるなり。「朝」には「タ」には「と」別ちたるは詞のあやとして對句につくりなしていへるのみ。

○ 御執乃 「ミトラシノ」とよむ。「トラシ」は「取る」の敬語としてサ行四段の複語尾に活用したる、とらすといふ語の連用形よりして名詞に化せしめたるものなれば、「ミトラシ」とは「とりたまふもの」の義なりとす。かくて弓は手にとるものなれば、これを以て「御弓」に冠するに用ゐたり。後にはこれを直ちに御弓の義としたる如く思はるゝが、それが訛りて「御タラシ」となれるは、延喜式祝詞卷の春日祭の祝詞の訓などにて見るべし。注釋家往々御太刀を「ミハカシ」御衣を「ミケシ」といふと同じとせり。後世の用ゐるさまにては同じといふべけれど、ここは「ミトラシ」を以て直ちに「弓」の義にせるにあらねば同一の取扱はずべからず。

○梓弓之「アツサノユミノ」とよむ。梓弓とは梓といふ木にてつくれる弓なり。梓は新撰字鏡に「梓阿豆佐」とあり。本草和名には「梓和名阿都佐乃岐」とありて和名鈔これに同じ。古事記應神卷の歌に「阿豆佐由美麻由美」といへり。續日本紀大寶二年三月に「信濃國獻梓弓一千二十張」と見え、聖武天皇朝の梓弓は奈良正倉院に現存す。梓は古本邦にて日常の用に供せし弓の材に用ゐるものなれば、多く産したる物に相違なきに、中古以來弓の製法かはり、近世に至りて弓の用衰へしかば、今や其名を知る人なくなり、諸説紛々たり。されど、さばかり多く生ぜし木の今の世に全く跡を絶てりとも思はれず。近年理學博士白井光太郎氏は、よくそみねばり又は「はんざ」とよぶ木ならむといふ事を考證せり。その説は然るべき説として、學界の認むる所なり。されど、古梓といひしものはこの一種に限らず、弓材に用ゐるものに梓といふ名のありしものなほ他にもありしならむ。即ち現今方言にて「づさ」といふ木數種あり。それらのうちには、あづさの上略せられたるものあるべし。かくいふ證は山形縣置賜郡に「梓山」といふ文字に書きて「づさやまと呼ぶ村の名、日本地誌提要羽前原野牛森原の注にあり。而して山形縣庄内地方には現に「ちしや」といふ木は彈力ありて杖などに用ゐるといひ、今「ステッキ」につくる料に汎くこれらの「ちしや」の木を用ゐることはその道の人の知る所なり。今信濃に梓川あり、その他梓といふ語を名にもてる地名所々にあり。これらは梓の多き地なりしより起れる名なるべし。

○奈加弭乃 文字通り「ナカハズノ」とよむべし。その實體不分明となれるが爲に異説紛々たり。

これを「ナガハズ」とよむ説あれど、「カ」は清音の字なれば、濁音に用ゐるは異例に屬す。その長弭といふ説にては、管の長き弓にしてその長くせるは或は玉や鈴をかくる爲なりといひ、田安宗武の玉函叢説獸などを突き止むる爲ならむといひ、美夫君志たれど、いづれも臆説に止まれり。而して、又正倉院の御物中にその長弭の梓弓ありといふ説あれど、著者二度正倉院を拜觀し梓弓も拜觀せしかど、特に長弭の梓弓といふべきものの存せざりしのみならず、現在の記録にもその存在を登錄せず。これは傳ふる人の誤なること著し。かくこの語古來難解とせられたれば、或は「加」を「留」の誤として「ナルハズ」とよむべしといひ、萬葉考或は「利」の誤にして「ナリハズ」とよむべしとし、玉の小琴及び古義或は「弭」を「弦」の誤として「ナカツル」といひ、考一説弭の誤として「ナカツカ」といひ、攷證甚しきは二字を改めて「奈利弦」とする説(石原正明)さへあり。然れどもこの歌に二處もあるにいづれの本にも異なることなければ、誤字説はうけられず。漫りに古典の文字を改削して臆説を逞くするは眞摯なる研究家のとるべき道にあらず。余はなほ古來のまま「ナカハズ」とよむべしと考ふ。その説は附録問題集中に載せたり。

○音爲奈利「オトスナリ」とよむ。この音は弦の鞞にあたりて鳴る音なること勿論なり。本卷「七六」の歌に「大夫之鞞乃音爲奈利」とあるを参照すべし。「なり」といふ語をば動詞存在詞などの終止形に添へてその陳述を力づよく示さむとすることは中古にも盛んに用ゐられしものなるが、卷十五「三六二四」の歌に「於伎能可多爾可治能於等須奈理」卷十七「三九七三」の歌に「伎美麻都等宇良吳悲須奈理」卷二十四「三〇五」の歌に「保等登藝須奈伎互故由奈理」又卷五「八二七」の歌に

「宇具比須會奈伎伊奴奈流」など例多し。又古事記上卷には「伊多玖佐夜藝帝阿理那理」以上二の那理を本居宣長は那理の誤なりといひしは證なきことに「伊多玖佐夜藝帝阿理那理」以上二の那理を本居宣長は那理の誤なりといひしは證なきことにして、しかも古語の格を未だ知らざりしによる。正倉院古文書中の消息には「伊知比爾惠比天美奈不之天阿利奈利」日本紀神武卷には「聞喧擾之響焉此云左擲覺利奈理」とも見えたり。これ古語の一格にして語意の切なるをあらはすに用ゐるなり。さてこの歌はいづこより獻られたるにか。内の野の弓の音の岡本宮まで聞ゆべくもなければ、行宮にての御詠と見るべし。

○ 以上一段落なり。

○ 朝獵爾 「アサガリニ」とよむ。次の句の「暮獵爾」と對句をなせるものにして、卷三、四七八の歌に「朝獵爾鹿猪踐起暮獵爾鶉雉履立」卷六、九二六の歌に「朝獵爾十六履起之夕狩爾十里踏立」卷十七、四〇一一の歌に「朝獵爾伊保都登里多底暮獵爾知登理布美多底」などあると趣似たり。そのよみ方の例は卷十五、三五六八の歌に「安佐我里能伎美我由美爾母奈良麻思物能乎」などあり。

○ 今立須良思 「イマタスラシ」とよむ。「タタス」は「立ツ」の敬語にして、古事記上卷に「故二柱神立」訓立云「天浮橋」と見え、日本紀推古卷の歌に「異泥多多須」などあり。「ラシ」は推量をあらはす複語尾なり。上の弓弦の音を聞きて天皇の獵場に立ち出で獵したまふを推量せることばなり。

○ 暮獵爾 「ユフガリニ」とよむ。その意は「アサガリニ」の下にいへり。

○ 今他田渚良之 「イマタタスラシ」とよむ。「渚」は釋名に「小洲曰渚」とある義によりて、スの假名に用ゐるなり。意は上にいへり。

○ 御執梓能弓之 「ミトラシノアツサノユミノ」とよむ。上に「御執乃梓弓之」とかき、下に「執の下に」の假名なく「梓」と「弓」との間に「能」の假名あるは、同様の句を二様にかへて書き出したりと見ゆ。但し元曆本には「能梓」とありて文字顛倒せり。いづれにてもあるべし。

○ 奈加弭乃音爲奈里 この上四句第二段落の末と同じ句を繰り返せるなり。

○ 以上第二段落とす。この段には「朝獵云々」「暮獵云々」と兩々相對せしめて、末に「御執云々」といひて之を統一し、更にそれを以て第一段落の末と對立せしめ、全體を以て相對應せしむ。句法章法井然として相對し、而して各段落の末句は音調簡潔にして力強く、莊重の趣を具ふ。大意はいふまでもなければ贅言せず。

反歌

○ これは長歌の末に加へたる短歌をさす名稱なり。これが名義につきては古來さまざまの説ありて、そのよみ方も「カヘシウタ」とよむべしともいひ、又「ミジカウタ」とよむべしといふ説もあれど、木村正辭の説によりて音にて「ハンカ」とよむをよしとす。名義も美夫君志に荀子の賦篇の末の反辭といふものあるに擬したるものなりとする説をよしとすべし。荀子の反辭は又小歌ともいへるものにしてその「與愚以疑願聞反辭」とある文の楊倞の注に「反辭反覆叙說之辭猶楚詞亂曰」といひ、又「其小歌曰」とある注に「此下一章即其反辭故謂之小歌摠論前意也」とあるにてその意を知るべし。又離騷の「亂曰」の王逸の注に「亂理也、所以發理詞指總撮其要也」といへ

り。即ち賦の末に前意を摠論する小歌を附せるものを亂とも反辭ともいへるなり。さては長歌を彼れの賦に比してその反辭又は亂に擬したる短歌をば反歌とはいへるなるべく、その名稱も或は反辭即ち小歌なる由を思ひて名づけたるものならむか。されば代匠記に「長歌に副たる短歌を反歌と云は反覆の義なり。經の長行に偈頌の副ひ賦等に亂の副たる類なり。長歌の意を約めて再び云意なり」といへるは其の意を得たりといふべきなれど、本集に反歌といへるものには、長歌の意を反覆約説せるにあらぬも往々見ゆれば、その説には十分吻合せず。按ずるに反歌といふことの本義はけに代匠記の如くにてありけむが、後に形式的になりて其の意の如何にかかはらず、長歌に添へたる短歌を名づくることとなりしならむ。

(四)

玉刻春内乃大野爾馬數而朝布麻須等六其草深野

○玉刻春「タマキハル」とよみ、いのち「代」うちなどの枕詞とす。卷五、八〇四の歌に「多麻根波流伊能知遠志家騰」卷十七、四〇〇三の歌に「多末伎波流伊久代經爾家全日本紀神功卷に多摩岐波屢于池能阿層餓」などその例なり。卷十一、九一二の歌には「靈寸春吾山之於爾」ともあり。「刻」を「キ」の假名とせるはその訓の頭音をとるなり。卷十三、三二二三の歌に「眞刻持」とあり。この語の意につきては冠辭考、古事記傳等に説あれど、いづれもうけ難く、意未だ詳かならずといふべし。○内乃大野 上にいへる、内の野なり。大は稱美して加へしもの、今も大野といへるを見れば古よりその名のありしにや。

○馬數而「ウマナメテ」とよむ。馬を並べての意なり。卷六、九四八の歌に「友名目而遊物尾馬名目而往益里乎」卷十七、三九九一の歌に「於毛布度知許己呂也良武等宇麻奈米底」などその例なり。「數」字は説文に「計也」とありてかぞふるなり。古事記景行卷の歌に「迦賀那倍豆用邇波許許能用比邇波登袁加袁」とあるがなべては「日」並べてなるべければ「なべて」又「なめて」といふは「かぞへて」といふに同じき古語なるべし。然るによりて今の「數」といふ字を訓の同じきまま並めての語に假り用るしならむ。卷十二、二九六二の歌に「白細之袖不數而宿烏玉之今夜者早毛明者將開」とある、不數は流布本に「カヘス」とよみたれど、意義當らず。又「かすへす」とよめる古寫本あれど、これも意義通ぜず、考には「數」を「卷」の誤とせれど、それも從ふべからず、代匠記には「ナメズ」とよめり。ここを「ナメテ」とよむに准せば代匠記の説をよしとすべし。それによらば、この「ナメテ」とよむもいよく「理ありといふべきなり」。

○朝布麻須等六「アサフマスラム」とよむ。「六」を「ム」の假名に用るるは訓を借りたるなり。卷三、二八三の歌に「六兒乃泊從」卷十一、三二八二の歌に「八重六倉」などかけるこの例なり。「朝ふます」とは朝に踏みたまふなり。「フマス」は「ふむ」の敬語なること上の「たたす」と同じ語格なり。朝は上に「朝獵」といへるにあはせたり。「ふむ」は鳥などの草叢にかくれたるを踏みたつるをいふ意もこもりたるべけれど、たゞ草深き野を踏み分くるをいふと見てありぬべし。「ラム」は推量の複語尾なり。

○其草深野「ソノクサフカヌ」とよむべし。「深野」は古來「フケノ」とよみ來れるが、このよみ方をよ

しとする説(萬葉考)は夜のふけ行くなどいふ語あるにより、ふかきの約ふきなるを通はして、ふけといふと主張するなれど、その約通の説はうけ難し。ふけは下二段活用の動詞にして、ふかきには直接の交渉なき語なり。ふかは、ふかしといふ語の語幹にしてそれより直ちに名詞につづけて熟語をなすこと、高田「淺茅」など旁例極めて多し。この故に美夫君志の説の如く、フカヌ又は、フカノとよむべし。さて草に「深し」といふは草の丈高く生えたるをいふものなるが、それも人のたけ程にもなりたるをば「高し」といひて「深し」とはいふまじ。草を「深し」といふはこれを分け行く人の脛も股も没する程なるさま水を渉るに似たるよりいへる語なるべし。かくて又淺草淺茅などいふ「あさし」といふ意もこれに准じて知るべし。元來「深し」「淺し」といふ語はある視點より下に垂直に距離を考へたる語にして「高し」「低し」といふ語はある視點より上に垂直に距離を考へたる語なるを以てこの「深」といふも人の胸位より下なる程の草の高さなるをいへるならむ。さればここは深き淺きの語を用ゐるべき所なり。古來草に對して「ふけ」「ふく」などいへることなければ「フケノ」といふ説は從ふべからず。さてこの句は下に「ヲ」といふ助詞を添へて解すべく、その野を朝ふますといへるなるが、ここに「ソノ」と冠せるは頗る強き感を與へこの一句にて一首をひきしむる力あり。

○一首の意明らかなるが、歌の意は第四句にて形式上完きものなるを最後の一句を更に加へて力強くうたへるなり。かくて「ソノ」とさせるは上の内の大野なること勿論なるが、更に詳に説明して、その草深きをあらはし、その深き草を涉りて御狩たすらむかといはれたるなり。

されば最後の一句は歌格の上には頗る有力なるものなりとす。

幸讚岐國安益郡之時、軍王見山作歌

○幸 天子の御行をいふに用ゐる字なり。蔡邕が獨斷に「車駕所至人民被其德澤以僥倖。故曰幸也。先帝故事所至見長吏三老官屬親臨軒作樂賜食。卓帛越巾刀佩帶民爵有級數或賜田租之半是故謂之幸」といひ、後漢書光武紀の注に「天子所行必有恩幸故稱幸」とあり。玉篇には「幸天子所至也」と見えたり。かくて、これは名詞としては「ミユキ」とよむ。御行の義なり。動詞としては「イデマス」とよむなり。卷二「一九一」の歌に「幸之宇陀乃大野者」とある「幸之」を「イデマシシ」とよめる如く、これも「イテマシシ時」とよむべきなり。

○讚岐國安益郡 和名鈔に「讚岐國阿野」とある地にして、古く國府のありし郡なり。今綾歌郡といへるうちなり。舒明天皇の讚岐國安益郡に行幸ありしことは史に明記なし。日本紀には、この天皇即位十一年冬十二月に伊豫溫湯宮に幸し、翌年四月京に還り給ひしことあり。而して歌に春といふことあれば、その還幸の途に讚岐國を通過あらせられ一時は安益郡に逗留ましまししものと見ゆ。

○軍王 攷證に「イクサノキミ」とよみ、古義に「イクサノオホキミ」とよめり。「軍」をその名とし、「王」を其の身分をあらはすものとせば、「イクサノオホキミ」とよむべし。但しこの人の傳等知る所なし。

○見山作歌「ヤマトミテヨメルウタ」とよむべし。その山はいづれか詳なるを知らず。
 ○ 目錄によれば、この下に「並短歌」とあり。而してこの長歌の後に反歌あれば、然るべきに似たり。然れども、諸本皆かくの如くなれば、古よりなかりしならむ。これを改むるは強事なり。

(五)

霞立長春日乃晚家流和豆肝之良受村肝乃心乎痛見奴要子鳥卜歎居者
 珠手次懸乃宜久遠神吾大王乃行幸能山越風乃獨座吾衣手爾朝夕爾還
 比奴禮婆大夫登念有我母草枕客爾之有者思遣鶴寸乎白土網能浦之海
 處女等之燒鹽乃念曾所燒吾下情

○霞立「カスミタツ」とよみて春日の枕詞とす。その例は卷五八四七に「可須美多都那我岐波流卑乎」などあり。「霞は和名鈔に「和名加須美」とあり。

○長春日乃 よみ方は卷五の上の歌又卷十一九二一の歌に「菅根乃長春日乎」卷十七四〇二〇の歌に「奈我伎波流比毛和須禮廬於毛倍也」とある例によりてさとるべし。春は心のどかにして冬の短き日を経たる心には甚だ長き心地するによりていふ。

○晚家流「爾字なけれど、クレニケル」とよむべし。かゝる時の「ニ」をかゝずしてしかもよみ加ふべき例は卷三三三〇の歌に「藤浪之花者盛爾成來」又四五二の歌に「與妹爲而二作之吾山齋者木

高繁成家留鴨」など、多くして一々あぐべからず。

○和豆肝之良受 諸書に「ワヅキモシラズ」とよめり。而してその「モ」は助詞なること著し。されどその上なる「ワヅキ」といふ語詳ならず。種々の説あれど、未だ首肯すべきものを見ず。

○村肝乃「ムラキモノ」とよむ「心」の枕詞とす。その語の意これ亦種々の説あれど、未だ首肯すべきものを見ず。

○心乎痛見「ココロヲイタミ」とよむ。「イタミ」は「痛し」といふ語を動詞に化せしめたるものなり。心に痛しといふは、深く物を思ひて堪へ難きさまをいふなり。その用例は卷八一五一一三の歌に「吾情痛之」卷二四三〇七の歌に「秋等伊弊婆許己呂曾伊多伎」四四八三の歌に「許己呂伊多久牟可之能比等之於毛保由流加母」などあり。明に「心ヲ痛ミ」といへる例は卷十八四一二二の歌に「曾乎見禮婆許己呂乎伊多美」あり。これに似たる例は卷八一四二四の歌に「春野爾須美禮探爾等來師吾曾野乎奈都可之美一夜宿二來」卷十四三四三四の歌に「可美都家野安蘇夜麻都豆良野乎比呂美波比爾思物能乎」などあり。これらの例を釋するにその「ミ」を「サニ」といふべしといふ説あり。大意はそれにてもわかるべし。されど、文法上よりいへば、これは連用形なれば、痛みは「痛き」によりて「なつかしみ」は「なつかしき」によりて「なごいふ」を可とす。さて又「心乎野乎」などの「を」は格助詞即處分する意ありやといふに、しかは見えず。これは古く行はれたる感動の助詞にて力強くいふに止まれり。さればただ理解するのみのときには「を」を釋せずして「心をいたみ」は「心がいたき」によりて「野をひろみ」は「野が廣き」によりての如く解すべし。この「を」が處

分する意あるにあらぬことは、ををあらはさずしていへる例の多きにて知るべし。たとへば卷十七の大伴家持の歌四〇一一に「山高美河登保之呂思野乎比呂美久佐許會之既吉」の如きこれなり。この「チ……ミ」といへる形式は大抵はこの定に心うべし。

○奴要子鳥 「ヌエコトリ」といふ。「要」は「エウ」の音なれば、上音のみをとりて「エ」の假名に用るたり。「コ」は親しみの意を以て添へたるにて「ヌエ」といふ鳥をさせり。「ぬえ」は今俗「虎つぐみ」といふ鳥なり。和名鈔に「鷓」に「和名奴江」と見え、新撰字鏡に「鷓」字又「鷓」字をこれにあてたり。この鳥の啼音は卷五、八九二の歌に「奴延鳥乃能杼與比居爾」とありて、うらみなくが如しと萬葉考にいへり。

○ト歎居者 古來普通には「ウラナケナレバ」とよみ、又「ウラナキナレバ」とよめる本もあり、稀に「ウラナケナレハ」とよめる本もあり。按ずるに「ト」は「ウラナフ」の「ウラ」なるを心裏を「ウラ」といふに假り用るたるなり。心裏を「ウラ」といふは「ウラガナシ」「ウラサビシ」などの「ウラ」にして上代には名詞たりしたるべし。「歎」は「ナゲク」にして「ナゲ」といへばそれが語幹なるが、かく「ナゲ」といふ如き動詞の語幹より直ちに用言につづくる用例は古來一もなし。或は卷十七、三九七八の歌に「奴要鳥乃宇良奈氣之都追」とあるによりて「ウラナケナレバ」とよむべしといふ説あり。されどこれはその「ウラナゲ」を以て動詞「ス」と合せて一つの動詞としたるものにして、普通の用言の連用形の用法と等しなみに論ずべからず。さて又かく「嘆」字を用るたる例は卷七、一九九七の歌に「奴要鳥之裏歎座津又二〇三一」の歌に「奴延鳥浦嘆居」ともみえたり。これらは意は略知らるれど、その「歎」「嘆」を如何によむべきかにて解決すべき問題なるが、動詞の語幹より直ちに用言

につづくることは語法上なきとなれば、この「歎」は連用形として用るられたるものなるべきなり。されば「ナキ」又は「ナゲキ」とよむべきものにして「ナゲ」といひては語をなさぬこと明かなり。

○珠手次 「タマダスキ」とよむ。「次」を「スキ」に用るるは大嘗祭の悠紀主基の「スキ」と同じ意にして主基は悠紀に次ぐ意なるは日本紀天武卷に新嘗の事をかけるに「齋忌次」の文字を用る「次此云須岐」とあるにて明かなり。本集にても卷三、二七九の歌に「名次山」とかけるを「ナスキヤマ」とよめり。これも「次」を「スキ」にあてたるなり。さて「玉」は美稱にして「タスキ」は肩にかくるものなれば「懸く」の枕詞とす。さる用る方の例は卷二、一九九の歌に「玉手次懸而將偃」などあり。

○懸乃宜久 「カケノヨロシク」とよむ。卷十、一八一八の歌に「子等名丹關之宜朝妻之片山木之爾霧多奈引」とあるが如き、これの傍例にしてここにいふ「懸け」とは心にかけて思ひをる事のいひなり。この「よろしく」は下の「風の衣手に還らふ」ことを幸先よしといへるにて、そこまできかかれる語なり。

○遠神 「トホツカミ」とよむ。古言に高祖父を「トホツオヤ」高祖母を「トホツオバ」などよめる例なり。その意は契沖が「凡人の境界に遠ければいへり」といへる如く、天皇の神聖にして侵すべからぬ由をいへる語なるが、その用例は卷三、二九五の歌に「遠神我王之幸行處」などあり。

○行幸乃 古來「イデマシノ」とよめり。日本紀天智卷に「伊提麻志能俱伊播阿羅瑠茹」と見え、類聚名義抄には「行」を「イデマシ」と訓せり。この歌の題辭の「幸」を「イデマシ」とよむべき事はこれに照して明かになりたるべし。

○山越風乃 古來「ヤマコシノカゼノ」とよめり。かくよめるは反歌に「山越乃風」とかけるにひか
れたるなり。されどこの「山越」は用としていへるなれば、燈及び攷證に「ヤマコスカゼノ」とよ
めるに従ふべし。卷七一〇八の歌に「井提越浪之音之清久」卷九一七二九の歌に「梶島之石越
浪乃」とある例などによる。

○獨座 「ヒトリナル」とよむ。考には「キル」と改めたれど「ヒトリナリ」といふ語は古事記仁徳卷の
歌に「比登理袁理登母」とも見え、本集にも亦「ナリ」といふ語を多く用ゐたれば、もとのままにてよ
かるべし。こは一人居りといへる意はいふまでもなければ、旅にありて家人と共に居らぬ淋
しさを言外にあらはしたるなり。卷八一四八四の歌に「霍公鳥痛莫鳴獨居而寢乃不所宿爾聞
者苦毛」などある同じ心なり。

○吾衣手爾 「ワガコロモテニ」とよむ。「衣手」は袖なり。「ソテ」の「衣」もころもなり。卷十五三五九
一の歌に「妹等安里之時者安禮杼毛和可禮豆波許呂母豆佐牟伎母能爾會安里家流」などあるそ
の假名書の例なり。

○朝夕爾 古來「アサユフニ」とよみたり。然るに本集中に假名書にせるに「アサユフ」とあるは一
もなく「アサ」に對しつづけいふにはいつも「ヨヒ」とあり。卷十七四〇〇の歌に「安佐欲比其等
爾」四〇〇六の歌に「安佐欲比爾」卷十八四一〇六の歌に「安沙余比爾」卷二十四四七九の歌に「安佐
欲比爾」四四八〇の歌に「安左欲比爾之豆」など見えたるなど此例なり。萬葉時代には「アシタユ
フベ」といふか「アサヨヒ」といふかの何れかなりし趣なり。この説は萬葉考に云へる所なるが

事實に基づけりと思はるれば従ふべし。「アサユフ」といふに到れるは後世の事と見えたり。

○還比奴禮婆 「カヘラヒヌレバ」とよむ。「カヘル」事は繰り返し行はれ又は引續き行
はるるをいふ語なり。舊説に「かへる」を風の吹き通ふとのみ説けるは如何なり。若し然りと
せば「かへる」といふ語用をなさず。按ずるに是は風の袖を吹きかへすをば風自身がひるがへ
る體によみなしたる詞なり。風が衣を吹きかへすをよめるは卷三二五一の歌に「粟路之野鳥
之前乃濱風爾妹之結紐吹返」などあり。又風吹きて袖のひるがへるをよめるは卷九一七一五
の歌に「樂波之平山風之海吹者釣爲海人之袂變所見」などあり。この風の衣袖を吹きかへすを
ば風が衣手にかへらふとよめるは即ち語のあやなり。このいひ方の例は卷十二〇九二の歌
に「吾衣手爾秋風之吹反者立坐多土伎乎不知云々」とあり。さてここに特に「かへらふ」といへる
は上に「かけのよろしく」といへるに打ち合せていへる語にして、風の吹きかへらふはやがて故
郷にかへるの前兆の如き心地すといふ下心ありと見えたり。

○大夫登 「マストラヲ」とよむこと古來異論なし。されど「大夫」といふ文字を「マストラヲ」とよみう
べきか否か。「マストラヲ」は増荒男の義といへり。然らば武く強き男の義にしてただ男といふ
だけの義にはあらざるなり。「大夫」は普通支那にては卿大夫の大夫又は位階の名目とせるも
のなれば、これを「マストラヲ」とよむべき由なし。この故に和名鈔には「公羊傳云丈夫」萬葉集云末須良乎日本紀私
識同「とあるによりて丈夫の訓とし、大は丈の訛なりといふ説起れり。されど丈夫といふは
本來成人せる男子をいへるのみにして武強の義なし。木村正辭曰はく「日本紀または本集に

大夫をますらをと訓るは大丈夫の略文にて常に男子を丈夫といふとは自別なり。思ひ混ふべからず。云々と。さて按ずるに「マスラヲ」の意に「大夫」とかけるは日本紀神代卷上に「設大夫武備」皇極卷に「豈其戰勝後」方言「大夫哉」夫損身固國不亦大夫者歟とあり。而して「マスラヲ」の義に「大夫」の字面を用ゐたるは漢籍にては遊仙窟を見る。されば支那にても「大夫」を「大丈夫」の義に用ゐしを見る。和名鈔に萬葉集に「丈夫云々」といへるは順が「大夫」を誤りと思ひて改め引けるならむ。さてその「マスラヲ」の語例は多きが、一例をいはば卷五八〇四の歌に「麻周羅遠乃遠刀古佐備周等」などあり。

○念有我母「オモヘルワレモ」とよむ。自ら男子なりと常は念ひてある我なれども客愁に催されて心ならずも女々しきさまになれるを言外にあらはせり。

○草枕「クサマクラ」とよむ。古の旅は多くは山野に寝ねて草を結びて假の枕としたれば「旅」の枕詞とせり。

○客爾之有者「タビニシアレバ」とよむ。「客」字は玉篇に注して「賓也客旅」とあれば「タビ」の義と「タビ」の義と兩様あるを見るべし。「シ」は強く思はせむの意を示す助詞なり。卷十五三六七七の歌に「多婢爾師安禮婆」とあるなどその例なり。

○思遣「オモヒヤル」とよむ。「オモヒヤル」といふ語は後世は想像の義にのみとりたれど、ここには「オモヒヤル」義にして漢語の「遣悶」の意にのみ用ゐたり。わが胸をふさぐやうなる物思ひを消しはるけやる心なり。卷二二〇七の歌に「吾戀千重之一隔毛遣悶流情毛有八等」など「遣悶」

とかけるもの少からず。(同卷一九六の歌にもあり)これを古來「ナグサメル」とよみたれど、文字はまさしくこの「思ひやる」の意に相當せり。假名書にてこの語にまさしく當る例は卷十七四〇〇八の歌に「安遠爾與之奈良乎伎波奈禮阿麻射可流比奈爾波安禮登和賀勢故乎見都追志乎禮婆於毛比夜流許等母安利之乎云々」とあるなどなり。

○鶴寸乎白土「タヅキチシラニ」とよむ。鶴は古言「タヅ」寸は古言「キ」にして一寸を「ヒトキ」一寸を「フタキ」といへり。よりにてこの二字を借りて「タヅキ」の言に宛てたり。語の意は「手著」にてたよりといふに似たり。卷四六一九の歌に「雖念田付乎白土」卷二十四三八四の歌に「已根爾之布禰乃他都根之良受母」とあるが如き其例なり。又「たどき」といへる例あり。「白土」の「土」を「ニ」といへるも亦古言にして「丹」を「ニ」といふも意同じ。「白土」即ち「シラニ」なるを「不知」の意の「シラニ」の宛字に用ゐたるなり。「不知」の意の「シラニ」は「シラズ」といふに意同じけれど、この「ニ」はもと「ナ、ニ、ヌ」などと活用したる打消の意ある複語尾ありしその連用形なりと見ゆ。ここにも「ニ」は連用形の用法を明かにあらはして、俗に「しらぬ」のでといふ意を以て下の「オモヒゾモユル」につづけたるなり。「しらに」と假名書にせる例は卷五九〇四の歌に「世武須便乃多杼伎乎之良爾志路多倍乃多須吉乎可氣」卷十三三二三九の歌に「己之父乎取久乎思良爾伊蘇婆比座與」とあるなど例多し。

○網能浦之 文字のままならば「アミノウラノ」といふべし。この地名未だ詳かならず。これを考に「神祇式に讃岐國綱丁和名鈔に同國鞆足郡津野郷あり。その浦なるべし」といひて網

を綱の誤としてツヌノウラとよむべしとせり。そのツヌといふことの可否はさておき、綱丁は美夫君志にいへる如く、綱領の丁の義にして、運送丁の長をさし、今の宰領といふものに當れば、これを以て綱といふ地名とせるは大なる誤なり。なほ津野郷といふ地名も津といふが地名にして今の宇多津即ちその邊にあたるべし。この邊に津之山津之郷といふ地名あり。然らばこれはその邊の浦の名とせば、津の浦といふべくして、つぬのうらとはよばざるべし。而して、これを綱とかける本は一もなし。されば、なほ本の如く、文字を改めず、アミノウラとよみてあるべく、その實際の地は後賢の詳かにするをまつべきなり。

○海處女等之 「アマヲトメラガ」とよめり。「處女は又未通女ともかく。未だ嫁がぬ女にして、ナトメ」とよむ。「海處女は海人中の處女の義にて用ゐたる文字にして、卷十二三〇八四の歌に「海處女潛取云忘貝」といふ例あり。又卷六其の他に「海未通女」とかけるも意同じ。海人は古漁撈を業とせし部族なり。

○燒鹽乃 「ヤクシホノ」とよむ。藻鹽を燒きて鹽をつくるによりていふ。讚岐には今鹽田多し。古も鹽燒多かりしなるべし。延喜式主計寮上に讚岐國條に「阿野郡輪熬鹽」とあり。こののは上體言を受けて、下の用言の意義を修飾する用をなすものにして、古事記上の「阿佐比能惠美佐迦延岐豆」本集卷十四三四五三の歌に「可是乃等能登抱吉和伎母賀」など例多し。

○念會所燒 古來「オモヒゾヤクル」とよめり。されど、このよみ方には疑問あり。「所字は漢文法よりいへば元來受身をあらはす助動詞なれば、文字のままならば「やかる若くは「やかゆ」とよま

ずばあらぬ語なり。然るにここに「やくるとの」みいひては「燒」一字にて事足れるものにて「所」字を加へたるかひなし。さりとしてこれは「やかゆ」「やかる」といひてもかなはず。ここに考ふるに、これは攷證の説の如く「モユル」とよむべきなり。そは「ヤク」は人のするわざなるを「所燒」とかけば燒かるるをいふ語なるが、その燒かるる物の側よりいへば、即ち「もゆる」となればなり。かくて心をこがすことを「もゆ」といへる例は卷五八九七の歌に「見乍阿禮婆心波母延奴」卷十二九三二の歌に「情庭燎而念杼卷十七四〇一一」の歌に「心爾波火佐倍毛要都追」などあり。なほ又「やくるといふ語にてかかる場合をあらはすには、上の「おもひぞ」は「念ひに」その意とせずば聞えがたきをや。

○吾下情 古來「ワガシタゴロ」とよめるを考に「シヅココロ」とよみてより學者往々之に従へるやうなれど、これは「シヅ枝」などの例と一列にいふべき語にあらねば、古訓のままに「したごころ」とよむべし。「しづ枝」などの「しづ」は「上ツ枝」「中ツ枝」などに對していふ語にして、「しづの男」「しづも」それより轉ぜし語なり。「したごころ」といふは「下問」「下戀」などに似たる語にして、心の裏なり。即ちわが心裏には念ひぞもゆるといへるなり。

○一首の意 旅の宿りに獨居れば、山河風物悉く物思の種ならぬはなく、風の袖を吹きかへすにもいつか故郷にかへるを得むなど思へば、心をはるけむ料とてはなく、上には大丈夫豈に女々しき振舞せむやと操をつくりてあれど、下の心は思悶ゆるをいへるなり。この歌一首一段落にして中間に切れたる所もなきに力少しもたゆまず。巧を求めずして巧を得たりと評すべ

きなり。

反歌

(六)

山越乃風乎時自見、寢夜不落、家在妹乎、懸而小竹櫃。

○山越乃 古來「ヤマコシノ」とよめり。山を越し來るを體言にいへるなり。卷四四九五の歌に「朝日影爾保敝流山爾照月乃不厭君乎山越爾置手」とあるは意は異なれど「山こし」といふ體言の例なり。

○風乎時自見 「カゼヲトキジミ」とよむ。「トキジミ」は「時じ」といふ形容詞より出でたる動詞にて上の心をいたみと同じ格なり。「時じ」は日本紀垂仁卷に「非時香菓をトキジクノカゲノコノミ」とよみ、本集にも「非時」不時の字を「トキジク」とよめるにて略その意を見るべし。さてこの非時不時の文字によりて同じく解釋せるうちにも代匠記には「不斷の心也」といひ、考には時を定めず風の吹くなどをいふとし古事記傳にはその時ならぬをいふといへり。この「時じ」といふ形容詞の眞意未だ詳かならず、姑く記傳の説に従ふ。

○寢夜不落 「ヌルヨオチズ」とよむ。「ヌル」は今「いぬる」といふ語に同じきが、「イ」は寢の意の體言なるをその用言なる「ヌル」に冠せしめたるは「ねなく」といふに似たり。「オチズ」は多くの夜引きつづきて一夜も洩るることなくの意にてここにては連夜の意とす。卷十三三二八三の歌に「眠夜乎不落夢所見欲」卷十七三九七八の歌に「宿夜於知受などいへるこの例なり。「オチズ」にて洩

るることなしの意をあらはせるは古事記上卷に「伊蘇能佐岐波知受延喜式祝詞に鳥之八十鳥墜事無」本集には卷十五三六四七の歌に「和伎毛故我伊可爾於毛倍可奴婆多未能比登欲毛於知受伊米爾之美由流」その他例多し。

○家在妹乎 流布本「イヘアルイモヲ」とよめど意をなさず。古寫本の多くに「イヘニアルイモヲ」とよめるは正し。考には之を約めて「イヘナルイモヲ」とよめり。いづれにてもよかるべきが、音の數よりして今考に従ふ。妹は「イモ」にてここは妻をさせり。

○懸而小竹櫃 舊訓「カケテシノビツ」とよめるを僻案抄に「カケテシヌヒツ」とよめり。小竹は國語に「シノ」といひ古くは「シヌ」ともいひしなり。和名鈔に篠字の注に「和名之乃一云佐々俗用小竹二字謂之佐々」とみゆ。さて卷十一八三一の歌に「朝霧爾之怒怒爾所沾而」といふと同じ趣なる語を一九七七の歌に「小竹野爾所沾而」ともかけるにて小竹を「シヌ」といへりしを知るべし。

「櫃」は和名鈔に「和名比都」と注せり。「小竹櫃」の三字を借りて「シヌビツ」の語にあてたるなり。似たる例は卷三三六六の歌に「珠手次懸而之努櫃」卷九一七八六の歌に「留有吾乎懸而小竹葉背」などあり。「カケテ」は心にかけてなり。卷三一九九の歌に「玉手次懸而將偲」とあるも似たる例なり。「シヌブ」といふ語は類聚名義抄に「慕字をシノブ」とよめるが「シノフ」「シヌブ」同じ語にして思ひ慕ふ意なれど、卷二二二二一の長歌に「念之奈要而志努布良武妹之門將見」とあり、又卷三に「之努櫃」九に「小竹葉背」など見ゆれば「シヌビツ」とよむべきなり。

○一首の意 時ならずこの山を越して吹き來る風のわびしきによりて、いつの夜も家にある妻

を心にかけて思ひ慕ふことよとなり。

右檢日本書紀無幸於讚岐國亦軍王未詳也。

○舒明天皇の讚岐國に行幸ありし由史に明記なく、又軍王の事も詳かならざること上にいひし所なり。

但山上憶良大夫類聚歌林日記曰天皇十一年己亥冬十二月己巳朔壬午幸于伊豫温湯宮云々。

○山上憶良 本集の歌の作者なり。憶良の名は續紀に見え、大寶元年には遣唐使の少録となり、和銅七年に従五位下に叙し、靈龜二年には伯耆守たり。天平二年の頃は筑前守たりき。天平五年には年七十四なりし由本集卷五の「沉痾自哀文」のうちにいへり。

○大夫 公式令に「於太政官三位以上稱大夫……其於寮以上四位稱大夫……司及中國以下五位稱大夫」とあり。これによりて一般に五位以上の稱なりしことを知るべし。當時のよみ方は如何なりしか詳ならねど、訓にては「マヘツギミ」とよむべきが、或は音にて「タイフ」といひしならむ。後世無官大夫などいふ「タイフ」これなり。さてここに憶良に大夫といひたれば、この文は和銅七年以後にける文なること著し。

○類聚歌林 憶良の撰として古來名高きものなるが今傳はらず。蓋し憶良が古今の歌を分類彙聚したりしものなるべし。平安朝時代の末に存せしことは袋草子卷一に法成寺寶藏に在りといへるなどにて明かなり。八雲御抄卷一にも「類聚歌林山上憶良撰在本等院寶藏通憲說也」と見えたるが、順德天皇の御覽じたまひし由には見えす。永承五年正子内親王家の繪合の詞書に「さておくらが歌林とかいふなるより古萬葉集まではところもおよばず」とあるにて、本集と並びもてはやされしものなるを見るべし。さてかく本書の左注に歌林をひけるは原撰者のわざたるべくして、本集撰集の際に参照して、それとの異同を注したるなるべし。この名はなほ卷二、卷九にも見ゆ。

○記曰云々 この記とは日本紀をさせるなり。「紀」と書くを普通とすれば、この記は誤字かとも思はるれど、必らずしも然らず。さてこの文は舒明卷の本文をそのまま、憶良が撰にひけるなり。

○伊豫温湯宮 伊豫の温湯とは今の道後温泉なり。伊余湯の名は既に古事記下、輕太子の流されし記事に見えたり。

「書云是時宮前在二樹木此之二樹班鳩此米二鳥大集時勅多掛稻穗而養之乃作歌云々」

○これも類聚歌林に引ける文なり。さてここにいふ一書とは伊豫風土記なるべしと代匠記にいへり。伊豫風土記は今傳はらねどこの邊の文は本集の仙覺抄卷三、又釋日本紀卷十四に

ひける文を見てその趣をさとりべし。その文仙覺抄によれば次の如し。

湯郡日本紀にこの天皇等於湯幸行降坐五度也中畧以岡本天皇並皇后二軀爲一度于時於大

殿戸有榎與臣木於其木集止鶴與比米鳥天皇爲此鳥枝繫稻穗等。

とあり。かくてその文は、この左注と必ずしも一致せず。されば伊豫風土記にはあらずして別の本なるべく、憶良がこの風土記を見たりきや如何も疑はしきことなり。

○班鳩 正しくは斑鳩とかくべし。斑鳩も鶴も共に「イカルガ」といふ鳥なり。和名鈔に「鶴の注に和名伊加流加」とし、「斑鳩も和名同上」とせり。今「イカル」とも「マママハシ」ともいふ鳥なり。

○此米 今も「シメ」といふ鳥なり。和名鈔に「鶴字に注して「之女」といへり。風土記に「比米」とある。比は此の訛なり。この鳥を飼ふには今も稻穂を掛け置いて啄ましむることなり。卷十三三二三九の歌「中枝爾伊加流我懸下枝爾此米乎懸」とあるにてかかるわざの當時も行はれしさまを見るべし。

若疑從此便幸之歟

○ 従來の説はこれをこの左注をかきたる人の案なりとせり。若し果して然りとせば類聚歌林の文はいづこに在りとすべきか。ただ引用文をあけたるのみにて按を加へずといふこととなるべし。されば、ここまで歌林の文なるをそのまゝあけて参考に供したりと見るべし。

明日香川原宮御宇天皇代 天豐財重日足姫天皇

○明日香川原宮 明日香は普通に飛鳥とかく。大和國高市郡内のある區域の名稱にして、飛鳥川の上流地方なり。川原宮は飛鳥川の川原に近く營まれしを以てかく名づけられしなるべし。日本紀齊明天皇の元年の條に「是冬災飛鳥板蓋宮故遷居飛鳥川原宮」とあり。川原といへる地は、岡の地とは飛鳥川を隔てて對せる左岸の地にして北によれる所なり。ここに川原寺といふもあり。凡そこれらの地にありしなるべし。然るに裏書にこれを「大和國高市郡丘本宮同地、皇極天皇也」と注せるは後岡本宮ととりたがへてかけるなり。

○天豐財重日足姫天皇 「アメトヨタカライカシヒタラシヒメノスメラミコト」とよむ。これ上の明日香河原宮御宇天皇の御名を注せるなれば例の如く小字にせるよしとす。この天皇は後の御名皇極天皇、重祚ありて齊明天皇と申す。川原宮にまししは重祚の後なることは上文の如くなれど、後間もなく岡本宮にうつりましたるなり。今この條を次條の後岡本宮御宇天皇代とあるに對して考ふればこれは重祚の前即ち皇極天皇の御宇とすべきに似たり。然りとせば史實と一致せず。然れどもこの文にては筆者が皇極天皇御宇を川原宮時代と見たりと考へざるべからず。

額田王歌 未詳

○額田王 「ヌカダノオホキミ」とよむ。この人の事既にここに未詳と注せる如く、古より明かならぬものにして諸説あれど、今容易に定め難し。日本紀天武卷に「天皇初娶鏡王額田姫王生十

市皇女」とある額田姫王これなるべしといふ。女王にもただ王とかけることは古事記下に「衣通王」など例多し。

(七)

金野乃美草苜蓿屋杼禮里之兔道之宮子能借五百磯所念

○金野乃 「アキノヌノ」とよむ。「金」を「アキ」とよむは五行を時節にあつれば、金は秋にあたるによるものにして、文選卷二十九張景陽が雜詩に「金風」とあるに李善注して曰はく「西方爲秋而主金、故秋風曰金風」とあり。卷十「二〇〇五」の歌に「金待吾」とあり、「二〇一三」の歌に「金風をアキカゼ」とよみ、「二二三九」の歌に「金山をアキヤマ」とよめるも皆この例なり。

○美草苜蓿 普通に「ミクサカリフキ」とよむ。元曆本には美草を「をばな」と點せり。美草の字面は儀式の大嘗祭の條に「黒酒十缶……居黒木輿以希綱維之以美草飾之」又「倉代十輿……飾以美草」又「酒一百缶……居黒木筥形饒以美草」と見えたり。又延喜式にも同じ様に見えて「以黒木爲輿飾以美草」とあり。この「美草」は儀式を見るに賢木、弓繼葉、日蔭縹、檜葉などと共に用ゐたるにて、一種の草なること著し。大嘗祭のことは元曆頃にはなほ古式を存せしなるべければ、「美草」を「をばな」とよめるも由ある事ならむ。されど「美草」といふ文字を「チバナ」とよむべき典據をしらねば今姑く古訓のまゝによむ。但しその實物はなほ尾花なるべし。さて「苜蓿」はその尾花を苜りて屋の上に葺きて屋作りするなり。上の大嘗祭の黒木の輿の美草も屋上に葺き、又周圍をもかこひて飾りとせしなるべく、しかも何となく趣通ひたれば、この宮も亦假初の黒木

にて屋形をつくり、尾花を葺きしならむ。

○屋杼禮里之 「ヤドレリシ」とよむ。「ヤドル」を「アリ」に合して「ヤドレリ」といふ語をなせるそれより複語尾しにつゞけたるにて意は「ヤドリテアリシ」に似たり。かくの如き語例の假名書なるは卷十五「三六七五」の歌に「於吉都奈美多可久多都日爾安敝利伎等」卷十九「四二二〇」の歌に「多麻爾末佐里豆於毛敝里之安我故爾波安禮騰」など例少からず。

○兔道乃宮子能 「ウヂノミヤコノ」とよむ。「兔道」は山城宇治にして日本紀に「菟道」と書きたるに同じ。「菟」は兔の異體なり。この地は當時大和國と近江國との往來の路次なりしにて行幸のありし時ここに行宮のありしを以てかく「ミヤコ」とよめるならむ。「宮子」は宛字にして、漢字の「京」と意同じ。卷六に「幸于難波宮時笠朝臣金村の作れる歌九二九」に「荒野等丹里者雖有大王之敷坐時者京師跡成宿」などあるは行宮のある所を「みやこ」といへる例なるが、又た「人烟の繁き所をみやこ」といへるは卷十八「四〇八二」の歌に「安麻射可流比奈能都夜古爾」といふもあり。いづれにてもさす所はおなじかるべし。

○借五百磯所念 流布本「磯」を用ゐたれど、誤にして古寫本多くは「磯」を用ゐたり。これにより正すべし。訓み方は舊本「カリイホシゾオモフ」といへれど、考にいへる如く「カリイホシオモホ」
とよむべし。「借五百」は假廬の宛字なり。「カリイホ」は旅宿の爲の假初の廬にして、行宮に供奉せし人々の料として營みしものなるべく、上にいへる如く黒木にて作り尾花を葺きしものならむ。「磯」を「シ」の假名に用ゐたるは「イシ」の上略なるべきが、玉篇に「磯、水中磧也」と見え、日本紀な

どに「磯城」などいふ文字を多く使用せしみな同じ例なるが、この「シ」は上にもいへる助詞なり。「所」をば舊訓に「ゾ」の假名とせり。されど、ここは「所念」二字にて「オモホユ」とよむべきこと、「所謂」二字を「イハユル」とよむに同じ。「所」字は本來受身をあらはすに用ゐる漢字にして國語の「ル」「ラル」に該當するものなるが、古語にては「ユ」「ラユ」ともいへり。「オモホユ」は「オモハル」の義にして忘れ難く自然に思ひ出さるるよといふ意なり。卷五八〇二の歌に「宇利波米婆胡藤母意母保由」といへる如きこの例なり。

○一首の意 かつて行幸に供奉して宇治に旅宿せし時のかの黒木作にて尾花を葺きたりし假廬の風情の時経ても忘れかね今もなほ心にとまりて思ひ出さるるよとなり。

右檢山上憶良大夫類聚歌林曰「一書曰戊申年幸比良宮大御歌。」

○ 以上は上の歌につきての類聚歌林の傳が本集と異なる點あるによりて注記せるなり。
○ 一書曰云々 歌林の注記によれば、一書にこの歌をば戊申年に比良宮に行幸ありし時の御製なりとせる由なり。ここにいふ戊申年は大化四年なるべし。若し然らずとせば、甲子一周上れば、崇峻天皇の元年、一周下れば、和銅元年となりていづれも年代あまりにかけはなれてあればなり。若し大化四年なりとせば、孝徳天皇の御製なりといふこととなるなり。これ即ちこの一書の傳なりとす。然るに多くの注釋家は本集と違へるを以て歌林の誤なりとせり。されど、これどかゝる異説のありしが故に特に歌林をあけしにて誤の有無など論ずるは無用の言を弄するに止まるのみ。但しこの大化四年に孝徳天皇の比良宮に行幸ありて、この御製ありし由の事は他に所見なしとす。

但紀曰、五年春正月己卯朔辛巳天皇至自紀溫湯。二月戊寅朔天皇幸吉野宮而肆宴焉。庚辰日天皇幸近江之平浦。

○ 以上紀曰云々は日本紀今本齊明卷五年の條に合して、ただ「庚辰日」の「日」字なきを異なりとす。さてここにある五年は己未なれば歌林とは時代の別なること明かなるが、ただ「ひら」に行幸ありしことの例を日本紀より求め出でしならむ。されど、この行幸の時は春三月なれば歌に「秋の野」といへるには合はず。按ずるにこは上の文を引きたるに因みて平浦行幸の史實を參考としてあけたるに止まるものなるべし。

後岡本宮御宇天皇代 天豐財重日足姬天皇位後即位後岡本宮

○後岡本宮 前の岡本宮の舊地に造營ありしよりの名にして、齊明天皇の皇居なり。同天皇二年冬に飛鳥岡本に宮作ありし由日本紀に見えたり。岡本宮は舒明天皇八年に火災にて焼けたるまま、他に遷りまして造營なかりしが、この時古を慕ひて造營ありしならむ。

○天豐財重日足姬天皇位後即位後岡本宮 これも亦上の後岡本宮御宇天皇の御名を注したるなれば古寫本の小字にせるによるをよしとす。「天豐財重日足姬天皇」は上にいへるが、ここは

重祚の後の齊明天皇をさせるなり。さてこの文中「位後即位」といふ字、意をなさず。之につき
て美夫君志には卷二の挽歌の所に古寫本に、

天豐財重日足姫天皇讓位後即位後岡本宮

とあるによりて二者各一字つつを脱せるものとしていづれも

讓位後即位後岡本宮

とありしなるべしといへり。この説を可とす。

額田王歌

○額田王 上にいへり。

(八)

○熨田津爾ニギタツニ船乘世武登フナノリセムト月待者ツキマテバ潮毛可奈比沼シホモカナヒノメ今者許藝乞菜イマコトコトギイデナ

○熨田津爾「ニギタツニ」とよむ。「熨」は「熱」の俗體なり。日本紀齊明天皇七年正月の條に「庚戌(四)

御船泊于伊豫熱田津湯行宮熱田津此云」とあるによりて、そのよみ方と行幸のありし事

實とを知るべし。この熱田津は今の三津濱ならむといふが通説なれど、日本紀に「熱田津石湯」

とあれば、温泉附近の地なりしこと知られたれば、地理に古今の變あるべく、必ずしも三津濱と

斷ずべからず。さてこの熱田津に行幸ありしは新羅の反けるを討たむとして西征せしめた

まひし途次にして、これより九州に到りまさむとて暫ここに行宮のありしなり。さてここに

「ニ」といへるにつきては、いふまでもなく、「ニ」於テの義にして、熱田津に於いて船に乗らむとて月
待てばなるなり。然るに橋守部は此歌は備前の大伯より伊與の熱田津へ渡らせ給ふをりに
よめるにこそといへるは從ひがたし。そは下の「舟のり」といふ語につづけたる場合の例を見
るに、いづれもその出發の場所をあけたるもののみなればなり。その著しき例をいはば、本卷
「四〇」の歌に「嗚呼見乃浦爾船乘爲良武卷七、一一七二」の歌に「何處可舟乘爲家牟高島之香取乃浦
從己藝出來船等なり。この故に、ここは熱田津へ、または熱田津をさして」と解するは不當なり
とす。

○船乘世武登「フナノリセムト」とよむ。熱田津に船乗りせむといへるは本集中に屢見ゆ。卷
三、山部赤人至伊豫溫泉作歌の反歌「三三三」に「百式紀乃大宮人之飽田津爾船乘將爲年之不知久
卷十二、三二〇」の歌に「柔田津爾舟乘將爲跡」などあり。「ふなのりす」とは舟に乗ることなるが、
これは、そこより船出する場合にいふ語なること上にいへる如くにして、その假名書の例は卷
十五、三六一〇の歌に「安胡乃宇良爾布奈能里須良牟乎等女良我」あり。又「フナノル」といへる例
もあり。卷二十四、三八一の歌に「具爾具爾乃佐伎毛利都度比布奈能里豆和可流乎美禮婆伊刀
母須弊奈之」とあるこれなり。

○月待者「ツキマテバ」とよむ。船に乗らむとて月を待てばといふなり。月を待つとは月の満
つるを待つことなり。月と潮とは關係深きものにして、満月と新月との時に満潮となり、上弦
下弦に干潮となるものなれば、満月を待つは即ち満潮を待つことなるなり。これをば海路暗

くして便なき故なりといふ説古義あるは古の船路につきてよく考へぬ失なり。
 ○潮毛可奈比沼「シホモカナヒヌ」とよむ。潮は通常うしほとよめど日本紀字鏡集等に「シホ」ともよめり。潮の満ちたるを月の出でたるに對して「モ」とはよめるなり。「カナフ」とは相應の字の義なるべし。續紀天平神護二年十月の宣命に「行_イ相_シ應_シ天_ニ慈_ニ備_シ救_ス賜_ト止_ト云_フ言_ハ爾_ニ」とある「相應をアヒカナヘテ」とよめるは自他の違ひはあれど意義は共通の點あるべし。潮の満ちて船を乗出すに適へる由なり。以上一段落なり。

○今者許藝乞菜 舊訓「イマハコギコナ」とよみたれど意通らず。田中道麿は「乞は豆の誤にて、コギテナならむといひたれど誤字説は容易に従ひがたし。萬葉集燈の説に「乞をイデ」とよみて、「コギイデナ」とよむべしといへるをよしとす。「乞をイデ」とよむべき例は卷四六六〇の歌に「乞吾君_ミ卷十二二八八九の歌に「乞如何_{イカニ}三一五四の歌に「乞吾駒_{ウマ}」などなり。その「イデ」は意志を表明する爲の感動副詞にして、卷十一二四〇〇の歌に「伊田何極太甚利心及失念戀故_{コト}」又卷十四三四九六の歌に「伊氏安禮_{イノアノリ}汝伊可奈_{イカナ}」などその用例なるが「乞」字を用ゐたる他の例は日本紀允恭卷に「厭_イ乞_ヒ戸母其蘭_{ソノアラキヒトモト}一莖焉_{ヒトモト}」とある文の自注に「厭乞此云異提_イ」とあるにて意明かなり。さてここは同じ音の關係よりして「出で」の語に借用せるなり。「ナは」一の歌の「キカナ」の「ナ」におなじ。即ち漕ぎ出でむと希ふ意なり。

○一首の意 二段落の歌にして第一段落は船に乗りて出でむとて熱田津にありて月をまてば、月も満月となり、潮もよくなりぬとなり。第二段落はかく時よく進發にたよりよき狀となり
 たれば今は漕ぎ出でむとなり。これ伊豫の行宮より九州へ御進發あらむとする時に供奉中にありて額田王のよめるなるべし。

右檢山上憶良大夫類聚歌林曰、飛鳥岡本宮御宇天皇元年己丑九年丁酉十二月己巳朔壬午天皇太后幸于伊豫湯宮、後岡本宮馭宇天皇七年辛酉春正月丁酉朔壬寅御船西征始就于海路、庚戌御船泊于伊豫、焚田津石湯行宮、天皇御覽昔日猶存之物、當時忽起感愛之情、所以因製歌詠爲之哀傷也。

○右は類聚歌林の文を引きて上の歌に對する異説をあけたるなり。
 ○飛鳥岡本宮御宇天皇元年己丑 右は歌林の文中に舒明天皇の元年の干支を明にせる條なるべし。

○九年丁酉十二月己巳朔壬午天皇太后幸于伊豫湯宮 此は舒明天皇の行幸をいへるにて直接に上の歌には關係なし。太后は即ち後世皇后といふに同じき語にして「オホキサキ」とよむ。後の皇極天皇をさせり。これは前の軍玉の歌の左注にいへる行幸と同じ時の事をさせること明かなり。日本紀を案ずるにこの九年にこの行幸の事なくして十二年にこの行幸の事を載す。而して月朔と日とは一致す。これによりて見れば、この事一事二傳となれるなるべし。

曆を以て推すに、九年の十二月朔は辛亥にして十一年の十二月朔は己巳なれば、日本紀の傳を正しとすべし。而してこの時の行幸の事は本文の歌との關係なきが如くなれど、歌林の下文には關係深きなり。

○後岡本宮馭宇天皇七年辛酉春正月丁酉朔壬寅御船西征始就于海路「馭宇は御宇におなじ。西は流布本而に誤れり。古本西に作れるを正しとす。この文日本紀に一致す。

○庚戌御船泊于伊豫熱田津石湯行宮 以上も日本紀の文に一致す。

○天皇御覽昔日猶存之物當時忽起感愛之情所以因製歌詠爲之哀傷也 昔舒明天皇の御時皇后として先天皇と共に行幸ありし時の物の猶存するをみそなはして當時の事を想起して御製の歌をよみて哀しみませりとなり。以上歌林の文なるなり。

即此歌者天皇御製焉但額田王歌者別有四首。

○これ左注者の案なり。注者曰はく、右の歌林によれば、この歌は齊明天皇の御製なりとなり。然るにこの歌には何等感傷の意なきなり。いぶかしといふべし。惟ふに恐らくは上の歌の外になほ少くとも一首別に感傷の意ある歌のありしならむが佚脱せしにや。次に額田王の歌は別に四首ありといへるにつきては諸の注釋家異論多し。額田王の歌の本集中にあるは四首に限らず。之を以て按ずるに、これも亦歌林につきていへるにて歌林にはこの時の額田王の歌といふもの別に四首あり。この歌を以つて額田王の歌とすべからずといふ意なるべし。

し。

幸于紀溫泉之時額田王作歌

○日本紀齊明天皇四年の條に「冬十月庚戌朔甲子幸紀溫泉」とあり。「紀は今の紀伊國なり。目錄には紀伊とあり。溫泉は今いふ溫泉にして牟婁郡の溫泉即ち走湯なりしことは同紀三年の條に證見えたり。その溫泉は今湯崎村にある鉛山溫泉これなりといふ。この四年の行幸に供奉して額田王のよめりしなり。

(九)

莫囂圓隣之大相七兄爪謁氣吾瀨子之射立爲兼五可新何本。

○莫囂圓隣之大相七兄爪謁氣 この文五七五の三句に相當するものなるが、古來難解の句たり。異説多けれど一として首肯すべきを見ず。かくて古くより訓を下せるものなかりしを仙覺はじめて訓を施せりといふこと彼が抄に見えたり。この訓即ちユフツキノアフキテトヒシといふ今本の訓なり。されど、その訓の故由は悉しく注せりといふ書の傳はらねば知るに由なし。さてこの訓もうけ難きを以て爾來なほ種々の説あり。加之この本文も諸本異同甚しくして殆ど可否を決し難し。即ち疑を存して後考を俟つべきなり。

○吾瀨子之射立爲兼五可新何本 この下句は仙覺は「ワカセコガイタタセルカネイツカアハナム」とよめり。されど、それよりも、射立爲兼は古義によりて「イタタシケム」とよみ、五可新何本は

代匠記によりて「イツカシガモト」とよむをよしとすべきに似たり。但し、上句の意明かならねば、嚴密にはいづれをよしといふべきにあらず。

中皇命往于紀伊温泉之時御歌

○中皇命 この入また詳かならず。上の舒明天皇の時代の中皇命と異同如何、考ふべきことなり。

○往于紀伊温泉之時 古寫本多く「伊」字なし。紀伊の二字を用ゐたるは和銅以後の事なれば、なきが古の狀なり。恐らくは後の人加へたるか。「往」は「い」にます」とよむべきか。

○御歌 この時の御歌は以下三首なり。

(二〇)

君之齒母吾代毛所知哉、磐代乃岡之草根乎、去來結手名。

○君之齒母 「キミガヨモ」とよむべし。「齒」は國語の晋語の注に「齒、年壽也」とある如く齡をいふによりて「ヨ」とよめり。「ヨ」は竹の節間をいふが如く人にとりては生と死との間即ち「イノチ」の義なり。次の「吾代」と相對して「いづれも」といふ助詞をつけたるなり。

○吾代毛所知哉 古來「ワガモヨシレヤ」とよみたれど義をなさざるによりて本居宣長の説として「哉」を「武」の誤字として「シラム」とよむべしとせり。實に「ム」とよむはよかるべけれど、かくかけたる本一もなきによりて誤字説は從ひ難し。美夫君志には「哉」は疑の助辭なれば「ム」とよむべし

といへり。この説をよしとす。禮記曾子問の正義に「哉者疑而量度之辭」といひ、古今韻會に「哉疑辭也」とあれば今の如く用ゐたるはいづれも漢字の義訓なるにて誤字にはあらざるを知るべし。されば卷四四九九の歌に「雖見不能飽有哉」卷十一九四八の歌に「鳴渡良哉」二一三八の歌に「雲隱良哉」などあるみな疑辭の意の「哉」を「ム」に借り用ゐたるなり。さて「吾代」の「よ」も上にいへる如く命の義なり。「知るは下にいふ磐が君の壽をも吾が壽をも知りてありとなり。而してこの「シラム」は連體格にして下の磐につづくる語法なり。

○磐代之 「イハシロノ」とよむ。磐代は紀伊國日高郡にあり。後世岩代王子として熊野神社の末社のある地なり。

○岡之草根乎 「チカノクサネヲ」とよめり。「カヤネ」とよむべしといふ説も見ゆれど古く「クサネ」とよみ來れるままにてよかるべし。その由はここはただの草をいへるにて「萱」といはずばあらざる所にあらずればなり。さてこれはただ草の事をいへるにて根には深き意あることなぐ、ただ根ある草即ち地に生ひてある草の義と心得べし。

○去來 「イザ」とよむ事は日本紀神代卷上の自注に「去來此云「伊弉」と見え、又履仲卷に天皇の御諱に注しても上の如くいへり。「いざ」は「誘」の意にして人を催し、又自ら事を思ひ立つ意をいふ感動副詞にして紀記及び本集に例少なからず。

○結手名 「ムスビテナ」とよむ。「テ」は「ッ」といふ復語尾の未然形にして「ナ」は「一」の歌にいへる「家キカナ」八の歌の「コギイデナ」の「な」におなじ。草を結びて壽を祝する意をあらはすことは古の習

俗と見えたり。これは橘守部がいへる如く、鎮魂祭に緒を結びて壽を祝すると同じ意なりと覺ゆ。

鎮魂祭とは天皇、皇后、皇太子等の爲に離れたる魂を招きて身體中に鎮め、御身の恙なきを祈る祭にして、この御祭には御玉緒をとりて絲結を奉仕する儀あり。その儀は神武天皇宇麻志麻治命に勅して、その父饒速日命の天より受け來りし十種の瑞寶を以て天皇皇后の御魂を鎮め奉らしめられし事より起れり。この祭儀に奏する安知女の曲といふ謠ひ物ありて、その曲の末に「ヒト、フタ、ミ、ヨ、イツ、ムユ、ナナ、ヤ、コノ、タリヤ」と唱ふることあり。これを十度くりかへし唱へ、その度毎に舞人棹を突き祭官絲を結ぶなりといふ。

○一首の意 明かなり。これは磐代の名のいはといふ語に因みて君が壽も吾が壽もかの磐といふ名の如く常磐に堅磐に長く久しかれと祝ひてこの磐代の岡の草を結びて、祝はむとなり。この君とは誰をさしていはれたるかといふに、恐らくはその夫の君たるべきか、中皇命の正體明かならねば、その夫君も亦明かならず。

右は第一首なり。

(一一) 吾勢子波、借廬作良須、草無者、小松下乃、草乎、苜核。

○吾勢子波 「ワガセコハ」はよむ。己が夫をさして親しみ敬ひていふ語なり。「セ」の義は、「一」にいへり。「コ」は親愛の意をあらはす爲に添へたるなり。假名書の例は集中に甚だ多きが故にこ

とさらにあけず。この「ハ」は下の「草」をからさねにかかる。

○借廬作良須 「カリイホツクラス」とよめり。「借廬」は上の「七」の歌に「借五百」とかけるにおなじ。

「カリホ」ともいふべし。卷十五、三六九一の歌に「波都乎花可里保爾布伎豆」などその例なり。「ツクラス」は「作ル」をサ行四段に再び活用せしめたること上の「な」のらさね「た」すらしの「らす」たすと同じ語遣にして作りたまふの義なり。これは假廬を作りたまふ料の草といふことなれば連體格たるなり。

○草無者 古來「カヤナクバ」とよめり。或は「クサナクバ」とよめる本もなきにあらねど、なほ「カヤ」といふによるべし。草を「カヤ」といふことは日本紀神代卷に「生草祖草野姫」とあるを古事記には「生野神名鹿屋野比賣神」とあるにて知るべし。但し「カヤ」といふは屋に葺く料を主としていへるにてすべての草をば「カヤ」といへるにはあらず。かくてここには「カヤ」とよむこと本義に當れりといふべし。

○小松下之 「コマツガシタノ」とよむべし。「小松」の「コ」は小の意にあらずして美稱なりと間宮永好いへり。従ふべし。

○草乎苜核 舊訓「カヤチカリサネ」とよみたれど、語をなさず。宜しく「クサチカラサネ」とよむべし。上の草字は「かや」とよむ方まされど、この草字は「くさ」とよむべきこと本居宣長の説の如し。「下」を「もと」とよむ説も「元曆本」に見え、攷證之に賛すあれど、卷十六、三八〇二の歌に「春之野乃下草靡我藻依」など後までも森の下草などいふ成語あるよりして「した」とよみ「くさ」とよむべき

なり。松の下の草をいふなり。「苺核」の核は果實の「サネ」といふ語を假りたるなり。「からさは苺」の敬語なる「からす」の未然形にして、これに希望の「ね」を添へたること、「一の歌」の名の「らさね」と同じ語格なり。

○一首の意 わが君よ。旅宿の爲に假廬をつくりたまふに、背くべき萱無くば、かの松の下草を苺りたまへとなり。按ずるにこの御歌はただ萱の無きをよみたまへるにあらで、何か寓意あるに似たり。

右第二首なり。

(二二) 吾欲之野島波見世追底深伎阿胡根能浦乃珠曾不拾

○吾欲之「ワガホリシ」とよむ。日本紀武烈卷に「阿我褒屢拖摩能」とあり。釋日本紀に引ける私記に「古歌謂欲爲保留」とあり。「欲る」は良行四段活用ノ語にしてその連用形より「し」につづけたるなり。その欲する事柄は下句に明かなり。

○野島波 從來の諸説野島は淡路にのみありと思ひて紀伊に野島あるをいはず。本居宣長は玉勝間に日高郡鹽屋の浦の南に野島の里あり。その海邊をあこねの浦といひて貝の多く寄り集る所なりといへるより諸家多くこれに従へり。この野島は熊野街道にある村の名にして島にはあらず。

○見世追 「ミセツ」とよむべし。下にあげたる一説によりて「ミシヲ」とよむべしとし(考)或は世字

に「シ」の音ありて「追」は「遠」の誤なりといふ説(美夫君志あれど、一もかくかける本なくいつれも強説なり。この故に本のまま「ミセツ」とよみてあるべし。さてここに「ミセツ」といへるによりて上の「波」は「チバ」の意なること知られたり。而してこれまでに一段落をなせるなり。

○底深伎 「ソコフカキ」とよむ。海の水の深きをいへるなるが、ここは珠を拾はぬ理由としていへるなり。

○阿胡根能浦乃 「アコネノウラノ」といふ。この浦は玉勝間の説によりて野島村の邊の海濱の名なるを知るべし。これを「わか」のうらなりとするは例の強説なり。さてこの浦は貝のよくより集まる所なる由玉勝間にいへり。

○珠曾不拾 流布本捨に作れど、多くの古寫本拾につくれるを正しとす。讀方も「タマゾヒロハヌ」とよみたれど、代匠記に「タマゾヒリハヌ」とよめるをよしとす。本集假名書の例には「ヒリフ」といふ語多し。卷十五、三六一、四の歌に「於伎都白玉比利比豆由賀奈」三六二、七の歌に「比里比等里」三七〇、九の歌に「可比乎比利布等」卷十八、四〇、三八の歌に「多麻母比利波牟」卷二十四、四一、一の歌に「可比會比里弊流」などあり。(卷十四の三四〇〇)に「多麻等比呂波牟」とあれど、これは東歌なれば古義にいへる如く普通の例とすべからず。さてここに珠といはれたるは貝をさしたりとも眞珠をさしたりともいふべし。眞珠は「またま」といひて實に貝の殻に生ずるものなれば、汎く貝殻をば珠といはれたりとすともそはただの比喩にはあらぬなり。「會」は「チゾ」の意にて用るたり。卷十三の長歌に「木國之濱爾因云鮫珠將拾跡云而」とあるもの、この邊の事をよめる

なるべし。しかるに眞珠は拾はるるものにあらずと守部のいへるは極端の説なり。浦にて眞珠をもつ貝殻を拾ひて、これを直ちに珠を拾ひたりといふこと普通の語づかひにあらずや。

○一首の意 このままにては上に「野島はみせつ」といひて、しかも下に「珠ぞ拾はぬ」といふによりて、上下打合はねば、みしをとすべしといふ説の出でたるならむが、その「みせつ」とあるが、この歌の主眼なれば、このままにて解釋すべきものとす。今歌の意を考ふるに、野島を見たれど、貝を拾はずといへるによりて野島と阿古根浦とは同じ處か、然らずば程遠からず一目に見渡さるる處なるべき心地す。しかも野島は見せつとあるによりて考ふれば、これも亦見渡さるる處にして、そこを遠く見たるさまに思はる。然るに、この野島は里の名にして島にあらず。而して若し野島の里を通りつつよまれたりとせば、歌の意にかなはず。按ずるに、これは海上より野島の里を眺めたまひしならむ。然すれば野島をば「見せつ」といふ語も由ありて聞ゆるなり。この頃海路紀伊に行きし例は卷七の歌などに多く見ゆ。一例をいはば、「二二四」の歌に「大葉山霞蒙狭夜深而吾船將泊停不知文」。さてかく海上を通り、そこより見れば、船の進行の自然の順序として、吾が來て見むとかねて糞ひをりし野島をば見せてくれたり。然るにその野島に來らむ目的は、その海岸なる名高きあこねの浦の玉を拾はむ目的なりしに、今は海上よりここを経て上陸することなければあこねの浦にてかねて拾はむと欲したりし玉をば拾ふことぞなきと歎息せるなり。船の上よりの眺めなれば、海は底深くして玉を拾ひ得ぬも由ありて聞ゆるなり。この時の旅路は往が還かに海路によらせられしによりての歌なるべし。

或頭云、吾欲子鳥羽見遠

○或頭云 「或の下に「本」といふ字を脱せるならむ。「頭は蓋し頭句の意にして、ここには第一句第二句をさせるものなるべし。その或本によれば、この歌の第一二句は「ワガホリシコジマハミシチ」とありしとなり。その「子鳥」とは如何なる土地にありしものか詳かならず。以上第三首なり。

右檢山上憶良大夫類聚歌林曰天皇御製歌云

○類聚歌林の傳ふる所によれば、この歌は齊明天皇の御製とせる傳のありしなり。さてここに疑はしきは右とあるは三首すべてか、野島の一首のみなりやといふ事なり。三首の歌の意を比ぶるに、前二首と後一首とは意一貫せぬやうなり。然らば、この後一首のみにいへるか。なほ考ふべし。

中大兄近江宮御宇天皇三山歌一首

○中大兄 天智天皇の御名なり。今ここにては齊明天皇御宇の歌を集めたるものなれば、その時代の記録のままに記せるなり。これを以て萬葉集はその原本のままに傳はり、改削を経ざ

るものなるを思ふべし。

○近江宮御宇天皇 天智天皇は近江國滋賀の都にましき。故にかく申す。これは上の中大兄の御名に對しての注にして多くの古本に小字にかけをよしとす。

○三山歌 三山は天香山^{148米} 畝傍山^{199米} 耳成山^{139米}の三をいふ。香山の所在はすでにいへり。畝傍山は高市郡白樫村にあり。耳梨山は磯城郡元は十市郡木原村の南方にありて、四面田野なり。この三の山はいづれも高き山にはあらねど、大和の國中の平原中に鼎立して著しく目につくを以て古來めではやされしによりてこの歌の如き傳説も古くより生じたるならむ。この歌はその傳説を基として述べたまへるなり。

(一三)

高山波雲根火雄男志等耳梨與相諍競伎神代從如此爾有良之古昔母然爾有許曾虛蟬毛孀乎相格良思吉。

○高山波 「カグヤマハ」とよむ。「高」を「カグ」にあてたるは古き音によれりと見ゆ。「高」は假名に「カウ」とかくがその「ウ」は「ng」に相當するものにあらずして「フ」行の「ウ」に近きものなりしことはこの字が六豪の韻にして韻鏡にては效攝に屬し、今の支那音にては「kao」と書けば「グ」の音に導かるべき由なく見ゆ。されば代匠記には「カグ山」を高山とかくは神代より他山に異なれば義を以てかけりといへれど、これは覺束なき説なり。又攷證には「香望」を「かぐまぐ」の借字とせると同じさまに説きたれど、それらは「kang'mang」にして「高」は「kao」なれば音尾の性質全く異なり。さ

れば、現今知られたる字音より推しては「かぐ」に「高」字を宛つべきいはれなきに似たり。されど、美夫君志にいへる如く「カグ」の音に借用したる例、日本紀孝徳卷白雉元年條にある「猪名公高見」、天武卷上の末に「天紫章那公高見」と見ゆる人をば、その子大村の墓志には「紫冠威奈鏡公」とかけり。これにより古くはかく轉ぜし理由ありきと見ゆ。されど、これは「香」字の「カグ」とは異にして、太田全齋の按の如く入聲に轉じたるものなるべきかとも考へらる。(全齋は「齋」「謫」「嚙」皆「高」に从ひて「カク」の音なるを旁證とせり。)

○雲根火雄男志等 「ウネビヲヲシト」とよむ。「雲根火」は畝傍山なり。この句のよみ方、仙覺は、畝傍男々しの義として畝傍山は男神にて男々しきをいふとしたりしより後、諸家これに従へるを木下幸文と大神眞潮とは、畝傍を愛しとの意にして、畝傍山を女神とし、耳成山と香山とを男神として二の男神が一の女神を争ふ意に説かむことを主張せり。この二人の説暗合なるがよく歌の意を得たりといふべし。「を」は「愛すべき意をいへる形容詞にして、その例は卷十七「三九〇四」の歌に「宇梅能花伊都波乎良自等伊登波爾登佐吉乃盛波乎思吉物奈利」とあり。鴛鴦を「を」といふも雌雄互に相愛すること著しき鳥なればなり。

○耳梨與 「ミミナシト」とよむ。「耳成山」となり。「香山」と耳成山とがなり。「與」は意義をとりて「ト」の助詞をあらはせるなり。

○相諍競伎 「アヒアラソヒキ」とよむ。「諍」は「争」と通用する文字にして、一字にて、あらそふとよむべき文字なるが、競諍とも諍競とも熟字にして用ゐたるなり。「諍競」の字面は他に未だ見ねど、

争競の字面は後漢書卓茂傳の注に引ける東漢觀記の文に「與人未嘗有争競」とあり。考に「相諍」の二字にて足るに「競を添へしは奈良人のくせなり」といひたれど、よくも考へぬ説といふべし。これは「諍競」にて「あらそふの語をあらはせるに「相字を冠せるにてその「諍競」の字面が本邦人の作爲にあらぬことは明かなり。さて香山と耳成山とが畝傍山をば各得むとて諍ひし傳説ありしならむ。それに似たる傳説下に引く播磨風土記に見ゆ。以上一段落なり。

○神代從「カミヨヨリ」とよむ。爾雅に「從、自也」と見ゆ。「ヨリ」と訓するはこの義によれり。

○如此爾有良之。舊訓「カカルニアラシ」とし、又「カクニアルラシ」とよめる古寫本もあり。僻案抄には「カ、ルナルラシ」とよみ、考に「シカナルラシ」とよめり。「如此は「カク」とよむを普通とすれば、「カクニアルラシ」とよむべきなるが、之を約めて略解の如く「カクナルラシ」とよみて可なり。「ラシ」は推量する複語尾なり。即ち上の傳説は神代の事を説けるによりていふ。

○古昔母「イニシヘモ」とよむ。古昔二字にて「イニシヘ」なり。この熟字は文選に多く、長笛賦、思舊賦、左思詠史詩などに見ゆ。「モ」は下なる「虚蟬毛」とあるに對す。

○然爾有許會「シカニアレコソ」とよみてよき所なるが約めて「シカナレコソ」とよめるに従ふべし。さてこの「アレ」の下には後世ならば「接續助詞」ばを加ふべきなるを「ば」を加ふることなくして下の句に對して條件たるを示すものにして古の語法の一格たり。而してかかる例は集中に少からず。かくてその條件と歸結との關係を緊密に示す爲にその「アレ」の下に「コソ」といふ係助詞を加へたるものなるが、その「コソ」の勢力は下の「アラソフラシキ」にかかれるものなり。

○虚蟬毛「ウツセミモ」とよむ。「虚」を「ウツ」とよむは中空なるを「ウツボ」といふに同じ語なるを借り用ゐたるなり。「虚蟬」の文字は蟬の脱殻をさせるもの如く見ゆれど、そはただ語のこゑをかりたるまでのものにして本來は「現シ身」にして現の世に身をもてる人をいふなるべし。「ウツシ」といふ語は「シク、シキ」活用の形容詞の語幹なるが、これより直ちに體言につづきて熟語の體言を合成せるもの即ち「ウツシ身」なり。この形式によれる語の例は「ムナシ煙」「オナジ人」「カナシ妹」「ウレシ涙」などあり。さてその「ウツシ身」より轉じて「ウツソ身」となり「ウツセミ」ともなれるなり。この二者の例本集に頗る多し。今例をあけず。

○孀乎相格良思吉。舊訓「ツマアラヒウツラシキ」とよみたれど義をなさず。古寫本どもに種々の訓を試みたれど、可なるを見ず。管見に「あらそふらしき」とよむべし」といひ、考に「アヒウツラシキ」とよみたるが、管見の説によりて「ツマアラソフラシキ」とよむをよしとす。「孀」は博雅に「妻謂之孀」曰妾」とあるによりて「ツマ」とよむべきを見る。さて「格」字はそのままにてあるべきを古寫本に「格」と手扁に書けるものも往々あるによりて、必ず「格」字なるべしといふ説「代匠記」あるも極端なり。先づ「格」格通するのみならず「格」字に抵牾の意あり。漢書又文選にある司馬相如の子虚賦に「乃使專諸之倫手格此獸」とあるなど「格格相通」の由來久しきを證するものなり。かくて「格」即ち「闘」なれば、今も「格闘」の熟字あり。相格は相格闘する義なればこれを「アラソフ」といふも當然なり。「ラシキ」は平安朝以後には「ラシ」とのみいひて語形に變化なくなりしが、この時代には「ラシ」「ラシキ」といふ變化を有せりしなり。今ここにいふ「ラシキ」は現に存することの

理由を求めてかからむと推量せるなり。かくて「こそ」といふ係ある場合に連體形の「ラシキ」を以てそが結とするは古語の一格にして平安朝以後にはなき所なり。卷六一〇六五の歌に「石社見人毎爾語嗣徳家良思吉」とあるその例なり。

○一首の意 古へよりの傳説に曰はく天香山といふ男神は畝傍山といふ女神を愛しと思ひて耳梨山といふ男神と相争ひきといふ。今大和の平野に聳ゆる三山を思ふにまさに古の三神の争ひを思ひ出づるなり。あはれ古もかかることありといへば一人の女を二人の男の相争ふは神代よりのわざにこそありけれ。古へもかかるによりてこそ現し世の今の人々も妻をあらそふことの存するならめとなり。即ち妻あらそひといふ事は神代よりのならはしにこそあらめと推量せられたるなり。

反歌

(二四) 高山與耳梨山與相之時立見爾來之伊奈美國波良

○相之時 「アヒシトキ」とは上の説によりて立ちあらそひし時をいふと知るべし。舊説には高山を女山とし相を男女の逢ふとせりしにより意味通ぜざりき。何となれば高山を女山とせば本歌によれば畝傍山は男山にして高山と相争ふ耳梨山も女山ならざるべからず。しかるに反歌にては男女相逢ふとせば高山か耳梨山かが各男女の別あるべきなり。かくては前後矛盾せりといふべし。されば上にいへる如く香山と耳梨山との二の男神が畝傍山 女神

を各獨占せむとて立ちあらそひし時をいふと見るべし。「アヒ」といふ語は今「タチアヒ」といふにおなじく敵對の行動に出づるをいふ。「タタカヒ」といふも「タタキアヒ」なり。日本紀神功卷の歌に「宇摩比等波宇摩譬苦奴知野伊徒姑幡茂伊徒姑奴池伊裝阿波那和例波」とあり。この「アハナ」は即ち相闘の意なること著しきを見よ。

○立見爾來之 「タチテミニコシ」とよむ。「來」を「シ」にてうくるに古は未然形の「コ」よりするを常とせり。古事記仲哀卷に「麻都理許斯美岐叙」とあるをはじめ本集又平安朝の文にも例多し。「立つ」とは何かといふに旅に出でたつを單に「立つ」といふことは古くよりの語にして卷十七四〇〇八の歌に「無良等理能安佐太知伊奈婆」などいふこれその例なり。ここに「立ちて見に來し」といへるにはその主格なかるべからず。その立ちて見に來し人は誰なるかといふに、これはかの播磨風土記なる故事の阿菩大神の如きをさせるならむ。ここにその播磨風土記の傳説をあぐべし。これはその揖保郡越部里の條に載するものにして次の如し。

出雲國阿菩大神聞天倭國畝火香山耳梨三山相闘此欲諫止上來之時到於此處乃聞闘止覆其所乘之船而坐之。故號神皇皇形似覆。

(播磨風土記ははじめ世に著はれず、これらの文も僅に仙覺抄に引けるによりしが、その寫本は惡本なりしによりて「神皇」の「皇」字を「集」字と誤りしによりて學者之を「神集」とよみ、往々「神詰」といへる地なるべしといひ、その神詰といへる地は今印南郡神爪なるべしといふ説ありたれど、誤なり。これは三條西家本によりて揖保郡神皇なること明かなるを以て第一に

郡を異にせり。その神阜は井上通泰氏の説の如く今の揖保郡林田の南方なる神岡にあたるといふをよしとす。

さてここに「立ちて見に來し」とよめるはその阿菩大神が出雲を立ちて來たまひしをいへるなり。さて又ここに「見に來し」とよめれば、その阿菩大神の出雲を旅立ちまして、來たまひしはその諍鬪を見むが爲に來ましつるやうに聞ゆれど、その實はその諍を諫め止めむ爲にいでましつる由なるは播磨風土記に明かなり。しかるをただ「見に來し」といへるは詞足らぬやうに見ゆれど、これ古人の大やうなる所にして今人の如くこせこせせず、かへりて含蓄ありといふべし。

○伊奈美國波良、「イナミクニバラ」なり。「伊奈美」は今「印南」と書き播磨の郡名として存し、和名鈔には「播磨國印南郡伊奈美」と見え、古事記には「稻日」ともかける地なり。「國原」は「二」の歌にいへるが、後世國とも郡とも名づくべき一區劃をば古はすべて「く」といひしなり。ここに「印南國原」とあるによらば、阿菩大神が來りて止まり給ひし所は印南郡なるべく考へらるるに播磨風土記にては揖保郡の神阜の條にいへれば、この御歌は播磨風土記の傳説と全然一なる傳説によられしにあらずして別に印南郡までおはして止まりたまひしといふ少しく異なる傳説の存したりしを思ふべし。然るにかの仙覺抄の風土記に神阜とあるべきを神集とかけるによりて印南郡の神爪とせるは印南といふことには都合よきやうなれど、風土記の郡とは全くあはず。しかも風土記を離れてはこの神爪も出典なきことになれば、この神爪が印南郡にあれば

とてこの御歌の證とはならぬなり。さてこの一句、この歌の眞意を明にすべき重大なる關鍵なり。その故は次にいふべし。

○一首の意 かの神代に香山と耳成山とが畝傍山を中心に、諍ひて鬪ふ由をきこしめして出雲の阿菩大神がその状をも見、かつはそれを諫め止めむとてその住める出雲國を立ち出でて來り給ひしが、諍止みぬとききたまひてここに止まりましぬとき、その印南の國原はここぞとなり。

今この反歌につきて考ふれば、この御歌は、印南の地にてよまれたるものと解せざるべからず。然るときは本歌たる長歌も亦同時によまれしものなるが故に、この歌の解につきてはその意を以て臨まるべからず。然るに、從來この長歌及び反歌につきてその歌意を深くも考へず、眞をあやまり、臆説を逞くせるもの少からず。先づ本書に「三山歌」と題せるによりて讀者先づこれにとらはれ、この御製はこの三山を目前に見ての御歌と思へるやうなり。されど反歌によれば播磨にての御詠といはざるべからず。吾人を以て見れば、この御詠は中大兄皇子まだ皇太子におはしまさぬ時播磨國にいでまし印南の地にてこの傳説をきこしめし、甚だ面白きことをききつるよと思し召し、はるかにかの日常目馴れたまひし三山を思ひやりたまひてこの御詠ありしならむ。かくて反歌において、その印南國原を主題としてよみたまひ、その阿菩大神の御名もなく、甚しき省略あるはこれその土地にありてその傳説の著しくこの皇子の主觀を領したりし時によまれしによることを證すべし。かくて右の傳説を主としたまひし

によりて本歌の末に「らしき」といふ語を用ゐて對比せしめられしは現今の世相のかくあるは古よりのならはしにやとのたまへるなり。然るに從來の注釋家多くは、本歌と反歌とを無關係に説き、その本歌に基づきて天智天皇と天武天皇との御后あらそひありきとし、又は壬申の亂これに基づくなどいへるは言の輕重を辨へず、本歌と反歌との關係をも無視したるものにして歌を知れる人の言とはいふべからず。長等の山風、美夫君志等、いづれも大家の言ながら余はすべてこの歌を曲解せりといふを憚らず。

(二五)

渡津海乃豊旗雲爾伊理比沙之今夜乃月夜清明已曾

○渡津海 「ワタツミ」とよむ。「ワタ」は渡の意にして海をさす。「ツ」は天ツ神「國ツ神」の「ツ」と同じく「ミ」は神をさすものにして海神を「ワタツミ」といふこと「山祇」といふに似たり。然るに後世轉じて「海」をもちへり。ここはその轉じたる意にして海原をさされたるなり。

○豊旗雲 「トヨハタグモ」とよむ。「豊」は豊葦原「豊榮登」などの「トヨ」にて美稱、旗雲は旗又は布のなびける如くに棚引ける雲をいふ。旗雲の名は文德實錄卷十天安二年六月庚寅朔庚子十一日早朝有白雲自良至坤、時人謂之旗雲、又八月己丑朔丁未十九日是夜有雲竟天自良至坤、時人謂之旗雲とあるをその例とす。八雲御抄に「とよはた雲は大なる旗に似てあかき夕の雲なり」と見え、又諸の古本の朱書の傍注に「古語海雲也當夕日雲赤色也似幡也。入日能時者月光清也」と見えたり。今も秋の空高くすみてかく布を引ける如き雲見ゆるは快晴の徴と信ぜり。

○伊理比沙之 「イリヒサシ」とよむ。日光の射るを「さす」といへるは「朝日さす」といへる語にても知らるべし。卷二二三五の歌に「天傳入日刺奴禮」卷十七四〇〇三の歌に「阿佐比左之曾我比爾見由流」など見ゆ。

○今夜乃月夜 舊訓「コヨヒノツキヨ」とよみたれど「ツクヨ」とよむべし。「今夜」を「コヨヒ」とよむは「コノヨヒ」の義なり。この語の假名書の例は少からぬが、卷二十四四八九の歌に「奴婆玉乃己與比能都久欲可須美多流良牟」などあり。「月夜」を「ツクヨ」とよむこと古語の姿にして、上の例にも見ゆるが、なほいはば、卷十八四〇五四の歌に「登毛之備乎都久欲爾奈蘇倍」卷二十四四五三の歌に「伎欲伎都久欲爾」などあり。今夜の月夜といへる、重言に似たれど、今日のよき日などいふに似て面白き古のいひ方といふべし。

○清明已曾 舊訓「スミアカクコソ」とよめるを僻案抄に「サヤケシトコソ」とよみ、考には日本紀に「清明心」を「アキラケキ心」とよめるを證として「アキラケクコソ」とよみ、古義は「明」を「照」の誤りとして「キヨクテリコソ」とよめり。されどこの「明」を「照」とかける本は一もなければ古義の説は從ひがたし。考の説をよしとす。卷二十四四六六の歌に「安伎良氣伎名爾於布等毛乃乎」とあるはこの詞の當時行はれし證なり。さてこの「こそ」を近頃の説に願の辭とせるもの往々見ゆれど、そは歌の意にふさはず。若し願の意とせば、上は動詞存在詞の連用形を以てせざるべからず。かくて「きよくてりこそ」などいふよみ方も出できたるなれど、さる時は「入日さし」をも願ふ目的にせずば、上下うち合はず。入日さしをも願ふ意にせば、この歌何を見てよめりやもわからぬ

こととなりて全く意をなさぬなり。こは實に入日の赤くさして、旗雲にうるはしく映せる所
謂夕やけの現在の景色を見て、豫め今夜の月は明かならむかしと推測するものなれば下に「ア
ラメ」といふべきを略せるなり。かく係助詞にて止め、下を略するは一種の語格なり。
○一首の意 明かなれば、贅せず。但しこれ亦播磨印南地方の海邊にての御詠なるべきは語意
にて考ふべし。

右一首歌今案不似反歌也。但舊本以此歌載於反歌故今猶載此次。亦紀
曰、天豐財重日足姬天皇先四年乙巳立爲天皇爲皇太子。

○右一首歌今案不似反歌也。けにこの左注の如くこの歌は上の三山歌には關係なきなり。

○但舊本以此歌載於反歌故今猶載此次。この末の字流布本歟とすれど、古寫本多くは「次」とかき
又下なる井戸王和歌の左注にも同じ趣の語遣もあれば、「次」をよしとすべし。按ずるにこれは
「次」を「次」と書き誤りしなるべし。かくて「コノナミ」又は「ココ」とよむべし。これはこの左注の記
者の言にして、舊本にかく載せたるによりて、その故明かならねど、疑を存しつつもここに載す
となり。恐らくはこれ既にいへる如く播磨にての御詠なれば、上の御歌に引つづき載せたる
なれど、別の歌にして新考の説の如く、題辭のありしが脱せしものなるべし。

○亦紀曰云々。これは日本紀をひけるものなり。先四年は重祚に對して初度の御位の時即ち
皇極天皇の御宇をさせり。この四年に中大兄皇子を皇太子に立て給ひしは紀に合す。但し

「立爲」爲字古寫本になきもの多し。それをよしとす。天皇といへるは天智天皇なり。左注
の記者の文なるが故なり。

近江大津宮御宇天皇代 天命開別天皇

○近江大津宮 大津宮は天智天皇の都にして、その址は今の大津市附近にあり。日本紀に近江
に遷都の事見ゆれど、大津宮の事見えず。續日本紀慶雲四年七月の詔に「近江大津宮御宇大倭
根子天皇云々」とあり。

○天命開別天皇 天智天皇の御稱號にして古寫本に小字にせるをよしとす。「アメモミコトヒラ
カスワケノスメラミコト」とよむ。冷泉本にこの下に「謚曰天智天皇」とあるは後の遷入なり。

天皇詔内大臣藤原朝臣競憐春山萬花之艶秋山千葉之彩時額田王以
歌判之歌

○内大臣藤原朝臣 名高き鎌足公なり。日本紀天智卷八年十月の條に鎌足薨去の前日に皇太
弟をその邸に遣して大織冠と大臣の位とを授け藤原の氏を賜ひしこと見えたり。又朝臣の
姓は天武天皇の御時に賜ひしものなるをすべて前にめぐらしてかけるなり。考に「朝臣」を「卿」
に改めたるは強ひ事なり。

○競憐春山萬花之艶秋山千葉之彩時、「競憐」は「あはれをきほふ」と直譯すべきものなれど、熟した

る字面とは見えず。春山と秋山と、萬花と千葉と艶と彩と完全に相對したり。これ當時の漢文の風として對偶をなせるものなり。「萬花は種々の花をさす。杜甫詩に「紫萼扶千蕊黃鬚照萬花」と見ゆ。「艶は美色なり。左傳桓公元年注に「美色曰艶」とあり。國語にては「にほひ」といふべし。千葉は多くの黄葉なり。魏收が詩に「神山千葉照仙草百枝香」とあり。さて上のよみ方如何にすべきかといふに考には、ハルヤマノハナノニホヒトアキヤマノモミヂバノイロトナアラソハセタマフトキ」とよめり。姑くこれに従ふ。これ春山の花の咲き艶へると秋の黄葉の美しさといづれか優り、いづれか劣れると大臣に詔して諸臣に意見を闘はしめたまひしをいふなり。この時の事に附會せしにや、世に「天智天皇花盡」といふ書あり。とるに足らぬものなれど、その據とする所はここにあるべし。

○以歌判之歌 「判はことわる」といふ。判事といふ官を古語に「コトワルツカサ」とよめるにてしるべし。「之は助字なり、よまでもよし。事を判ち可否を明かにするをいふ。後世種々の場合の風流の催は蓋しこの時既にありしなり。なほ歌の判といふことは後世歌合にいふは左右の二首の優劣を判する事なるが、ここにいふものは歌の優劣を判するためにあらずして春の花と秋の黄葉との優劣を判するなり。その判定をば歌にていひあらはすなり。春と秋といづれかよきといへることは今も人々の云ふ所なるが、その問題の既に千數百年前より起りてありしことは面白きことといふべし。

(二六)

冬木成春去來者、不喧有之鳥毛來鳴奴、不開有之花毛佐家禮村、山乎茂入而毛不取草深、執手母不見秋山乃木葉乎見而者、黃葉乎婆取而曾思奴布、青乎者置而曾歎久、曾許之恨之秋山吾者。

○冬木成 古訓に「フユコナリ」とよみしを僻案抄に「成を成の誤とし、考には盛の誤とし、いづれも「フユゴモリ」とよむべしといへり。ゆに春の枕詞として「冬隠」とかけるもの集中に二三(卷七)一三三六(卷十)一八二四(一八九一)既に例證あれば従ふべし。但し「成」字を「成」又は「盛」の誤字なりとするは當らず。集中「冬木成」とかけるものは例多くして(卷二)一九九卷三(三八二)卷六(九七一)卷九(一七〇)五卷十三(三二二)それらを一々誤寫なりとはいひ難し。こは美夫君志に古「成」盛相通ぜしことを論ずるに従ふべし。たとへば周禮考工記の注に「盛之言成也」といひ、釋名の釋言語に「成盛也」とあるが如きこれなり。「冬ごもり」を春の枕詞とするは、冬は萬物内にこもり、春になりて再び張り出づるをいへるなりといふ。

○春去來者 「ハルサリクレバ」とよむ。卷五(八三五)の歌に「波流佐良婆奈良能美夜故爾咩佐宜多麻波禰」(卷十)一八六五の歌に「春避來之」(卷十三)三三二四の歌に「春避者」(卷十六)三七九一の歌に「春避而野邊回者」なども同じ詞の例なり。又「秋サレバ」といふ語あり。「朝サレバ」といふ語あり。「夕サレバ」といふ語あり。「夜サリ」といふ語あるも「夜サル」の居體言なり。この語は卷十(一八二六)の歌に「春之在者妻乎求等」とあり、その外(一八九七)二九七九にも「春之在者」とかけり。これに

よりて從來「春」と「在」との間に「之」音の加はるものと考へられたるが如し。然るにかく書けるは卷十のみにして、其他の卷には「左禮婆」卷十五三六九七「卷十八四一一」佐禮波「卷五八一八」散禮婆「卷十五三六二七」左良波「卷五八三五」卷十五三六二九「左良婆」卷十七三九九七「左良受」卷十七四〇〇三「避」卷十一八六五卷十三三三二四卷十六三九七一等の如く書きたるあり。その最も多きは「去」六十一例あり「字」を用ゐたるものなるが、これにつきては古來種々の説ありたれど、首肯しかねたり。これはなほ「去」字の義にて説くを正當に近しとすべし。「さる」といふ語は進行移動の意ある動詞にしてこゝに「去」字をあてたるはその主要なる意にあてたるものといふべし。即ち「さる」は必ずしも常に漢字の「去」字の義にはあらねど、「去」字は國語「さる」の意の主要なる部分を代表するものなるべし。「さる」には「去」字の意のみならぬは「し」さるは「後」りに「さる」の義にして「る」さるは「居」たるままの姿にて「さる」の義なれば、いづれも「去」の義よりも移動進行の義なるを見るべし。「されば」「さるといふ語は動き移るを原義とし、その動き移るさまの差別によりて或は漢字の「去」にあたる場合もあり、或は「來」にあたる場合もありと見られたり。かく見れば、「春」さりくれば「は春」といふ時が移りてその時となりくれば、の義となり、その他「秋」されば「夕」されば「朝」されば等も皆この意なるを知るに足るべし。かくてこの語は通常の四段活用にして卷十の「之」在とかけけるは一種の洒落書にして「之」と「在」との合成語にはあらぬものなるべし。以上の「さる」の説は國學院雜誌に徳田淨といふ人の「夕」されば考と題して論ぜる所の要旨をとりて

愚見をも加へてかけたるなり。徳田氏の説古來の諸説にまさり、余も亦同じ意見なれば、こゝに之を紹介し、かたがた余の意見をも表明せるなり。

○不喧有之 「ナカザリシ」とよむ。「喧」は漢書外戚傳なる武帝悼李夫人賦に「悲愁於邑喧不可止兮」とあるに顔師古注して「朝鮮之間謂小兒泣不止爲喧音許遠反」といへるを見て、なくの訓をつくる由あるを見るべし。本集中これをなくに用ゐたる例少からず。卷二二〇七の歌に「敵火乃山爾喧鳥之音母不所聞」卷七一六一の歌に「秋風寒暮丹鴈喧渡」卷八一四九〇の歌に「霍公鳥雖待不來喧蒲草玉爾貫日乎未遠美香」卷十に四首、卷十九に十二首あり。冬の頃は來鳴かざりし鳥の春になれば、來り鳴くをいへるなり。

○佐家禮杼 「さきあり」を約めて「さけり」といふその已然形に「ど」をつけたるなり。冬には咲かずありし花も咲きてあれどといふなり。上の「さきなきぬ」とこれと對句をなせるが、以て下につけたるなり。

○山乎茂 「茂」は舊訓「シゲミ」とよみたるを考に「し」とよみたりしより諸家皆それによれり。かくいふ場合の「み」は「し」みにても「しけみ」にても同じ性質なるべきものにして、上の「心」を痛み「風」を時じみの「み」におなじく形容詞の語幹につき動詞の如くするものなれば、この場合の「しけ」若くは「し」は形容詞の語幹ならざるべからず。「しけ」は形容詞の語幹なれば論ずるまでもなき事なるが、「し」を形容詞の語幹とする時はこの「し」は活用してその全形が「しく」「し」「しき」又は「しく」「しき」とやうなる形を現するものならざるべからず。然るにかかる形の形容詞の存在しきとい

ふ例證一も存することなし。然るにこれを證するに、この卷の藤原宮御井歌「五二」なる「之美佐備立有」又卷十七「三九〇」の歌「鳥梅乃花美夜萬等之美爾安里登母也」とあるを證とすれど、これらは「シミ」といふ副詞の存在を證するに止まり、「シミ」といふ形容詞の存在せりといふ證となるものにあらず。かくて若し「シミ」を用むとせば「山をしみみ」といはざるべからざるものなり。されば古來の訓に従ひて「ヤマヲシゲミ」とよむべし。その委しきは別に述べおきたり。五音の句を六音にせる例は集中に少からず。なほいは「卷二二〇八」に「黄葉乎茂」とあるは同じ趣なるに、そこは古來「シゲミ」とよみて異論なく、ここにのみ異説あるはいぶかしき事なり。かくてその意山が茂きによりてなり。

○入而毛不取 「イリテモトラズ」とよむ。山に草木茂りて立入り難きによりて入りてとる事もせずといふなり。「も」は下の「とり」てもみずといへるに相對していへる語遣なり。「取」をば從來「見」聽「聞」などの誤ならむといふ説もありしなれど、據なきことなり。このまゝにてあるべし。その故は次の句と關係して考へ見れば知らるゝなり。

○草深 「クサフカミ」とよむ。草に「深し」といふ由は上にいへり。草深く生ひてある故にの意なり。卷十「二二七一」の歌に「草深三蟋多鳴屋前」などあり。

○執手母不見 古來「トリテモミズ」とよめるを僻案抄に「たをりてもみず」とよめるより、考略解等之に従へるはかへりてわろし。「手折」と「執」とは語異なるものなれば、本來「たをり」といふ語ならば「執」字を書くことあるべからず。又「とり」といひて意を害することもなし。これは或は六音

もみずといふやうに進行せしめたるいひ方なりと認めらるれば、之に反する諸説は、この叙述の進行法を認めずして、かへりて之を破らむとするものなれば従ふことを得ざるなり。

○以上第一段落、春山に對する批評なり。春は草木繁茂の頃にして、山野共に昆虫蝮蛇などの煩はしきを以て親しく入りて愛し難きをいふ。蓋しこれ女性の實情なり。而してこの段落中、先づ「鳥も」「花も」といひて並列的の意を以て對句をなし、次に「入りても」と「らず」とりても「みず」といひて前後次第して對句をなしたるは同じく「も」を用ゐて對句をなしながら横と縦との二法を交互に用ゐたる、その造句の手腕凡ならざるを見る。而して、これを次の段落の「は」を以て對句をつくれるに比するに、こゝは「も」を用ゐて對句をなせる點をその特色とするもの如し。

○秋山乃木葉乎見而者 「アキヤマノコノハヲミテハ」とよむ。これより秋の山の木葉の批評にうつるなり。

○黄葉乎婆 古來「モミヂヲバ」とよめるを僻案抄に「ソメシヲバ」とよみたれど、意をなさず。よりて考に「モミヅヲバ」とよみたるより後人々多く之に従へり。黄葉又紅葉とも書く。この熟字いづれも支那より出でたるが、本集には多く黄葉の字面を用ゐたり。さて「もみづ」とは草木の葉の赤く又は黄色に變ずるをいふ動詞にして、上二段に活用する語にして「もみぢ」はこれを體言にしたるものなりとす。さて考の説によるべきか否かは、その本原の意義をたゞざるべからず。考の説にては「もみぢたるものをば」の意とせむとてかくよめるならむが、若し然らば、連體形よりして「もみづるをば」とよまざるべからず。終止形に「を」をつけて上の如き意をあらは

連體形よりして「もみづるをば」とよまざるべからず。勿論終止形を以て體言に轉ぜしむること「すし」かけるふの如きものなきにあらねど、さる體言に化してたるものを眞淵翁は要求せるにあらすして用言としての活動せるものを用るたりとせむとするものなれど、この語にはかかる形を用るべくもあらず。或は又「もみづ」が四段活用をなせる證として卷十四三四九四の歌に「兒毛知夜麻和可加敝流氏能毛美都麻氏」といふを引けど、これは東歌なれば訛なしといふを得ざるものなり。さて「もみぢたるもの」の意とせば、古來の如く「もみぢ」にて何の差支もなきものなりとす。「もみぢ」といふ語は俗なりなど思ふはかへりて、古語を知らざるものといはれても辯解しうべからざるなり。本集卷十五三七一六の歌にも「九月能毛美知能山毛宇都呂比爾家墨」などあり。或は又下に「青き」といへると對句をなせりといはむとての論なるべけれど必ずかくせずとも對句は成立するものなり。

○取而會思奴布「トリテソシヌブ」とよむ。契沖曰はく「シヌブは過ぎにし方を慕ふのみに非ず、眼前の事もあかず思ふを云なり」といへり。蓋し心の底より出で愛で思ふをいふ語なるべし。○青乎者「アチキチバ」とよむ。黄葉せずして黄葉に交れる青葉をいふなり。

○置而會歎「オキテゾナゲク」とよむ。「オキテはそのまゝにさしおきてといふなり。これは上のとりてしぬぶに對する語にして、青く黄葉せぬものをばとることをせずしてそれを恨みなけくとなり。

○會許之恨之 古來「ソコシウラミシ」とよめりしを管見には「ウラメシ」とよみたり。かく上に「シ

あり下に形容詞ありて叙述せる例は卷三三二四の歌に「春日者山四見容之又秋夜者河四清之」など多し。さて宣長は「恨は、恰の誤なり」とし「そこしおもしろしと訓也うらめしにては聞えず」といへり。されどかくかける本一もなきのみならず、その説の從ひ難きは攷證に既に論ぜり。さては管見の説に從ふべきが、その「うらめし」といへるは何をさせるか。これ亦諸説あり。契沖は「恨めしは春に心ゆかぬ所のある恨を残すなり」といひて春山を恨めしといへるなりとし、攷證は「秋の方は山野などにも入よくて黄葉などをとりて見など、よろづをかしけれど、そもやらぬ木の葉をば、木におきてとくそめぬことをなけくが、そのみぞうらめしきといふ意なり」といへり。されど攷證の如くいひたるのみにては落ちつかぬ故に美夫君志はこれによりつつなほ辯じて曰はく「其説恨を恰とする説のおこりは此歌もと秋山の方をあはれとさだめたりし事のしるきに、恨之は似つかはしからずとおもひての事なるべし。されど、此恨之は青乎者云々の句のみにかけていへるなれば、さまたけなき也。さるは春山のかたにては入而毛不取云々執手毛不見と此も彼もの毛の辭をもて句をなし、秋山のかたは黄葉乎婆云々青乎者云々と物を區別する辭の者をもて句をしらべたり。此意をよく味ひて恨しは青乎者云々の句にのみかけたる詞なるをさとるべし」といへり。今按ずるに諸家いづれも考へられたれど、未だ正鵠に當らざるが如し。先づ「そこ」といふ語は普通は場所にのみいへれど、古くより今いふその點「この點など抽象的の意にて用るたり。今若し「おもしろし」とよむべしといふ説によらば、そことは何をさせるか。かくては上の「歎く」に對する結末もなく、又春山にも關係

なき空言となるべし。この故に従ふべからず。これは上の「青きをばそのままにさしおきて歎かねばならぬ、その點が恨めしといふなる點は美夫君志の説をよしとすべし。さて「しは取出して強く指す意あり。即ちその點が恨めし他の點は批難なしといひて、多くの可なるうちに少しく缺點あるを遺憾とせる意をあらはせるなり。

○ 以上第二段落、秋山に對する批評なり。秋は山野共に容易に立入りて賞翫するを得るをいへるにて、これ女性の性情にかなへると共に秋山に自由に入るを得る實情をも含めていへり。然れども、ただ秋の青葉をばさしおきて歎かねばならぬ缺點ありといひて多少の弱點あるをいへり。かく秋の青葉をさしおくをだに恨しく思へば、入りて見るを得ざる春の山は、いふまでもなき意を言外にあるはせるなれば、次の判決は當然下さるべきなり。さてこの段落には「木の葉を見ては、黄葉をば、青きをば」とは、を以て對句をなせるは、多くの美點のうちに取除けあるを知らしむる爲の句法としては巧妙なるものなり。

○ 秋山吾者 古來「アキヤマツワレハ」とよみたり。されど「會字なければかくよまむは理なし。代匠記には「會字脱するかといひたれど、會のある本を見ざるが故に従ひ難し。僻案抄には「アキヤマツワレハ」とよみ、考は舊訓を基として「會」を補へり。されど、それらは證なき事なれば、従ふべからず。玉の小琴には文字のままに「アキヤマツワレハ」とよむべしといへり。語足らぬ様なれど、反轉の語法を用ゐて、吾れは秋山の方によらむと思ふ意を力強く簡潔にいへるものとしてかへりて調高くきこゆるなり。

○ この一句第三段落として判決を下したるなり。而してこの判決の下るべきは、前段落の末の「そこしうらめし」の一句にて豫言せられたること既にいへる所なり。

○ 一首の意 第一段に春山の草木の親しみかぬるを難じ、第二段に秋山には黄葉の親しく賞翫しうべきを賛し、なほ多少の批難は存するをいひたるが、その秋の批難は、春山全般の弱點なるを言外に知らしめ、第三段にわれは秋山によらむといへるにて、すべて婦人として實地の感情をうたへる點おもしろしとす。而して句法巧妙にして手腕ある歌人の詠と認めらる。さてこれにて春秋の可否決着せりといふことを得ざるは勿論なれど、婦人としての實際の感情真にかくありしならむと思はれたり。

額田王下近江國時作歌井戸王即和歌。

○ この端書につきては諸説ありて一定せず。次にある長歌とその反歌とを以て額田王の近江國に下ります時とせば、井戸王の和歌といふはその次なる「綜麻形」の歌をさせるに似たれども、さりとも斷言すべからず。とにかくにこの端書のさま異例なりといふべし。この故に契沖は疑を存して「古記のまま歎」といへり。

○ 井戸王即和歌 井戸王他に所見なし。詳かならず。和歌は「こたへうた」とよむべし。唱和の歌の義にして額田王の歌に和へたる歌なり。

味酒、三輪乃山、青丹吉、奈良能山乃山、際伊隱、萬代道隈、伊積流、萬代爾委曲。

毛見管行武雄、數數毛見放武八萬雄情無雲乃隱障倍之也。

○味酒「ウマザケ」とよむ。うまき酒の義にして酒を賞めたるまでなり。これを三輪の枕詞とするは古語に神酒を「ミツ」といへるより起れり。和名鈔に「日本紀私記云神酒和語云美和」と見えたり。日本紀崇神卷に「宇磨佐開瀨和能等能」とあり。

○三輪乃山 大和國磯城郡三輪町の東方に在り。官幣大社大神神社の神體として齋く山なり。國中の東方連山のうちにありて最も高く著しき山にして國中の平原を前にしたれば、平城京の方よりも著しく見ゆるなり。この下に「を助詞を補ひて釋すべし」。

○青丹吉「アヲニヨシ」とよむ。奈良の枕詞とす。「あを」は青き土即ち綠青ともいひ、その他種々の説あれど定かならず。「よし」は助詞委しくいへば、「よ」は呼掛けの語「し」は強く指す語なり。「玉藻よし」「眞菅よし」などいふこれなり。

○奈良能山乃「ナラノヤマノ」なり。「奈良山」は古の平城京の北に横たはれる低き連山にて平城京より近江に行くにはこの山を越えて山城相樂又は木津に出づるものなるが、このときもその道筋をとられしこと歌の意にて著し。さてその相樂に出づる道は歌姫村の地にかかりて行くを以て今歌姫越といふ。今の奈良坂といふ地は佐保山のうちにして古の大路にはあらず。

○山際 古訓「ヤマノハニ」とよめり。僻案抄に「ヤマノカヒ」とし、考には「際」の下に「從字脱せり」とし

て「ヤマノマユ」とよみ、攷證はそのままだに「ヤマノマニ」とよめり。按ずるに「山ノハ」と「山のマ」とは意異なり。「際」は間の義にしてここは奈良山の連山の間をいふなれば「マ」なることいふまでもなし。されど「從字」なきを加ふるも如何なれば攷證に従ふべし。

○伊隱萬代 古來「イカクルマデ」とよみたりしが「隱」は古事記雄略卷の歌に「伊加久流袁加袁」とある如く古くは四段活用なりしを以て古義によめる如く「イカクルマデ」とよむをよしとす。「イ」は動詞の上に加へて語調を添ふるに用ゐる接頭辭にして下の「イツモル」の「イ」もおなじ。「萬代」は音をかりて「マデ」といふ助詞をあらはしたるなり。三輪山が奈良山の連山の間にかかるまでといふ意なり。

○道隈 「ミチノクマ」とよむ。「隈」はもと水曲をいふ字にして、爾雅に「隈隈」と對して「厓内爲隈、外爲隈」といへり。轉じては後漢書班彪傳の注に「隈山曲也」といへる如くすべて地形に於いて入り曲れる所をいへり。日本紀卷二の自注に「隈此云矩磨邊」とあり。「チ」は「道」なれば「グマデ」は「限道」となりとす。卷二二三の歌に「此道乃八十隈每爾」とあり。

○伊積流萬代爾 古來「イツモルマデニ」とよめり。僻案抄には「イサカルマデニ」とよみ、略解などに従ひたれど、道の隈のさかるといふことは義をなさねば、古來の訓によるべし。道の隈の數多くかさなりつものこと即ち道を遠く經るをいふ。上に「八十隈」といへるは即ち「隈」のつもれる結果といふべし。「マデニ」は上の「マデ」をもうけて下の「見つつ」につづくるものなり。

○委曲毛 舊訓「マクハシモ」とよめり。されど古語の「クハシ」は今用ゐるとは意稍異にして、精細

微妙といふ如き意なれば、委曲を「クハシ」とよむは稍當らずといふべし。僻案抄には「イクタヒモ」とよみたれど、俗なり。考には「ツバラニモ」とよみ、又「ツブサニモ」ともよませたり。古義には「毛」は「爾」の誤として「ツバラカニ」とよませたり。「ツバラカニ」といへる語もあれど、卷三「三三三」の歌に「淺茅原曲曲」とある「曲曲二」を「ツバラツバラニ」とよめるは卷十八「四〇六五」の歌に「可治能於登乃都婆良都婆良爾」とあると同じ語といふべく、曲に「ツバラ」といふ訓あるを見るべく、從つて「委曲」をも「ツバラニ」とよむべきなれば「ツバラニモ」とよむを穩かなりとす。十分に飽き足るほど見むといふなり。

○見管行武雄 「ミツツユカムヲ」とよむ。「管」は複語尾の「つ」の借字、を「感動の助詞にして」ものをといふ意にとるべし。委曲に見つつ行かむと思ふものをといふなり。

○數數毛 「シバシバモ」とよむ。この「數」字は入聲「サク」の音にして、頻數の義なり。一字にても「シバシバ」とよむ字なるが、集中には卷十一「一九一九」の歌に「數君麻思比日」の如く一字にてかく用ゐたるもあり、又今の例の如く二字を重ねたるもの少からず。卷十二「二三五九」の歌に「有數數應相物」といへるなどあり。されば考の如く一字を削るには及ばぬことなり。

○見放武八萬雄 古來「ミサケムヤマヲ」とよめり。僻案抄に「ミヤラムヤマ」とよみたれど、放を「ヤル」とよまむは無理なり。古義には「ミサカム」とよむべしとせり。これは卷三「四五〇」の歌の「一云」に「見毛左可受伎濃」とあるによれるものにして、確證とはならず。されば古來の訓の如く「サケム」とよむをよしとす。この「サク」は下二段活用をなし「避く」といふ語と本來同源の語にして、

その間に距離をおく義ありて「ミサク」は遠くよりながむるをいふ。古事記上卷に「望字をみさけ」とよめるも同意にして、今の「みやる」といふに似たり。卷十九「四一五四」の歌に「語左氣見左久流人眼續紀實龜二年二月の詔に「誰爾加母我語比佐氣年我問佐氣年止」とあるも心を遣る義にして同源の語たりとす。ここにては遠く離れて見さけむと思ふ山なるものを、となり。三輪山は國中の平原を隔て晴天には奈良山の間にもよく見ゆるなり。されど、この山を越えての後は隔てられて見ゆることなし。

○以上山際云々「道隈云々」と對句をなし「委曲毛云々」「數々毛云々」と對句をなせる雙對の句法なり。

○情無 古訓「ココロナキ」とよみて雲の限定語としたれどかくては趣なし。僻案抄に「ココロナク」とよめるをよしとす。下の「カクス」にかかる詞にして雲の無情にして山をかくすをいへるなり。

○雲乃 「クモノ」これにて一句とすべし。かく三音一句とするは異例なれば、僻案抄には「ココロナククモノ」とよみ、その上に一句脱せるかといひ、墨繩はこの上に「八重棚」の三字脱せりとす。されど、玉の小琴に「三言の句例多し。九音十音の例なし」といへるによるべし。

○隱障倍之也 「カクサフベシヤ」とよむ。「障」は「サフ」といふ動詞にあたるをここには語尾の音をあらはす假名に借りたるなり。「カクサフ」は「カクス」を更にハ行四段に轉じてその作用の繼續せることをあらはせる語法なり。このこと同じ書き方なるは卷十一「二四三七」の歌に「奥藻隱障

浪」といへるあり。「カクサフ」といふ語の例は卷二七四四六五の歌に「加久佐波奴安加吉許己呂乎」とあり。「也」は反語にして「かくさふべきことかはと惜み嘆きていへるなり。」

○一首の意 今大和の京を離れ近江國に下らむとするに、常に朝夕見なれたる三輪山をいま、奈良山を越え、再び見ることかなはじと思へば、心ゆくまで見さけむと思ふに、生憎にも無情の雲のこれをおくして見えぬならしめたることかといふなり。

反歌

(一八)

三輪山乎、然毛隱賀雲谷裳情有南畝、可苦佐布倍思哉。

○然毛隱賀 シカモカクスカとよむ。「シカカクスカ」といふに同じ意なるに、中間に「も」を加へて感動の意を強めたるなり。「カ」は嘆息の意をあらはす終助詞なり。

以上一段落なり。

○雲谷裳 「クモゲニモ」とよむ。「谷」は助詞の「ダニ」に借り、裳も助詞の「モ」に借り用ゐるなり。「ゲニモ」はせめて雲なりともといふ程の意なり。

○情有南畝 古來「ココロアラナム」とよめり。「畝」は吳音「モ」なれば僻案抄に「武」の誤とし、考には「武」に改めたり。古寫本を見るに、類聚古集には「武」と書き、官本の系統の本即ち西本願寺本大矢本、京都大學本等には本文に「畝」とし、異本に「武」とある由注せり。されば「武」とあるが、惡しとはあらねど、それ必ずしも正しとはいふべからず。さてこの「畝」は上にいへる如く吳音「モ」なるをば、

古義に「ム」の音ありとし、美夫君志も亦しかいひて、廣韻上聲母音の下に「畝」字を掲げたるを引きて「母」には「ム」の音のある事もとよりなり」といひたれど、こは寧ろ「モ」の音の證とすべきものなり。

燈の説などはもとより論の外なり。さて諸家がこれを「なむ」とすべしといへるは蓋し「詠」の「なむ」といふ助詞に引かれての説なるべきが、元來この「詠」の「なむ」は係の「なむ」の終止的用法に立てる場合にして平安朝時代にありてはすべて「なむ」といふ形をとれるものなるが、奈良朝時代には「なむ」なりしものなり。この係の場合の「なむ」は何人も異論なきところなるべきが、終止の場合の「なむ」は從來これを説く人なかりしが如し。余が研究によればすべての係助詞は古今を通じていへば、いづれも係となり、又終止としても用ゐらるるものなれば、ここに「なむ」とあるかた、古き形を傳へたりと思はるるなり。これを以て「畝」を「も」の音に用ゐたりと見る方すべて無理なくして説くをうべし。さてこの「なむ」は他に「詠」へ求むる意をあらはすものにして、ここはせめて雲だに情ありてくれよといへるなり。

以上第二段落なり。

○可苦佐布倍思哉 本歌の末句と同じ語なるを字をかへてかけるなり。

以上第三段落なり。

○一首の意 明かなるが、その構造は三段落にして、第一段落は三輪山を雲の隠せるを見て古郷の見えぬを嘆息せる意をあらはし、第二段は雲に情あれかしと希ひて遙かに本歌の「情無く云」といへるに對せしめ、第三段には本歌の末句と同じ句を繰返してその意を切ならしめ以て

全體の終結とせり。

右二首歌山上憶良大夫類聚歌林曰遷都近江國時御覽三輪山御歌焉。日本書紀曰六年丙寅春三月辛酉朔己卯遷都于近江。

○ これまた例の類聚歌林の傳へをあけたるなり。

○ 遷都近江國時御覽三輪山御歌焉。これ即ち歌林の説にして天智天皇近江に都を遷されし時三輪山を御覽じてよみたまへる御歌とせりといふなり。然りとせばその歌主は誰ぞ。なほ額田王なりや。されど御覽御歌とあるにあはず。されば考には皇太子の御歌とせり。然れども皇太子ならば必ず皇太子とかくべきなれば御歌は御製の義にとりてなほ天皇の御製といふ傳へありしものと見るべし。

○ 日本書紀曰云々「紀字流布本記」につくれり。古寫本によりて正す。これ紀の文を抄出して上の歌林の徵とせし撰者の手記なり。但今本の紀は元年を壬戌とするが故に六年は丁卯にして丙寅は五年となれば干支と年數と一年齟齬せり。これにつきて學者これは古本の紀にかくありしを今本は後に改めたるなりといへり。如何にや。研究を要すべきことなり。

(一九)

綜麻形乃林始乃狹野榛能衣爾著成目爾都久和我勢

○ この歌古來難解の一なり。舊本には

ソマカタノハヤシハシメノサノハキノコロモニキナシメニツクワカヒ

とよみたれど何の意なるか知り難し。ここに於いて契沖先づ新しき訓を案出し、荷田春滿またこれを考へ、賀茂眞淵、加蔭千蔭、鹿持雅澄等各多少の説を立てて今日に及べり。そのうちにつきて賛成すべきと然らぬとあり。次にそれらの説をあけつゝ余が見解を述べべし。

○ 綜麻形 舊訓に「ソマカタ」とよみ來りしは蓋し袖方といふ心ならむも無理なるよみ方なれば、契沖は「ヘソカタ」とよむべきかといへり。但し「ヘソカタ」の義を釋せず。僻案抄には「ミヤマ」とよむべしとせり。その理由は三輪山はもと綜麻の三縈遺りたる形より名付けたるものといひて、仙覺が抄に引ける土佐風土記などによりて説をなせるものなり。この三輪山の傳説は古事記にも傳へあるものなるが、それらを綜合して考ふるに、この傳説の三輪といふ名の義は神酒といふにありて、其を同音によりて續麻の三勾遺れりといふことより起ると説くものにして、三輪山が綜麻の形をなせりといふことは古の傳説にもなく、又今見てもしか見えざるのみならず、續麻の三勾のみなるものにてはなほ更三輪山をたとふべくもあらざるなり。上にもいふ如くこの傳説にては三輪の名の出來しは綜麻の苧の残れるもの三勾のみなりきといふことなれば、綜麻そのものが直ちに三輪といふ名の由來となれりといふにあらざるなり。この故にこの説は一種の卓見の如くに見ゆれど、何等の從ふべき理由なきものなり。しかるにこれより後の諸家大抵これに從へるは如何なり。さて後橘守部は「ソマカタノ」とよむべしとして、一種の意見を立てたり。それは、この歌の位置は錯簡によりてかくなれるものなりと

して、これを次の天皇遊獵蒲生野時額田王作歌なる一首とせるが、かくて「綜麻形」を「ソマカタ」とよみ、それを地名とせり。その地は近江の志賀郡の信樂田上兩柚の入口なりとして大津よりこの地を経て蒲生野にいでまししなりといふにあり。されど、當時勢田橋すでにありしなるべければ、さる迂路をとらせたまふべくもあらず。なほ又「綜」を「ソ」の假名とせるも集中に例なきことなれば、地名ならむといふ考は面白けれど、從ひ難き説なりとす。

綜麻の文字は「ヘソ」とよむことを最も妥當なりとす。これは契沖のよみはじめたるものなるが、卷子を「ヘソ」とよむことは和名鈔にも見え、又古事記崇神卷なるかの三輪山傳説の記事に「閉蘇」とかきたるあり、又日本紀崇神天皇卷なる「大綜麻杵」といふ人名をば新撰姓氏錄には「大閉蘇杵命」とかきたれば、「綜麻」の「ヘソ」といふよみ方は古に於いて普通に「ソ」は「閉」の字面と言語となりしを想像し得べきなり。

さてかくよみ方の明になりし上に問題となるはその解義なり。契沖ははじめ比喩として説かむとして穩ならずと思ひしにや、「所」の名歟とせり。地名とせば穩かなるべき故に、古義またこれに賛せり。地名とせば「カタ」は縣の意なること、例多ければ、その名は「ヘソ」にあるべきこと論なし。さてその地は如何なる所かといふに契沖はこれを示すことなし。古義はこれを「三輪山の古の名か」といへり。而してその理由を聞けば、かの僻案抄に同じ。されど「綜麻」の形を以て三輪山に擬することは根本的に不可なれば、そのよみ方如何に拘らず不可なりとす。ここに一案あり。その「ヘソカタ」の地を今もある近江國栗太郡の糺村にあてむとするなり。

この地は草津より守山に至る中仙道の街道に當り、古くよりありし地名と見ゆれば、守部の説の如くにせば、其の「ヘソ」に正しく當れりといふを得べし。されど、錯簡ありといふことは容易にいふべきことにあらねば、なほ疑を後にのこすべきことなり。

○林始乃 古來「ハヤシハジメノ」とよみ來れるを契沖は「ハヤシノサキノ」とよむべきかといへり。始は「サキ」とよむに由あり。しかるに僻案抄には「シケキガモトノ」とよめり。こは大祓詞によれるものなるが、その意は叢生せる木の根元をさせるものなるによりて、さる意にては下草をさせるものといふべきなり。「林」を「シケシ」とよむことは字鏡集などに見えたれど、そは淮南子に「木叢生曰林」などによりたる訓にして、小木の叢生せるものをさすなり。然りとせば、榛のその下に生ぜむこと如何なりといふべし。「林」字を古來「ハヤシ」とよめるは日本紀顯宗天皇卷の室壽の御詞に「取舉棟梁者此家長御心之林也」とあると同じ趣の語をば出雲風土記の意宇郡拜志郷の條に「吾御心之波夜志詔故云林」とあるにてもしるく、本集中に「波也之波夜之」など假名書にせるもの少からず。加之、冬乃林「卷二」星之林「卷七」橘之林「卷十」などみな古來「ハヤシ」とよみ來れり。「始」は「サキ」なることいふまでもなかるべし。林のさきとはその前頭をさせるなり。この契沖の説には近時の諸家多く從へるなり。

○狹野榛能 古く「サノハキノ」とよめり。僻案抄に「サヌハリノ」とよみてより後、略解、攷證、燈檜燼手、古義等これに從へり。又考は「サヌハキノ」とよみ、美夫君志これに從へり。その榛といふ木は古へ「ハギ」とも「ハリ」ともよみたる由見ゆれば、その方よりいへば、いづれのよみ方にても大差

なきこととなるなり。然るにここに「榛」といふ喬木をさす説と「萩」といふ灌木といふ説と「ヌハリ」といふ草なりといふ説とあれば、その方より見れば、容易に決しかねる事とならむ。今これらにつきて説を述べむに先づ「サ」といふは美稱の接頭辭なること明かなるが、その「サ」が「野」といふ語につけるか、「野榛」といふ語につけるかといふことも一考を要すべし。若し「ヌ」といふ語につけりとせば、「サ野」の榛といふことにして、「サ」の美稱は榛に及ぶことなし。然るに、ここには榛をいへるなれば、語義としては適切ならず。然れば、「サ」は野榛といふ語に冠せりといふべきなり。かくて野榛といふこととすれば、それは野の榛といふことか、野榛といふ一物の名か。これ亦一考を要することとなる。かくの如き問題ある上に、既にいへる如く榛は「ハギ」か「ハリ」かといふ問題もあり。案するに「榛」といふ文字は今「ハンノキ」といふ一種の木をさすに用るれど、古來「榛莽」といふ熟字ある程にして、新撰字鏡には「叢生木曰榛」と見えれば、すべて灌木の叢生せるをいふとみえたり。「リ」ギ昔は相通することありしは、「山振」とかきて「ヤマブキ」とよませたるなど證多し。この義によらば、今の萩に通ぜりともいふべし。これを今の「ハンノ木」の名とせば、それはもとより「ハリノ木」なれば、ここに「ヌハリ」なりといふ説を生ずる餘地を生じ「ハギ」なりとせば、ここに今の萩なりとする説を生ずる餘地あり。要するにこの榛字一字のよみ方頗る重要な分岐點なりとすべし。かくの如くなれば、これを文字の正面よりは殆んど解決しかねるさまなり。ここに於いて次の句の「衣ニツクナス」といふ語より考へて衣につくるものは實際何なりやを考ふべし。然るに、卷七一三三八に「吾屋前爾生土針從心毛不思人之衣爾須良

山奈」とありて、和名鈔に「本草云、玉孫一名黃孫和名沼波利久佐此間豆知波利」と見えれば、土針即ち「ぬはり」にて衣に措ることのありしは疑ふべからず。この土針といふ草は本草に根の皮肉紫なる山なれば、衣に措りてうるはしきものなるべきが、その實物は未だ知らず。衣を榛にて措れる事は日本紀天武天皇の十四年紀に「秦措御衣三具」と見え、日本後紀延暦十八年の紀にも「秦措衣」といふこと見え、延喜式四時祭式下の鎮魂祭官人裝束に「秦摺袍」と見え、又踐祚大嘗會式の齋服に「榛藍摺錦袍一領」と見え、縫殿式の鎮魂祭齋服に「榛摺帛袍十三領」とみえたるは榛秦文字異なれど、要するに同じ措衣なるべし。然るに今の「はん」の木をば昔はりのきといひしことと古事記下卷雄略卷に「天皇畏其宇多岐登坐榛上爾歌曰」とありてその時の御製の歌に「波理能紀能延陀」とあるにて明かなり。さてこの木の果實を染料とすることは今も行はるるところなれど、これにて衣を措れる由は所見なし。しかるに又一方には萩の花すりなどいふこともあれば、かれこれ未だ治定せる説なしといふべし。

○衣爾著成 舊訓「コロモニキナシ」とよめるを契沖が「キヌニツクナス」とよめるに従ふべし。「ナ」は如の字の義にして名詞又は動詞の終止形を受けて、用言を形容するに用ゐる接辭なり。たとへば古事記上に「久羅下那州ただよへるくに」又卷十四三五四八に「奈流世呂爾木都能餘須奈須伊等能伎提可奈思家世呂爾比等佐徹餘須母」とある如きこれなり。ここにては榛を衣に染むれば色のよく著きて離れざる如くにといひて次の目につくといふ語を導きたるなり。

○目爾都久和我勢「メニツクワガセ」とよむ。目に著きて離れぬ我が思ふ男よとなり。

○一首の意「へソカタの林の前なるさぬはぎの衣に著くが如くにわが目にちらつきて忘るる能はざるわが夫よとなり。この歌は上の詞書と歌とに誤なしとせば井戸王の和せる歌に相當すべき歌なるが女の男を思ひ忘るること能はずと讀めるにて井戸王は女王にて額田王は男王たるべきこととならざるべからず。加之上の三輪山の歌とは縁なきに似たり。この故に左注には

右一首歌今案不似和歌但舊本載于此故以猶載焉

といへるなり。これを以て守部は錯簡ありとしてこの歌を次の歌と同時とする説を立てたるなり。その事は既にいへれば再びいはず。

天皇遊獵蒲生野時額田王作歌

○天智天皇の蒲生野に樂獵したまへる時の歌なり。蒲生野は近江國蒲生郡和名鈔加萬不にある野なり。今武佐村の東に内野蒲生野野口などの名の存するは古の蒲生野の名殘なりといふ。この時の樂獵の事は左注の下にいふべし。

茜草指武良前野逝標野行野守者不見哉君之袖布流

○茜草指「アカネサス」とよむ。「アカネ」は八重葎に似たる草にして根を赤色の染料とする故に

その名あり。和名鈔に染色具にこれをあげたり。今もこれを染料とせり。「あかねさすは紫といふ語の枕詞とせるなり。紫色には赤色の加はりてあるによりてその枕詞とせるなり。

○武良前野逝「ムラサキヌキ」とよむ。紫野といふ地名もあれど、ここは紫草の生ふる野といふに止まりて野の名稱にはあらず。伊勢物語に「紫の一本ゆゑに武藏野の草はみながらあはれとぞみる」といへるも實に紫草の生ぜるものあるによりてよめるにて單に比喻に止まらぬなるべし。紫といふ草は山野に自生する多年生草にしてその根を乾して紫色の染料とするなり。「紫野行き」とは紫草の生ふる野をありくをいふなり。次の「シメヌキ」の「行き」も同じく「ありく」となり。逝は爾雅釋詁に「逝往也」ともいひて「ユク」の訓あり。「ユク」に「ありく」の意あることは古事記景行卷の歌に「蘇良波由賀受阿斯用由久那又波麻用波由迦受伊蘇豆多布」など例多し。

○標野行「シメヌキ」とよむ。「シメヌ」は「占野」の義にして後世禁野といふに似たり。ここは御料地としてしめられし蒲生野をさせるなり。上の句の「ユキ」とこの句の「ユキ」と相重ねて末の「袖フル」につづけるなり。

○野守者不見哉「ヌモリハミズヤ」とよむ。「ヌモリ」とは野を守る守部にして上にいへる「シメヌ」を守る者をさすなり。野守といふ名稱は古今集春上に「春日野のとぶ火の野守いでて見よ、まいくかありてわかになつみてむ」など多し。この句は轉倒法によりて上におけるものなれば最終にまはして見るべし。實は汎く傍の人々に見ずやといひかくるさまなるをば禁野なる

が故にわざと野守といひて語に綾をなせるなり。

○君之袖布流 「キミガソデフル」とよむ。「君は次の答歌にてしるきが如く、皇太子をさせるなり。袖振るとはありく姿を形容していへるに止まり、他の意あるにあらじ。さてこの句は直ちに上の第二句第三句を受くるなり。

○一首の意 わが愛する皇太子がかの野をか行きかく行き袖ふりたまふ姿をば人々は見すや。われは見るからにゑまじきことなり。さて紫色は昔より最も貴く美しきものとせられたれば、この草の生ふる野といひて敬愛の意を寓せるなり。從來の諸注多くは穿ちすぎたる解をなせれど過ぎたりといふべし。ここはただ大らかにいひかへりてその切なる意をあらはしたまへるなり。その心してよまば味言外にさとられむ。

皇太子答御歌 明日香宮御宇天皇

○皇太子 天子の嫡嗣をいふ。白虎通に「漢天子稱皇帝其嫡嗣稱皇太子」とあるが如く前漢よりはじまれる名稱にして本邦またこれによられたるなり。この時の皇太子は御弟大海人皇子即ち後の天武天皇なり。考にはこれを「大海人皇子命」の誤としたり。この頃は皇太子はひろく日嗣の御子の義にして「皇太弟」「皇太孫」といふべき場合をもかくいへるなり。持統天皇の時御孫珂瑠皇子を「皇太子」とせられしにても知るべし。

○答御歌 上の額田王の歌に答へたる御歌なり。

○明日香宮御宇天皇 委しくは明日香淨御原宮御宇天皇といふべきを略せるなり。なほ次に云ふべし。この語古寫本多くは小字にせり。上の皇太子即ち後の天武天皇にてまします由を注せるなれば小字なるをよしとす。

(二二)

紫草能爾保敵類妹乎爾苦久有者人孀故爾吾戀目八方

○紫草能 古訓に「アキハキノ」とよめるは誤なり。契沖が「ムラサキノ」とよむべしといへるに従ふべし。「紫草」の字面は本草に於ける熟字にして、今も「ムラサキ」と呼ぶ草なり。花も紫、根も紫なるが根をとりて紫色の染料とす。ここにはその草をさせるにあらすして其の色をさせるものなり。當時紫を以て色の最も貴きものとせるは冠服の制度の上にもあらはれ、後世までも紫紅の二色を禁色とせられたるなり。この故に「紫」をあげたる當時の心情を察すべきなり。さてこの「をば」の如くの意なりとしてこの五音の語を以て「にほふ」にかくる枕詞なりといふ説あれど當らず。「の如く」の意なるものは「露の命」「空蟬の世」「花の顔ばせ」「月の眉」などの如く直ちに名詞を修飾せるものには多くあれど、かゝる場合には必ずしも然らず。これは次の「にほへる」に對する主格にして「紫」には「ほへる」といへる一の句を以て妹を形容せるにあるなり。なほ次にいふべし。

○爾保敵類妹乎 「ニホヘルイモヲ」とよめり。「ニホヘル」は「ニホヒアリ」の約まりたるものにして、「ニホフ」は古は香氣にいふのみならず、色の餘韻ありて心ゆかしきをいふ。今も刀劍に「にほひ

といふことをいふはその名残なり。こゝの「ほへる」は美はしく心ゆかしきを云へるなり。妹は男より女をさしていふ詞にしてこゝにては額田王をさしてのたまへるなれば、そは女王にてましゝを知る。さて上にいへる如く、この句と上の句とは一つゞきにして「紫草の」にほへるといふ一句を以て妹を形容せるものなれば、もし「如き」といふ語を加へて釋せむとせば、にほへると妹との間に入れて紫のにはへる如き美しき妹と解すべし。かゝる例集中に甚だ多し。卷十一「二七八六」の歌に「山振之爾保散流妹」とあるが如きその一例なり。卷二の吉備津采女死時柿本人麻呂作歌「二一七」に「秋山下部留妹奈用竹乃騰遠依子等者」とあるが如きは、その如くをば下なる動詞の次に入れて見るべき最も適切なる例なり。この時にもし、しかせずして「ただ下部留妹騰遠依子等」とのみありては殆んど意をなさぬにても知るべし。

○爾苦久有者「ニククアラバ」とよむ。嫌はしく思ひてあらばの意なり。

○人孀故爾「ヒトヅマユエニ」とよむ。「孀」は「ツマ」なること、「一三」の歌にいへり。「ヒト」は今もいふ如く他人をさし「入孀」にて他人の妻をさす。「人妻故に」といへる例は卷十一「九九九」の歌に「人妻故吾可戀奴」卷十一「二三六五」の歌に「人妻故玉緒之念亂而」などあり。かゝる場合の「故」をば從來「ナルモノ」の意に解すべしといへり。若し、その説の如くせば、この歌の如きは意義正反對となるべし。かゝることは容易に起るべきことにあらねばよく考ふべし。「故」といふ語は元來理由緣故をいふ語なるが、それが如何に變化しても上の如く正反對に用ゐらるべきにあらす。今この場合を見るに「は理由」の意明かなるものなれば、によりての意に釋すべきなり。今人

はこの「故」を單に理由とのみとるが故に通じかぬるなり。然るにこゝを「なるもの」の意なりとするものは一は歌全體の意より推し、一は人妻に戀ふるは不條理なりといふ豫感よりしてかゝる解釋を下すべしといふ意識を起したるものなるべきが、そのなるものを「といふ如きは」歌の意の結果より推したるまでのものにして正當に「ゆる」の意を釋せるものとは目するを得ず。即ちこの歌にありては下の「やも」に至りてはじめて反語となるものなりとす。なほ次にいふべし。

○吾戀目八方 古來「ワガコヒメヤモ」とよめり。しかるを略解に「ワレコヒメヤモ」と改めたり。

これにつきては燈には衆人にむかへていふ時は「われ」といふべしといふ理由をあけたり。今本集を通じてこれと同じやうなる語遣の例を見るに「わがこひめやも」とよめるにも「われこひめやも」とよめるにも假名書の例なく、假名書のにては「あれこひめやも」とある例を見るのみなり。卷十七「三九七〇」の歌に「安之比奇能夜麻佐久良婆奈比等目太爾伎美等之見底婆安禮古非米夜母」とあるこれなり。さればこれはその例によりて「あれこひめやも」とよむべきか。「あれ」は「われ」と同じ語ながら古しと見えたり。「八方」は卷十二「二五五」の歌に「吾戀目八面」とあるに同じく「ヤオモ」なるを「ヤモ」といへる假名とせしなり。「ヤモ」は今の如く「む」の已然形「め」を受けたる時に反語をあらはす。即ち、何にしにかく戀ひむやは。愛すべく思へば、人妻といふことを十分に認め、世間の道として戀ひてはあるまじき物と知りつゝ、かくも戀ひはするよとなり。さて「人妻故にあれこひやめやも」といふ語づかひの關係をいはゞ、人妻に對してこひをするとい

ふことをばわれはせむやといふなり。さればなるものをといふ意はゆゑに存するにあらずして歌全體の意若しくはその示す事實よりして起るものにしてゆゑといふ語そのものには何の異なる意を生じたるにあらざるを知るべし。

○一首の意明かなり。紫草の色のめでたき如きうるはしき妹をにくゝ思はば、人妻に對して戀する如き危険なることをわれはせむやは。君の色めでたきによりてこそ、人妻を思ふは道ならずとは思ひつゝも戀はするよとなり。

紀曰天皇七年丁卯夏五月五日縱獵於蒲生野。于時大皇弟諸王内臣及群臣皆悉從焉。

○これは日本紀をひけるなり。但し流布本に「天皇弟とあるを紀には「大皇弟とかけり。元曆本も「大皇弟とかけり。されどいづれも「太皇弟の誤なりとす。なほこの干支が、現存の日本紀(戊辰)と一年違へることは上の歌の左注とおなじ。

○縱獵 は「カリシタマフ」とよむ。この五月五日の獵は鳥獸の狩獵にあらずして所謂藥獵なり。藥獵の起源は支那にあり。淮南子に孟夏月、立夏日に「聚畜百藥」とあり。これは四月五月の交にする事となるが、主として五月五日にせさせ給ひしは荆楚歲事記に「五月五日有鬪百草之戲」と見え、又天台訪隱錄に「以端午日入天台山採藥」と見えたり。かくて鹿茸を第一としてその他藥草をとりしなり。この事本邦にては推古天皇十九年五月五日に行はれしを史に見えた

るはじめとす。その記事に曰はく「夏五月五日藥獵於兔田野取鷄鳴時集于藤原池上以會明乃往之粟田細目臣爲前部領額田部比羅夫爲後部領」とあり。翌二十年の五月五日には羽田に獵し、廿二年にも藥獵ありき。又この天皇の時はこの時の外翌八年の五月五日にも山科野に縱獵したまひしなり。さてその事の盛なりしさまは、かの推古天皇の十九年の藥獵の記事に「是日諸臣服色皆隨冠色各著髻華則大德小德並用金大仁小仁用豹尾大禮以下用鳥尾」とあるにて見るべく、かく盛裝して行はれしものにして一種の行樂なりしを知るべく、又かく考へ來れば、上の歌の野守は見すや君が袖ふるとよまれたる事の實況をも想像し得べし。

明日香清御原宮天皇代 天淳中原瀛真人天皇

○右のうち「宮」と「天皇」との間、に古くより「御宇」の二字を脱せり。目錄によりて補ふべし。

○明日香 は「アスカ」なり。大和國高市郡内の一地方の總名にして今高市村及び飛鳥村といへる地及びその附近をいへり。

○清御原宮 は「キヨミハラノミヤ」といふ。天武天皇の宮城にしてこの天皇元年の紀に「是歲營宮室於岡本宮南即冬遷以居焉是謂飛鳥淨御原宮」とあり。宮址は今高市郡高市村大字上居の地にして上居は淨御の音轉ならんといへり。而してその地は裏書に「今嶋宮正東地是也」といへるに合し宮城の地域同村阪田にわたり、その小字都にその名を存すといふ。

○天淳中原瀛真人天皇 「淳中」は日本紀自注に「淳中此云農難」とあり。「アメノヌナハラオキノマ

ヒトノスメラミコトといふ。大海人皇子の即位せられし後、天皇としての尊號後に諡して天武天皇と申す。これは例の如く、明日香清御原宮御宇天皇に對しての注なれば小字なるをよしとす。

十市皇女參赴於伊勢神宮時見波多横山巖吹黃刀自作歌

○十市皇女「トヲチノヒメミコ」とよむべし。「十市」は「トヲチ」とよみて大和國の郡名なるが、今は高市郡に合す郡中又十市村あり。これより郡名も出でしならむが、御名も之によれるならむ。紀に曰く「天皇初娶鏡王額田姬王生十市皇女」と見ゆれば御母は額田女王なり。天武天皇の皇長女にして弘文天皇の妃となりて葛野王をうみ給へり。

○參赴於伊勢神宮時 此は齋宮としてにはあらで、私の事にて參宮ありしならむ。その事は天武天皇四年の紀に「二月乙亥朔丁亥十二日十市皇女阿閉皇女參赴於伊勢神宮」とあり。こゝに十市皇女のみあけたるは作者が十市皇女に仕へ奉れる女なりしが故なるべし。

○見波多横山巖 この地未だ詳かならず。考に「こは伊勢の松阪里より初瀬越して大和へ行道の伊勢のうちにも八太里あり。其の一里ばかり彼方にかいとうといふ村に横山あり、そこに大なる巖ども川邊にも多し。是ならむとおほゆ」とあり。この地は和名鈔に壹志郡八太郷とある地にして延喜式なる波多神社のあるもこの地なりとおほゆ。この道は日本地誌提要に、名張路として、松阪、八太村、大村、垣内村、伊賀伊勢地村と序いでたる順路にあたる地なり。さ

れど、八太村と垣内村とは三四里を隔てたり。この垣内も古の八太郷の地域なりしにやおほつかなし。この他、守部にも異説あれど、未だ明かにこゝなりと指定し得たるものなし。後の考證を俟つ。

○吹黃刀自 この人左注にいへる如く、古より詳ならぬ人なるが、そのよめる歌卷四に二首あり。「吹黃」は古來「フキ」とよめるに従ふべし。刀自は戸主の義にてもと家の主婦をいふ語、允恭紀に「戸母此云親自」と注せるにて知るべし。後には女の名にも用ゐたり。こゝは名なるべし。

(三) 河上乃湯都盤村一草武左受常丹毛冀名常處女煮手

○河上 古來「カハカミ」とよめるを僻案抄には「カハツラ」とよみ、略解には「カハノヘ」とよめり。然れども、卷十四「三四九七」の歌に「可波加美能爾自路多可我夜」といふありて「カハツラ」「カハノヘ」といふ語古ありきといふ證なければ、古來の訓によるべし。なほ卷四なる同じ人の歌「四九一」にも「河上乃」とあり。「カハカミ」といへばとて、今の地理學にいふ上流をさすのみと限るべからず。「カハノナカ」に對してその岸上をいふと心得べき場合少からず。

○湯都盤村 舊訓「ユツハノムラ」とよめり。これ「湯津盤」といふ名の村なりと心得たるが故なるべし。されど、これは古事記に「湯津石村」といひ、延喜式の祝詞に「湯津磐村」といへると同じ語なれば、それらにより管見にいへる如く、「ユツイハムラ」とよむべし。「ユツ」は「五百箇」の約まれるにて古語に「湯津杜樹」「湯津爪櫛」などいへる如く、數の多きをいふ。盤村は盤石の群をいふ。「盤」は

磐と通用せしにて誤にあらぬことは靈異記攷證に既に論ぜり。文選の古時に「良無盤石圃」とある句を李善注の本には「盤字に作り、この注に聲類を引いて「盤大石也」といへり。本邦の古書にしては日本紀に「盤余市磯池」履仲紀「市邊押盤皇子」雄略紀靈異記上卷に「盤余宮」などあるこの例なり。さればこれは誤とはいふべからず。従つて盤字に改むるにも及ばざるものなり。

○草武受「クサムサズ」とよめり。「コケムサズ」とよむべしと攷證にいへれど「草」を「コケ」とよむべき由なし。卷十八四〇九四の歌及び續紀天平勝寶元年の宣命に「山行者草牟須屋」とあり。「ムス」は自然に生ずるをいふ。この巖の幾千歳を経たりとしれぬに草も生さぬが如くにとなり。

○常丹毛冀名「ツネニモガモナ」とよむ。「冀」は希ふ意の助詞ガモにあてたり。その字義によりてなり。この句は下の句を受けていふなり。

○常處女炙手「トコヲトメニテ」とよむ。「トコ」は「常盤」常代「常盤木」などの「トコ」にて常住不變の意。「處女」は未嫁せぬ女をいふ文字なり。これを「をとめ」といふ國語にあてたるなり。「をとめ」は神代記上の自注に「少女此云鳥等咩」とある如く處女の義にあらずして少女の義なりとするべし。

この語は「小つ女」の轉なること疑なし。集中に「未通女」とかけるは處女の義なり娘子とかけは少女の義なり。而して「いづれも」とめとよめり。古は蓋し青年期の女子をいへりしものなりとす。さて「常少女」とは幾年を経ても常に青年期の容色の衰へぬをいへるなるべし。「にては」にありての略なり。

○一首の意 今この某川のほとりなる波多の横山の巖を見れば古より草生すことなく常に滑

にあり。あはれかくの如くわが君も亦常少女といはるべく容色かはらずしてありたまへか
しと希ふとなり。

吹黃刀自未詳也。但紀曰天皇四年乙亥春二月乙亥朔丁亥十市皇女阿
閉皇女參赴於伊勢神宮。

○吹黃刀自未詳 この事は既にいひたり。

○紀曰云々 は日本紀の文にして既に引けるところなり。但年の干支の「乙亥」は今本と一年違
へることは上にいひしと同じ。阿閉皇女も天武の皇女にして後に即位ありて元明天皇と申
し奉る。

さて十市皇女の參宮は日本紀にあるこの時の事なりしなるべし。然るに守部は父の天皇
と夫の弘文天皇と御中のよからぬを歎きてその中の睦しからむことを大神宮に祈誓せむが
爲に竊に參宮したまひし事なるべしとしてこの時の事にあらずとし、この波多横山も近江よ
り伊勢に赴きたまひし間道にありとして種々の説を述べたれど、あまりに穿ちすぎたる説に
して從ひ難し。若し眞に天武天皇御即位前の事ならば、この處に記載せざりしものならむ。
吾人はこの歌集の編者の意を重んじてこの四年の參宮の折にありし事といふに止めむ。

麻績王流於伊勢國伊良虞島之時人哀傷作歌

○麻績王 「チミノオホキミ」とよむ。「麻績」は「麻績」にて「芋」をうむをいふなり。ここの「績」字正しくは「績」と書くべきに當時通用せしなり。必ずしも誤とすべからず。古績績通用せしことは隸辨、三餘偶筆卷三等を見て知るべし。佛經等亦この通用多し。「麻績」を「チミ」とよむは本來「チウミ」なるを約めたるなり。和名鈔の郷名には伊勢國多氣郡麻績には「芋宇美」と注し、信濃國伊那郡麻績には「芋美」と注せり。今この王の御名もさる地名に因みてつけられたるなるべし。さてこの王の系譜は詳かならず。

○流於伊勢國伊良虞島之時 伊良虞島は今三河國渥美郡に屬する伊良虞崎をいふなるべし。島とはいへど、これは半島の崎にして今日の所謂島にあらず。されど、今半島といふをも古は島といひしことは志摩國即ち島國なるが、それ即ち半島なるにて知らるべし。この地三河國なれど、古來往々志摩或は伊勢の「いらご」と呼びなせり。古今著聞集卷十二に「參河國より熊野へわたりけるに伊勢國いらこのわたりにて海賊にあひにけり」といへる如く、海路伊勢より直にわたる所なれば、この渡りを「いらごのわたり」といひて伊勢ともいひしならむか。本卷に「幸于伊勢國時留京柿本朝臣人麿作歌」として載せたる歌の中にも「五十等兒乃島邊」とよめり。この地志摩國神島を去ること僅に一里なり。「流は刑の一にして遠き所に遷すをいふ。なほこの事は左注の條にいふべし。

○人哀傷作歌 時の人のかなしみてよめる歌なり。

打麻乎、麻績王、白水郎有哉、射等籠荷四間乃、珠藻菰麻須。

○打麻乎 古訓「ウツアサヲ」をよめるが、考に「ウチソツヲ」とよむべしといひ古義に「ウツソツヲ」とよむべしといへり。卷十六「三七九一」の歌に「打十八爲麻績兒等」とあると意義似通ひたるを見ても「麻」を「ソ」とよむに異議あるまじ。打麻とは績まむ料として打ち和けたる「麻」をいふなるべし。これを「ウツソ」とよみて「ウツ」を全の意なりとせる、古義の説は従ふべき理由を見ず。「チ」は感動をあらはす助詞にして「よ」といふに似たり。「麻績」につづくる理由は打ちたる麻をうみて芋とするによりてなり。

○白水郎有哉 「アマナレヤ」とよむ。白水郎は和名鈔に「辨色立成云白水郎和名阿万」とあれば「アマ」とよむべし。白水郎の字面は唐の元稹の詩に「黄家賊用鎌刀利白水郎行旱地稀」とあるを見れば、支那に基づくを知るべし。されどその本集より古きを未だ知らず。「白水郎又泉郎」とも書き、本集中また二者夾れり。かくして支那にても白水郎といへる説あり、「太平廣記の説」泉郎といへる説あり。「太平廣記の説」白水郎を本とする説にてはこれを合せて「泉郎」とせりといふこととなる。「泉郎」を本とする説にてはこれを分ちて「白水郎」とせりといふこととなる。支那王莽の時の「貨泉」をば時人「白水真人」といへりといふ事もあれば、この説あながちにすつべからず。「白水郎」を本なりといふ説は、白水は支那の地名にしてその土人よく海に没して物を捜るによりて、これを「白水郎」とよび、汎く漁夫の名とせりといふなり。按ずるに白水といふは川

の名にして、その川は蜀に發して羌胡の地に入るものにして所謂白水江これなり。これを本とする説に海に没すといへるは少くも言ひすぎなりとす。泉郎を本なりといふ説は泉州の住民常に船上にすむものをいふとなり。二説を按ずるに泉州の郎の義信すべきに近し。然れども未だ可否を斷すべきにあらず。さて「アマ」とは漁人の義にして氏族の海部をいへり神武紀に「海人の字をかく讀み、古事記清寧卷に「意布袁余志斯毘都久阿麻余」とあり。蓋し海人を「アマビト」といひたるものの下略なるべし。次に「有哉」を「ナレヤ」とよむは上に「ニ助詞あるものとしてよめるなり。かかる例は集中に少からず。この「ヤ」は反語をなす場合の「ヤ」にしてかく已然形を受くるものは今の語にては「ナレバニヤ」といふべきに近し。かかる時に「バ」を加へずして直ちに「ヤ」を加へてその地位を充すは古語の一格なり。「バ」を省けりといふは今言を以て古語を論ずるものにして真相に中らざるなり。又これを「海人に有りや」の意とし、それが反語にて「海人にはあらぬ」といふ意なりといふ説あれど、この頃にかかる語遣ありきといふ傍證なきによりて従ふを得ず。これらの説は歌全體によりてあらはさるる意義と語法の説明とを混同せるものにして、この「ヤ」を以て切る語とせるは誤なり。この「ヤ」は下句に係りて反語をなすにあらずしては歌の意とほらぬをや。かかる際にはこの「ヤ」の力にて一首の意をすべて反語とするなり。

○射等籠荷四間乃「イラコガシマノ」とよむ。訓の假名四と音の假名三とによりてかけり。

○珠藻「タマモ」とよむ。これは藻をほめていへるに止まれり。この卷四一の歌に「天宮人之玉

藻、荇良武」といへるなどその例なり。藻の子の玉の如くなるによるなどいふ説あれど、あらぬことなり。玉篠玉松など例多きことなり。

○荇麻須「カリマス」とよむ。この「マス」を次の歌の「チス」とよむべきに合せて「チス」とよまむといふ説あれど非なり。ここは他よりいへるなれば「マス」の方をよしとす。藻を刈るは海人のわざなるを王のしたまふによりて「ます」といへるなり。「麻須」は「イマス」に同じく敬語なりとす。

麻績王が伊良胡島に流されて賤しき人々の中にましますをば、漁人のする業なる海の藻を刈りますにたとへていへるにて必ずしも實際藻刈るわざをしたまへりといふにあらず。

○一首の意 麻績王が伊良胡島に流されて賤民に交りましますは如何にしたる事ぞ。あはれいたはしさよといへるなり。

麻績王聞之感傷和歌

○麻績王が上の歌をききてそれを感じかなしみてこれに和せられたる歌なり。

(二四)

空蟬之命乎惜美浪爾所濕伊良虞能島之玉藻荇食

○空蟬之「ウツセミノ」とよむ。從來これを枕詞といへり。されど、ここにては明かに「現し身の命の義あり。枕詞といはばいへ現身の義著くして命と相待ちて意義極めて明かなり。

○命乎惜美 流布本「情美」とあれど誤にして古寫本すべて「惜美」とあるをよしとす。よみ方は、イ

ノチヲヲシミとよむべきなり。命に「惜し」といへる語の例は卷五八〇四の歌に「多摩根波流伊能知遠志家騰」又卷十七三九六二の歌に「多摩根波流伊乃知乎之家騰」などあり。

○浪爾所濕 舊訓「ナミニヒテ」とよめるを僻案抄に「ナミニヌレ」とよむべしといへるより諸家みな従へり。「ヒヅ」は「浸る」を本義として必ずしも濕るる義にあらず。若し「ヒヅ」といふ動詞を用ゐたるものならば「ヒヂテ」とせざるべからざるのみならず、所「の」字を用ゐたる意にかなはず。「ぬれ」とよむは「所濕」の字面にかなへり。

○玉藻茹食 「茹食」を舊訓「カリマス」とよみたれど「食」字に「マス」とよむべき意義なし。考に「ナス」とよめるをよしとす。靈異記上の訓釋に「食國久爾乎」といひ古事記上卷「夜之食國」の下に「訓食云「袁須」といひ中卷仲哀卷歌に「阿佐受袁勢」同應神卷の歌に「宇麻良爾岐許志母知袁勢」とあるなどを見て「食」を古言に「を」とよみたりしをさとるべし。

○一首の意 我れ彼の歌をきくにさすがにあはれに悲し。われはさすが命の惜さに浪にぬれ涙にぬれつつこのいらしが島にわびしき住まひをしつつもながふるよとなり。眞に自ら藻を茹り食料としたまへりなどいふにはあらず。

右案日本紀曰「天皇四年乙亥夏四月戊戌朔乙卯三品麻績王有罪流于因幡一子流伊豆島一子流血鹿島也」云配于伊勢國伊良虞島者若疑後人緣歌辭而誤記乎。

○右案日本紀曰云々 今本の日本紀を見るに「四年夏四月甲戌朔乙卯三品麻績王云々」とありて事實は一致すれど、日の干支と位の名目とはたがへり。但しいづれもその日が十八日に當ればこの點は一致するなり。これは日本紀に今本と異なるもの古ありしを知るべき料とすべし。位の方は品は親王の位の名目なれば三位とあるを正しとす。

○是云配于伊勢國伊良虞島者若疑後人緣歌辭而誤記乎 これは日本紀の本文とこの集の詞書とが打ち合はぬによりて記者が按を記せるなり。「配」は配流の意にして、おなじくながすことなり。この按の意は日本紀に因幡國に流すとあるに、今伊勢國伊良虞島に配すとかけるは、その伊良虞島といふ語あるによりてこれを伊勢國と誤り認めてかくかけるならむかといふなり。かかる事は今も往々あることなれば、昔にもなかりしこととは斷言すべからず。然るにこの按の意を推して伊良虞島といふが、因幡にもありといふ説生ぜり。されど、さる處は因幡になし。これはただこの歌あるによりて後人が伊勢國としたりといへるかといへるまでにして因幡國に伊良虞島といふが、ありし證とするには十分ならず。さてこの王の流所、かく異傳あるが上に常陸風土記によれば又別の傳あり。その行方郡板來村の條に「飛鳥淨見原天皇之世遣流麻績王居處之」と見えたり。かく處々に傳説あるは恐らくは訛傳によりて幾所もあるにあらずして屢々流所を改められしにてもあらむか。果して然らば因幡國に伊良虞島を求むるが如きは徒勞に終らむこと明かなりとす。

天皇御製歌

○ 諸説この御製を天皇の東宮にましし時その位を辭して出家して吉野に入り賜ひし折の御製とせり。然れどもこの卷の書きざまの例を推すにざる場合にはその當時の天皇の御宇の部におくことかの三山の歌の如くするなり。これを以てこの御製は明白に御在位中の御製なること疑ふべからず。この天皇在位の間吉野宮に行幸ありしこと史に明記せり。

(二五)

三吉野之耳我嶺爾時無會雪者降家留間無會雨者零計類其雪乃時無如
其雨乃間無如隈毛不落思乍叙來其山道乎

○三吉野之「ミヨシヌノ」とよむ。「ミ」は美稱なり。

○耳我嶺 舊訓「ミカノミネ」とよみたれど「耳」を「ミ」とのみよむは異例なり。僻案抄に「ミミガノミネ」とよみて後諸家多く従へり。これにつきては諸家種々に解釋を施せりといへどもいづれもうけ難し。卷十三三二九三にこの歌と殆ど同じくして結句のみ異なる歌あり。これには「御金高」とあり。これによりてここをも「ミカネノタケ」とよむべしとし「耳我嶺嶽」とありし嶽の落ちたるなりといふ説墨繩もあれどなほ落ちつかず。いづれにしても吉野中の著しき山なりしならむが今は詳かならずといひて後の考を俟つ。

○時無會「トキナクヅ」とよむ。いつと定まりたるときなくといふなり。卷九一七五三の歌に

「時登無雲居雨零」といひ、卷十四三四二二の歌に「安我古非能未思等伎奈可里家利」といへるが如きこの例なり。

○雪者落家留「ユキハフリケル」とよむ。「落」は元來木葉の散るにいふ文字なるを雪の降るに借り用るたるなり。卷二一〇三の歌に「吾里爾大雪落有原乃古爾之爾爾落卷後」とあるなど例多し。「ふる」といへるは卷十七四〇〇の歌に「等許奈都爾由伎布理之伎底」などの例あり。

○間無會 古來「ヒマナクヅ」とよめるを古義には「ヒマ」といふは古言にあらずとして「マナクヅ」とよめり。されど古來かくよみ又「ヒマ」が古言にあらずといふ確證もなし。

○雨者零計類「アメハフリケル」とよむ。「零」は雨のふりたる後の滴りをいふ字なり。説文には「餘雨也」といひ、玉篇には「徐雨也」とあり、詩廊風に「靈雨既零」とあるを「スデニフリテ」と訓せり。卷六九九九の歌に「從千沼回雨會零來」卷八一四八六の歌に「久方乃雨打零者將移香卷十六三八一九の歌に「暮立之雨打零者」など皆この例なり。

○其雪乃時無如「ハソノユキノトキナキガゴト」其雨乃間無如「ハソノアメノヒマナキガゴト」とよむ。「如」は「ゴトシ」の語幹にして當時盛に用ゐられたるものなり。日本紀雄略卷に「加久能基登那爾淤波牟登」又卷五八一六の歌に「烏梅能波奈伊麻佐家留期等」などの例あり。これに似たる句法の歌は卷十三三二六〇の歌に「小沼田之年魚道之水平間無會人者挹云時自久會人者飲云挹人之無間之如飲人之不時之如」とある、又同卷三二九三の歌はこの歌と殆ど同じき句法なること既にいへるが如し。さてこの二句は次の句にかかるとして以上高山深谿のさま

を叙して次の比喩とせられしなり。

○隈毛不落 「クマモオチズ」とよむ。「隈は上にいへる道隈の隈におなじ。オチズは上にいへる。ヌルヨオチズ」の「オチズ」におなじく漏さずといふ意なり。その山道の隈々を漏すことなくといふ意なり。

○思乍叙來 舊訓「オモヒツツヅクル」とよめるを僻案抄に「オモヒツツヅコシ」とよめり。乍は「ツ」にあてたり。立應音義「十又廿五に蒼韻篇を引きて「乍兩辭也」とあるにて意明かなり。「クル」とよまば契沖のいへる如く「早至りてみばやと思召す路次」の意となる。然るに下に「其山道」とあるに照して考ふれば、今通り一つある語勢にあらねば「コシ」とよみてその山道を顧み想ひたまへりとすべし。若し「クル」とよまむには「この山道」とあるべきものなるを思ふべし。なほかく「コシ」とよめば上の六句に打ちあはずと思ふは考への足らぬなり。これは吉野に入りませる時の御製と見ゆれば、山道をわけ入りてこの歌をよみ賜ひ、さてなほ深く山中に來りしこととなれば、上六句には何のさほりもなきことなり。

○一首の意 この吉野の耳我嶺に時を定めず間もなく雪ふり雨ふることの如く、われは山道の隈々落つることなく漏るることなく深く分け入りて物思ひつゝここに來しことよとなり。

或本歌

(二六)

三芳野之耳我山爾時自久曾雪者落等言無間曾雨者落等言其雪不時如

其雨無間如隈毛不墮思乍叙來其山道乎

○これは、本書編纂の際に参考としたる別本にかく有りといひて参考としてあげたるならむ。今は本歌と異なる點のみをあぐべし。

○耳我山 これは舊訓「ミカネ」とよめり。本歌によりて意義もよみ方も定まるべし。

○時自久曾 上にいへり。

○雪者落等言雨者落等言 この二句かはれるなり。意明かなり。

○不時如 舊訓「トキナラヌゴト」とよみたれど「トキジキガゴト」とよむべきなり。略解のよみ方はわろし。

右句々相換因此重載焉

○左注の記者の語なり。

天皇幸于吉野宮時御製歌

○この天皇の吉野宮に行幸ありしは左注に見ゆ。さてこの吉野宮は名高き櫻の名所たる今の吉野山にありしにあらすして花の吉野よりは一里許吉野川を溯れる河邊にありしなり。この離宮の所在は大瀧附近などいふ諸説あれど、宮瀧村の邊なりといふ説最も眞に近し。この吉野離宮はいつに始まれるかといふに昔神武天皇大和討入の時暫く吉野にましまししこ

とありしが、その時の行在も宮瀧附近なりしこと略々考へらるる所なれば、その縁故により、皇室由緒の地として、往古よりありしものなるべくして、單に景勝の地なる故に止まらずと考へらる。その名の古く見えたるは應神天皇十九年をはじめとし、雄略天皇の行幸ありしことは史に二回見え、齊明天皇の二年には「作吉野宮」とあり。これその宮をは改修せられしをいへるにて、新に作られしにはあらず。

(二七)

泚人乃良跡吉見而好常言師芳野吉見與良人四來三

○泚人乃「ヨキヒトノ」とよむ。「泚」は「淑」なり。淑字は隸に「耐」とかけるより「泚」といふ體になれるなり。爾雅に「淑は善也」とあり。さて「淑人」の字面は詩經の「淑人君子其儀不忒」とあるによれるものにして、もと「善人」をさせる語なり、これを古來「ヨキヒト」とよめるは義によれるなり。佛足石歌に「與伎比止乃麻佐米爾美祁牟」などあるは古人を尊びいへるなり。ここには古よりこの野に遊びてこの地をめではやされし人々をほめてのたまへるなるべし。

○良跡吉見而「ヨシトヨクミテ」とよむ。「跡」は「アト」の訓に基づき上略して假名に用ゐたること上「二」にいへり。よき處なりとよくこの地を相し定めてといふ程の意なるべし。

○好常言師「ヨシトイヒシ」とよむ。意明かなり。

○芳野吉見與「ヨシヌヨクミヨ」とよむ。上にいへる如き芳野なればよく心をとめて見よ。これは從駕の人々に仰せられたる詞なりといふ説明を下されたるものあれど、しか定めずして

もよかるべく、我も見ん人も見よといふ程の意ありと見るべし。

○良人「ヨキヒト」とよむ。上の「淑人」とかけると同じ心なるを文字をかへてかけるまでなり。

○四來三 舊訓「ヨキミ」とよめり。されどかくよみては語をなさぬによりて、辭案抄には「よきみ」とよみその意は「今も猶此吉野をよく見よと諸人に示し給ふ也」といへり。かくいへば、意稍通れるやうなれど「よき人よくみ」といへば、その「よき人」をばここに再び呼び出でて更に「よくみよ」といへる如き意となりて上の句とは打ちあはず。略解には荷田御風の説とて「ヨクミツ」とよむべしといへり。この説は上の二句を繰り返して意を強むる意となりてよくかなへりと覺ゆ。

○一首の意 古のよき人のよく見てよしと思ひやがて吉野とも名づけしこの地なれば今見る人々も心してよく見よ。されば、そのよし野と名づけてめでしよしも知られなむ。けにも古のよき人はこのよき地をよくも見あらはしつるよとなり。

この御製毎句頭に「ヨ」といふ音を有せるのみならず、實に「よし」といふ語を八も重ね用ゐさせたまへり。かくの如き例は卷四「五二七」の歌に「將來云毛不來時有乎不來云乎將來常者不待不來云物乎」とあり。又古今六帖に「心こそ心をはかる心なれ、心の仇は心なりけり」又後撰集に「思ふ人おもはぬ人の思ふ人思はざらなむおもひしるべく」などある如く一種の技巧を用ゐたる歌の一體なり。而してかくの如きは一步を誤らば輕薄に流れ易きものなれど、この御製にはさる弊も見えず。さはいへ、精神の發揚したる際の御製なるは疑ふべからず。

紀曰八年己卯五月庚辰朔甲申幸于吉野宮。

○これ日本紀を引きて吉野宮に行幸ありし時を注せるなり。今本の日本紀を按ずるに次の文あり。

五月庚辛朔甲申幸于吉野宮。^(五日) 乙酉天皇詔皇后及草壁皇子尊、大津皇子、高市皇子、河島皇子、忍壁皇子、芝基皇子、曰朕今日與汝等俱盟于庭而千歲之後欲無事奈之何。皇子等共對曰理實灼然。則草壁皇子尊先進盟曰天神地祇及天皇證也吾兄弟長幼并十餘王各出于異腹然不別同異俱隨天皇勅而相扶無忤若自今以後不如此盟身命亡之子孫絕之非忘非失矣。五皇子以次相盟如先。然後天皇曰朕男等各異腹而生然今如一母同產慈之。則披襟抱其六皇子、因盟曰若違茲盟忽亡朕身。皇后之盟且如天皇。^(七日) 丙戌車駕還宮。

これによりて見ればこの時の行幸は單なる遊覽にあらずしてこの盟の爲にてありしなり。而してこの外にこの地に行幸ありし記事なきを見ればこの際にこの御製ありしならむか。或は又この時のことは頗る大事件なりしが故にこの事のみを史に傳へたるか。さてこの御盟の御主旨とその結果とを併せて考ふるに當時皇室の根基につきて頗る憂慮ましましし事件ありしを察すべく、而してそれもこの御盟によりてここに動きなくなりましまししによりて喜悅ましまししあまりにかくも極めて發揚的の御製ありしならむか。

さて又考ふるにこの巻と卷二とを通じて見るに御代々の歌すべて時代順になりをり。こ

の故に前の御製の長歌も吉野に關係あること著しきに史に記す所の如く、御即位後吉野行幸の事眞に一度なりとせばかの耳我嶺の御製も亦この途上の御詠と見ざるべからず。然るにその調頗る沈鬱にして寧ろ悽愴の感あらしむ。惟ふにこの行幸は國家皇室の前途の爲に一大決心を以て特に行幸ありしにて、その途上物思ひに沈みたまひし折の御製はかの耳我嶺の御製にして、その事解決して御心豁然となりたまひし折の御製はこの御製なるべく思はる。

藤原宮御宇天皇代 高天原廣野姬天皇

○藤原宮 は持統文武二代の皇居にして宮址は大和國高市郡鴨公村大字高殿のうち字宮所、字大宮、字京殿、字南京殿、字北京殿、字大君、字宮ノ口等皆その皇居の敷地の一局部なりといふ。その宮の地は天皇の四年六月に高市皇子御視察あり、十二月に天皇御視察六年五月より造營ありその完成して遷りましまししは八年十二月なり。

○高天原廣野姬天皇 「タカマノハラヒロメヒメノスメラミコト」とよむ。持統天皇の古の御號なり。この天皇はじめ、天武天皇の故都、飛鳥淨御原宮に御し、八年に藤原宮に遷都ありしなり。

天皇御製歌

○天皇 流布本「天良」とせるは古活字板の誤植に基づけるなり。古寫本皆「天皇」とあり。

(二八) 春過而夏來良之。白妙能衣乾有天之香來山。

○春過而「ハルスギテ」なり。

○夏來良之 舊訓「ナツキニケラシ」とよみ、新古今集にもしかよみて入れたたり。元曆本類聚古集等には「ナツゾキヌラシ」とよめり。契沖は「來の下に」計字を脱せるか、さらずば「キタルラシ」ともやよむべからむといひ、僻案抄に至りて「計」とよむべき字なきによりて「けらし」とよむべからず、「會」といふ助辭は重き詞なればそへやすからず、よりて字のままに「キタルラシ」とよむべし」といへるより諸家これに従へり。されど諸家の意見は多く來字の「キタル」とよむ字なる由を明言せず。この「來は」クとも「キタル」とよむ文字なるが「來」より「ラシ」につづくるものとせば「タル」は別に加へねばならぬ事となりて「ナツゾキヌラシ」「ナツキニケラシ」よりも一層多くの文字を補ふこととなるなり。按ずるに當時既に「キタル」といふ四段活用語の存在せしことは卷十七「三九〇」に「民布由都藝芳流波吉多禮登」とあり。この語は續日本後紀の長歌に「きたりさもらふ」きたれるなどいふ語あるを見れば、四段活用なるものにして古義などにいへる「き而有り」約なりといふ語にはあるべからず。これは榮田猛猪氏が國學院雜誌に發表せし如く「來至る」の約にして「參り至る」を「まるたる」といへること佛足石歌に「佐伎波比乃阿都伎止毛加羅麻爲多利豆麻佐米爾彌那牟阿止乃止毛志佐乎」に、その例あれば、其の説信すべし。さてこの四段活用をなせる「きたるといふ語に」ラシのつけるものとして「キタルラシ」とよむは極めて自然にして「來」を「キ」とよみ、良之との間に「ニケ」の二音を加ふるにはまされるのみならず「ラシ」と現實につきての推量をなす方に「けらし」といふ過去につきての推量にまされるが故に「キタルラシ」とよむべし。春過ぎて夏來るらしといふ如き詞遣は卷十一「一八四四」に「寒過而暖來良思」といひ、卷十九「四一八〇」に「春過而夏來向者」などあり。

○白妙能衣 「シロタヘノコロモ」とよむ。「タヘ」はもと穀木の名なりといふ。その皮の纖維をと

りて布に織れるが故に後には布の名となれり。日本紀雄略卷に「飢瀾能古鏡多倍能婆伽摩鳴那那陸鳴繩」といへるこれなり。白妙は白き布なり。卷十五「三七七八」に「之路多倍乃阿我許呂毛豆乎登里母知豆」など假名書にせるものあれば、そのよみ方を證すべし。從來之を衣の枕詞とせり。されど古は今の朝鮮の如く上下共に白き衣を常用とせりしなり。ここは古義の説の如く斷じて枕詞にあらずして事實をのたまへる語にして白き布にてつくれる衣なり。

○乾有 舊訓流布本に「サラセリ」とよみ古本には「ホシタル」とよめるあり、又「ホシタリ」とよめるもあり。これにつきて諸家區々の意見ありしが、本居宣長が「ホシタリ」とよむをよしといひたるより後大方之に従へり。按ずるに「乾」字にては直接に「サラス」とよむべきいはれなくして字鏡集に「ホス」の訓あり。されど新古今集に「ほすてふ」とよめるは不當なり。又「ホシタル」とよむべしといふ説あれど、それにては天香山につづく語遣となりて歌の調子ゆるみて聞ゆ。ここは切れたる方歌としてはよしと思はる。故に今衣ほしたり」とよむ説に従ふ。

○天之香來山 舊訓「アマノカクヤマ」とよめり。「アマノカクヤマ」とよむべきこと既にいへり。「來は」クの假名に用ゐたるなり。この「天香來山」と最後にある句につきて諸家、山のおたりの家に衣ほしかけたりといへり。掛け乾すと見る時はかく釋する外なかるべきが、この山に人の

家ありきといふことも書に見えねば、今吾人が朝鮮にて野山の草の上に直ちに白布を布きて乾せるを見たる目にて考ふるに、これは實際にその山の草木の上に廣げ乾せるを見たまひしならむ。かくてこそ衣ほしたり天の香來山といふ語の意とほりて聞ゆれ。

○一首の意 萬葉考にはこの御製は持統天皇のいまだ清御原宮におはしまししほど、夏のはじめの頃、埴安の堤の上などに幸し給ふにかぐ山のあたりの家どもに衣を掛ほして有るを見そなはしてよませ給へるなりといふ説を唱へて後諸家これに従へり。されど、埴安の堤の上などに幸したまひし時御覽せられしといふ説によらば、藤原宮こそそこに近き處なれ。按ずるにこれは既にいひし如く、實際山の草原などの日當りよき地に白き衣を乾せるを見たまひての事なれば、寧ろ藤原宮より東の方天香山を望みたまひしものと見て可なるべきか。さてこの歌二段落にして第一段は春はいつしか過ぎて、はや夏に成りたるらしとのたまひ、第二段は上の感想の起る源としての天香山の眺めをうたひたまへるなり。ここにらしの本意即ち理前の事實を見て推量を下す事情よくあらはれたり。この歌によりて即ちこの頃既に初夏に更衣する習俗のありしを見るべし。

過近江荒都時柿本朝臣人麿作歌

○過近江荒都時 近江の都は天智天皇の都なる近江大津宮なり。荒都といへば壬申亂後荒廢に歸したりしさまなりしをいへるなるべく、壬申の年より持統天皇の御宇の末まで僅に二十

五年なれど、大亂の後なれば荒れたるままにうちすてありしなるべし。過は事ありてその地を通るをいふ。

○柿本朝臣人麿 本集第一の歌聖なり。然れども、その傳知られず。僅に本書によりてその事蹟を推すのみ。柿本氏は孝昭天皇の皇子天押帶日子命の後にして柿本臣といひしが、天武天皇の朝に朝臣の姓を賜はりしなり。

(二九)

玉手次、畝火之山乃、檀原乃、日知之御世、從阿禮座師神之盡、樛木乃、彌繼嗣爾、天下所知食之乎、天爾滿倭乎、置而青丹吉、平山乎、越天下所知食兼、天皇之神之御言能、大宮者、此間等雖聞、大殿者、此間等雖云、春草之茂、生有霞、立春日之霧、流百磯城之、大宮處見者、悲毛。

或云見者左夫思母

○玉手次 「タマダスキ」とよむこと、珠手次と書けるに同じ。その意既にいへり。これは「ウネビ」の枕詞として用ゐたるなり。かく用ゐる由は、たすきは采女のかくるものにして、「ウネビ」と「ウネメ」と音似たるが故にいふと契沖いへり。されど、これは荷田在滿がいへる如く、項にかくる

ものにして、項にかくるをうなぐといふによりて、ウネといふ語にかけ、さて同音の關係によりてかけたるにて、ウネメといふ語全部にかかりて生じたる枕詞にはあらざるべし。

○畝火山乃櫃原　これは神武天皇の都をさす。畝傍山東南櫃原の地に宮つくりましましし故なり。櫃は和名鈔に「和名加之」と見えたり。今の櫃原神宮の地その舊址の一部なりといふ。

○日知之御世從　「ヒジリノミヨユ」とよむ。日知は聖字の訓なり。萬葉考には「日之食國を知らずは日知の命也」。これよりして天つ日嗣しろしをす御孫の命を日知と申奉れり。紀に神聖など有はから文體に字を添しにて二字にてそれはかみと訓也。聖の字に泥て日知てふ言を誤る説多かり」といへり。されど、この「ひじり」といふ語を「日知」の字面によりて釋する説はうけられず。按ずるにこれは聖の義訓にして皇國の古言にあらざるべし。かくて神聖といふ熟字をば古言にていはば考の如く、かみといふべきなれど、聖一字にて「かみ」といふは如何なり。「聖」字は「耳」の形聲字にしてこれを「ひじり」と訓するは風俗通に「聖者聲也、聞聲知情故曰聖也」とあるが如く、「しり」は物を知るの義、ひは「ひこひめ」などの「ひ」と同じく靈妙なる意ならむかと木村正辭のいへるは是ならむ。さて「ひじり」の御世といふことは史にては仁徳天皇をはじめていへる語にて古事記の序に「於今傳聖帝」といひ、本文には「故稱其御世謂聖帝世也」とあるを記傳に注して曰はく「聖帝二字を比士理と訓へし。日知の意なり。但し此は皇國の元よりの稱には非じ。聖字に就て設けたる訓なるべし。其は漢籍に聖人と云者の徳をほめて日月に譬へたることあるを取て日の如くして天下を知しめすと云ふ意なるべし。〔中畧〕されば天皇

を贊奉て日知と申すは此、天皇より始まれる事にて漢國の例に倣へる稱なり」といへり。さてこの後のものにしては續紀卷十天平元年八月の詔中に「聖君止坐而賢臣供奉」とあり、又卷十五、天平十五年五月の詔中に「飛鳥淨御原宮爾大八洲所知聖天皇命」とあるにて、聖帝の世の義なるをしるべし。今若し「日知」といふ語を以てなほ聖字の義訓にあらずして本邦の古語なりとせば如何なる意を示せりとすべきか。これにつきては木村正辭の説あり。それは日並知皇子の御稱號より推測したる説にして「日知は日嗣知しめすよしなる事を曉るべし」といへり。されど、日並知皇子の御稱號は天皇を日にたとへて「日並に知らす」といへるにて「日知に准じて、日並知」といへるにはあらず。若し「日知」に准じて「並」といふ語を用ゐるなば、「日知並」といふべき筈にあらずや。この故に「日知」の「知る」を領治する意にいはば、天皇は「日を知りたまふこととなり、日の如くといふ意には遠し。されば「日並知」の「知」と「ひじり」の「しり」とは意義一ならざること明かなり。されば、これはなほ「聖」字の義訓たりといふべきものにして、聖帝の稱も、仁徳天皇頃より支那風の事多く行はれしより出で來しものなるべきなり。かくてその稱號を神武天皇の御世まで溯り及ぼしてうたへるものならむ。

○從　は「三」の歌にいへる如く、「ヨリ」の助詞にあて用ゐたるなり。これは當時「ヨリ」「ユリ」「ヨ」「ユ」と四様に用ゐたるが、ここにては一音にしてしかも古きに從ひ「ユ」とよむべきなり。

○或云自宮　これは或本に「宮ユ」とありと注せるなり。「自も從も共に「ヨリ」の意なり。さてこれは「世」とある本文の方よし。

○阿禮座師「アレマシシ」とよむ。「アレ」は下二段活用の動詞にして現はるる義にして人につきてはその生るるをいふ。その子を母よりは産むといひ、子自體につきては「ある」といふ。母の「うむ」と子の「ある」とが熟合して「うまる」といふ語を生じたりと見ゆ。卷六一〇四七の歌に「阿禮座師御子の嗣繼」とあるはその假名書の例なり「アレマシシ」は生れたまひしなり。

○神之盡 流布本に「書」とかけるによりて舊訓に「カミノアラハス」とよみたれど、義をなさず。契沖は「カミノシルシニ」とよむべきかといひたれども未だし。元暦本類聚古集等に「盡」とせるを正しとす。これによりて「カミノコトゴト」とよむべく、その意は神武天皇以後次々生れましし天皇皆悉くの意とすべし。かくの如き語遣は卷二に「日之盡」二九九卷三に「國之盡」三三二二人乃盡(四六〇)などある傍例あり。これによりて略解はかくよむべしと主張せり。従ふべきなり。考には「書」を「言」の誤とし、攷證には「書」字に「言」の義ありとして「カミノミコト」とよむべしといひたれど、なほ「盡」とあるによる方まされりとす。

○樛木乃 舊訓「トガノキノ」とよめるを僻案抄には「ツガノキノ」とよめり。「ツガ」といふも「トガ」といふも一の樹なれば、そのよみ方は次として「この樛」といふ字にさる訓ありや否やを先づ檢すべし。この字は詩經の注に「木下曲曰樛」とありて樹木の種類の名にあらず。説文以下諸の字書みな然り。按ずるに「樛」は「杓」と同字にして高き木の枝の下勾せるをいひ、その上勾せるを喬木といひしなり。さて「ツガ」の樹にあつべき漢名のなきを見れば、この樹は或は支那になきを以て之に相當する漢字なきにあらざるか。かくて「ツガ」は松柏類中にありても枝の下勾する

ものなれば、これに借り用ゐたるものとおほし。「ツガ」は又「トガ」ともいひ、今「梅」の字を専ら用ゐるが、古くは「梅」字を用ゐたることあり。その「梅」字は支那に無き字なりとす。「ツガ」「トガ」相通じて用ゐらるるが、和漢三才圖會によれば、關東にては「ツガ」、關西にては「トガ」といふ由なり。本書にては卷三三二四に「都賀乃樹」第十七四〇〇六に「都我能奇卷十九四二六六に「都我乃木」と見え、卷六九〇七には「刀我乃樹」と見えたり。今多きに從ひて「ツガノキノ」とよめり。この木樅に似て葉小く良材たり。ここにては「ツギツギ」といふ語の枕詞とせり。

○彌繼嗣爾 「イヤツギツギニ」とよむ。「イヤ」はいよいよといふに意近き接頭辭なり。かかるつづけざまは卷三三二四に「五百枝刺繁生有都賀乃樹乃彌繼嗣爾」といひたるなど例少からず。この「ツギツギ」は歴代といふに同じく天皇御歴代のいづれもをさし奉る。

○天下 「アメノシタ」とよむ。この語の源は蓋し「天下」といふ漢語を譯せしものなるべきか。卷五八七九に「余呂豆余爾伊麻志多麻比提阿米能志多麻乎志多麻波爾美加度佐良受豆」など假名書にせるにてよみ方のたよりとすべし。

○所知食之乎 古來「シラシメシシテ」とよみ來れるを僻案抄に「しろしめす」とよみて後これに從ふもの多し。但し、本集の例を見るに、その假名書なるはいづれも「シラシメス」とよむべきもののみなり。即ち卷十八の長歌四〇九四に「葦原能美豆保國乎安麻久太利之良志賣之家流須賣呂伎能神乃美許等能」といひ、四〇九八になほ一處あり、卷二十の長歌四三六〇に「難波乃久爾爾阿米能之多之良之賣之伎等」といひ、この卷になほ「四四六五」とあり。而して

萬葉集中假名書のものには「しらしめす」とある方にして「しらしめす」と假名書にせるものなし。「しらしめす」といふ語は延喜式の祝詞に「所知食」の注に「古語云志呂志女須」とあるを證とせるものにして、これによりてこの卷の「所知食」を「しらしめす」とよみたるが爲に「しらしめす」といふ語多く聞ゆれど、延喜時代に古語といへるは、必ず萬葉集より古しとも考へられねば、なほ「しらしめす」とよみたる方穩かなりといふべし。「しらしめす」の敬語にして「めす」も亦「みる」の敬語なり。いづれもサ行四段に活用せしめたるものなるを重ね用ゐたるなり。ここに「しらしめす」は統治したまふ義なり。この大和國に都を奠めて天下を治め賜ひしをといふなり。「大和にて」といふべきを省けるは前後の文意にてしるれば、いはざるなり。「を」は力強く押へて下に接續する意あり。文勢はこれより下の「何方所念食可」につづく勢なり。

○或云食來 此は或は「所知食來」とかけりとなり。かくあらば「シラシメシケル」とよむべし。

○天爾滿 「ソラニミツ」とよむ。「滿」は「見ツ」の借字なり。大和の枕詞なり。「ソラニミツ」といへる例他に所見なし。疑ふべし。されど諸本皆「爾」字あれば「誤」といふべからず。後の考を待つ。

○倭乎置而 「ヤマトヲオキテ」とよむ。歴代の帝都の地たりし大和をおきてなり。かかる場合の「おきて」は今の人の「後にして」といふ如き心持の語と見ゆ。この卷に「太敷爲京乎置而」(四五又「飛鳥明日香能里乎置而伊奈婆」七八などみな然り。

○青丹吉 上にいへり。(二七)

○平山乎越 「ナラヤマヲコエ」とよむべし。「ヒラヤマ」とよめる古寫本もあれど従ふべからず。

「平」は「ナラス」といふ訓の意にて「ナラ」の假名に用ゐたるなり。「ナラヤマ」は前(一七)にいへる「奈良乃山」の事なり。文勢はこれより直に「淡海國樂浪乃大津宮」につづくなり。

○或云虛見倭乎置青丹吉平山越而 此は或本に上の四句を「ソラニミツ、ヤマトヲオキ、アチニヨシ、ナラヤマコエテ」とせりとなり。語に少しの差あれど意は同じ。

○何方 舊訓「イカサマニ」とよめり。但し、本によりては「イツカタニ」などよめるものあり。「サマ」といふ語は古は方向をさせる語としても用ゐられたれば、方字を「サマ」とよむことは誤にあらす。さて「イツカタ」とよまば、次下の語遣と吻合せず。ここは「方」の一意「サマ」といふ訓をかりて有様の意に用ゐたるものなるべければ、「イカサマニ」とよむ方まされりとす。俗語に「ドノヤウニ」といふに似たり。

○御念食可 舊訓「オボシメシテカ」とよめり。されど「オボシメス」といふ語は平安朝以後の語と思はるれば、よるべからず。考に「オモホシメセカ」とよめるに従ふべし。「オモホシ」は「オモフ」の敬語にてサ行四段に活用せるもの。「メス」は上の「しらしめす」の「めす」と同じ。卷十五「三七三六」に「等保久安禮婆一日一夜毛於母婆受且安流良牟母能等於毛保之賣須奈」とある例などにてそのよみざまをさとりべし。「メセカ」といふ語遣は古格にして例の已然形より直に係助詞かにつけて句を接續するものにして近世の格にては「メセバカ」といふべき所なり。その例は卷十五「三六四七」に「和伎毛故我伊可爾於毛倍可奴婆多末能比登欲毛於知受伊米爾之美由流」などなり。さてこの句は次下の「天下所知食兼」までにかかれり。さてここに遷都につき天皇の御心をい

ぶかる口吻を漏せるは考ふべきことなり。按ずるに遷都の當時人々甘心せざりしさまは日本紀のこの遷都の條に「遷都于近江是時天下百姓不願遷都諷諫者多童謠亦衆云々」とあるにて著しきが柿本人麿も二十年程の後によみたるなるべければその事を傳へききて知りしによりてよめるか。さて萬葉考にはここに一段落とし次下を全然別行にせり。こはこの間に幾何かの脱落あるものと考へたりと思はる。されどそは全くいはれなき事にしてさばかり歌に巧みなりし眞淵翁にも似合はぬ事なり。ここに切れたりとせば歌となるべしや。按ずるにこれは代匠記に「所知食兼此處句絶なり、いかさまにおほしめしてかと云ふを受くる故なり」といへるによれるものなるべけれど、句絶とは今いふ句讀と同じ意にて、句絶え失せたりといふ義にあらぬなり。

○或云所念計米可。これも或本に「オモホシケメカ」とある由をいへるなり。この方本文よりも意よく通ずるやうに思はる。これに似たる語遣は卷三四六〇に「何方爾念雞目鴨都禮毛奈吉佐保乃山邊爾哭兒成慕來座而」などあり。

○天離「アマサカル」とよむ。日本紀卷二の歌に「阿磨佐箇屢避奈菟謎廻」とあり。「サカルは古事記上卷に「奥疎神」本集卷二に「里放來奴」一三八「益年離」二一四卷三に「家離伊麻須吾妹乎」四七二など「疎」放「離」の文字をあてたる如く、隔り離るる意なり。今遠ざかるといふ場合の「さかる」もこれにして離れてあるを「さかる」といひ、その遠くさかりたる地は遙に望めば、祝詞に「白雲能墜坐向伏限」といへる如く、天と一つにつづげるやうに見ゆればかくいへるなり。かくてこの場合の

如きは必ずしもしか遠き地ならねどもひろくひなの枕詞とせるなり。

○夷者雖有 舊訓「ヒナニハアレド」とよめり。諸家皆之によりて異論なきに、古義には「有の上」に「不」字ありしが脱せりとして「ヒナニハアラネド」とよむべしと大神景井がいへるをよしとして改めたり。その説の可否は次として、まづ「ヒナ」といふ語よりいふべし。「夷」といふ字は元來支那にて東なる外國をいへるなるが、今「ヒナ」といふ國語にあてたり。夷字を「ヒナ」とよむは、和名鈔安房國の郡名に「朝夷阿蘇」とあるなどその證なりとす。「ヒナ」といふ語は都に對して京都以外の地方をいへり。「ミヤビ」に對して「ヒナビ」といへるが如し。古事記雄略卷の長歌に「都紀賀延波本都延波阿米袁淤幣理那迦都延波阿豆麻袁淤幣理志豆延波比那遠於幣理」とあり。又筑紫に「夷守」といふ地あるなどによりて東國に對して西北方の諸國をさすといへる説もあれど、これは詞のあやをなす爲にして、東と夷とを地理的に區別したるにはあらざるべし。かくて又「あづま」といふ語も時として汎く田舎の義に用ゐたることは和名鈔に「邊鄙を訓じて阿豆萬豆」とよめるにてしるし。これは東人の文字にあたる國語なるべきが、實はひろく田舎人をさせり。されば「夷」も或は古くは東國の「アヅマ」に對して西國をさししが本義なりしならむも後には汎く田舎といふ意に用ゐたるならむ。さてこの句をば古義に「比那にはあらねど」といへるは近江をば「比那」といふほどの國にはあらねどといふ意なりとするなり。されど、かくいへば「比那」の語義は姑くさておき、この一句無用となるべし。何となれば、前に歴代の帝都の地たりし倭を置きてといへるはその地を残り多く惜み思へるさまなること著しきものなれば、こ

こに至りて比那にはあらぬ近江に遷都ありといふこととせば前後の意味打ちあはずして結局この一句無益なるのみならず贅疣たりといふべきものたるなり。加之古寫本等一もさる訓を下すべき由の文字もなし。これはまさしく古訓の如く、夷にはあれどといふべき所なり。ここの意は下にいふ近江をさして夷といひ、さる田舎にはあれども何方の思召によりてか都としたまひしといふ義なりとす。

○石走 舊訓「イハバシル」とよめり。冠辭考には「イハハシノ」とよむべしとせり。「イハハシル」とよむは石の上を走る意を以て、溢水の枕詞とすといひ、「イハハシノ」とよむは石橋の意にてその石橋とは石を川の所々に置並べて渡るものなれば、間といふより、淡海の枕詞とすといへり。淡海の枕詞たることは論なけれどこの二説なほ研究を要する點ありて可否今にはかに定めがたし。

○淡海國 「アフミノクニ」なり。淡海は「アハウミ」にして淡水の湖をいふ。ここは近淡海國即ち近江國にして今の滋賀縣の地をいふ。

○樂浪乃 「ササナミノ」とよむ。樂浪の字面は漢の朝鮮四郡の名にあれども、それには關係なし。これは卷七一三九八に「神樂聲浪」とかけるが本原の字面にしてそれを略したるが、卷二一五四に「神樂浪」とかけるを更に略したる形がこの字面たるなり。さてかくかける由は、古神樂の囃聲を「ササ」といひしより起れりと考へらる。古事記中卷の神功皇后の御歌に「阿佐受袁勢佐」とあり、又武内宿禰の歌にも「許能美岐能阿夜邇宇多陀怒斯佐佐」とあり。日本紀神功卷にも文

字かはれど同じ歌をのせたり。又古本神樂歌の譜には殖春、總角、大宮、淡田などの歌の後に「阿以佐安以佐」とかけるも見え、釋日本紀卷二十四には上の「佐々」に注して「謂神樂也」といひ、又神功紀の「爲審神者」の注に「師說沙者唱進之義也、言出居神樂稱沙佐之庭也云々」とも見え、又和名鈔但馬國郷名に「樂前佐々乃」とあるなど、神樂又は「樂をササ」とよみたりし證なりとす。さて「ササナミノ」は從來多くは枕詞といひたれど然にはあらずして實際の地名なり。その地は日本紀孝德卷に「近江狹々浪合坂山」とあるによりて近江國內の一地方の名稱なるを知るべし。その地は志賀、大津、平山等に冠したるを以て滋賀郡をいふ如く見ゆるに、卷七一七〇に「佐左浪乃連庫山爾」といへるを見れば、高島郡を含めりと見ゆれば古は滋賀郡のみならず湖西一帯の地を汎く稱へしものと見えたり。又「ササナミ」とのみいひてその地をさしたることは古事記仲哀卷に「爾追迫敗出沙々那美悉斬其軍」とあるなど見ゆ。

○大津宮爾 「オホツノミヤニ」とよむ。こは上にすでにいへり。

○所知食兼 「シラシメシケム」とよむ。「シロシメシケム」とよむ説もあれど、從ひがたきは上にいへるが如し。「兼」は音を借りたる假名にして「ケム」は過去を想像していふ複語尾なり。さて契沖は「此處句絶なり」といへり。その理由は「いかさまにおほしめしてか」と云ふを受くる故なり」といへり。御杖守部、木村正辭の説またこれに同じ。されど、これは不可なり。これらの諸家は上の「何方御念食可」の「か」の係の打合を必ず終結の形に求むべしとするよりかかると誤解を生ぜるものなり。これは古義に「この兼の詞にて上の御念計米可といふを結めたりとおもふは

くはしからず、兼の言にて上の可を結むるときは次の天皇之云々は新になりて上より屬かず、よく讀味て其意をさとりべし」といへる如くに「ケム」を以て連體格と見上の「か」に對する結はこの連體句たる爲に消滅せりと見るべきものなり。若し然らずとせば、下の「天皇之云々」の語の受くる所明かならざるのみならず、文意も亦未了のままにて中止せらるるなり。

○天皇之神之御言能 「スメロギノカミノミコトノ」とよむ。天皇の字は「スメラミコト」といへども、ここは四音なるを要するが故に「スメロギ」といふをよしとす。卷十七、四〇〇六に「須賣呂伎能乎須久爾奈禮婆卷十八、四〇九四に「須賣呂伎能神乃美許等能」卷二十四、四六五に「須賣呂伎能可未能御代欲利」ともあり。「スメロギ」といふ語はもと皇祖皇神祖などをよむ如く、御祖の天皇を申し、それより轉じて皇祖より當今の天皇までをかねて申したりしなり。「御言は「ミコト」の假名にして、通常は「命」又は「尊」の文字を用ゐる。その意は御事の義にして尊稱なり。天皇は現人神にまします故に「神之命」とはいへるなり。ここに「天皇の神の命」といへるは上の文のつづきによりて天智天皇をさし奉ること明かなり。

○大宮者 「オホミヤハ」とよむ。「ミヤ」は「御屋」にして、それに更に「大」の美稱を冠したるもの。大宮は宮城をさす。卷三、二三八に「大宮之内、二手所聞」など例少からず。この大宮は天智天皇の大津宮をさせり。

○此間等雖聞 「コトキケドモ」とよむ。「此間」を「ココ」とよむは義訓なるが本集卷三、四三一、卷四、五七四等その他古書に例多し。

○大殿者此間等雖云 「オホトノハコトイヘドモ」とよむ。「殿」を「トノ」とよむはもと字音より出でたりと見ゆ。「殿」は霞韻にして尾韻ナなれば、これを日本化して「トノ」といへるなり。従つて「トノ」といへば、支那風の壯麗なる建築をさせり。この大殿は大宮と對して同じく宮殿をさせるものにしてこの二句は上の二句と相對し、聞けどもといへどもと相對す。即ち、我はここをその大宮なりときけども、人はここをその大殿なりといへどもといふ意にして、二句兩々相對して直ちに下の句につづくるなり。

○春草之 舊訓「ワカクサノ」とよめり。されど「ハルクサノ」とよめる古寫本も少からず。本居宣長は「ハルクサシ」とよむべしといへり。この「之」を「シ」とよむべきか、「ノ」とよむべきかは次にいふこととし、先づ「春草」を「ハルクサ」とよむべきか、「ワカクサ」とよむべきかを考ふるに、下に「茂生有」といへるにかけて見れば、「ワカクサ」とよむは當らざるなり。若草といふは初春の草を主としていふ詞なるに、ここに「茂」とあれば孟春以後をいふこと著し。さればこの文字のままに「ハルクサ」といひてよかるべし。次に「之」を「ノ」とよむべきか、「シ」とよむべきかにつきて考ふるに、本居説にては「春草ししけくおひたり」といひて切るものとせるなり。然るときは「霞立春日云々」以下にて一段落をなして、歌の調くづることとなる。これは、次の句と對をなせるものなれば、舊訓による方穩かなりとす。

○茂生有 舊訓「シゲクオヒタル」とよめるを本居宣長が「シゲクオヒタリ」とよむべしといへるは、上にいへる如く従ふべからず。本居説には「春草之云々」と「霞立」とを並び見るはわろしといふ

にあれど、これは木村正辭がいへる如く並べ見る方よきなり。何となれば、上に「大宮云々」大殿云々と對々になり來れば、ここにもそれに應じて今一度の對句ある方歌調とのへればなり。

○霞立春日之霧流 「カスミタツハルビノキレル」とよみ來れるを攷證に「カスミタチ云々」とよむべしといへり。ここは實際霞の立てることをいひたるなれば、霞立ちといふをよしとす。(枕詞にはあらず)。「キレル」は「キル」と「アリ」との結合せる語にして「キル」といふ動詞は四段に活用し、くもるに似たる意をあらはし臃なるさまにいふ。「霧」といふ名詞もその體言となれるなり。日本紀齊明卷の御歌に「阿須箇我播瀨磯羅羅羅都」とあるもこれによれる詞なり。春日の日の霞立ちてそれによりて霞みくもりて見えぬかといふなり。以上二句相對して疑をなし、連體形を以て終止せるなり。これ亦一種の語法なり。

○ 以上にて一段落をなせり。かくて以上の外何事もいはずれどもその大宮大殿のあとかたもなくなりて今來て見れども、目に遮るものとはただ草の茂くあるのみなるを春霞の爲に見えぬにやとわざと疑ひてその驚と悲とをはけしくあらはしたるなり。

○或云霞立春日香霧流夏草香繁成奴留 或本にかくありとて注したるなり。萬葉考にこれを本文ととりたるよりして古義に至るまでこれに従へる本多けれど、本文にてわからぬにあらず、又いたく劣れりとも見えねばそのままにてよかるべし。

○百磯城之「モモシキノ」とよむ。「モモシキ」を俗に百敷とかくは宛字にして多くの石もて堅固に築ける城なり。かくて宮城の枕詞とせり。古事記雄略卷に「毛々志紀能淤富美夜比登波」と

いふ假名書あり。證とすべし。

○大宮處 「オホミヤドロ」とよむ。大宮は上にいへる如く皇居にして、大宮處はその地域をさせり。集中に「大宮處」とかけるもの卷六、一〇五〇、一〇五一等あり。又「大宮所」卷六、九二二、一〇五〇等「大宮地」卷六、一〇五四などかけり。ここにいへるは宮殿はあとかたもなくなりてその敷地のみ空しく残れるをいへるなり。

○見者悲毛 「ミレバカナシモ」とよむ。「毛」はここにては歎息の情を寓せり。「かなし」といふ語は今は悲哀の意にのみとれど、古は慕ふ意にも愛する意にもいへるなり。今ここには悲哀の意を主とせるは勿論なり。

○或云見者左夫思母 上の句或本にかくありとなり。「ミレバサバシモ」とよむ。「さぶし」は今「さびし」といふも同じ語にして卷三、二六〇に「竿梶母無而佐夫之毛」といふ假名書の例あり。萬葉考にはこの説の方をとりたれど、本文のままにてよく意とほれり。

○一首の意 畝火山の橿原の宮に天下治め給ひし神武天皇の御世より以來歴代の天皇、次々に大和國にのみ在りて天下をしろしめしたれば、いづれの天皇も皆その例にならひたまふべきものとおもひしに如何様に思食たまひてかこの大和國を去りてもと田舎なりし所なれど、この近江國の篠浪の天津宮に都を遷したまひし天智天皇の大宮は此處なりといふ事なれど、今來て見れば、春日の日の霞みわたり、草の茂りて見ゆるのみにして昔の榮華の今いづくにありとも見えぬことのはれに悲しとなり。壬申の亂後宮殿荒廢してあはれに物淋しく、徒らに春

日の照すに委せ、雜草生ひ茂れるままなるさまをよみかねて、その遷都の人心天意にかなはずりしさまを諷せり。我この歌を誦することにかの箕子が

麥秀漸漸兮 禾黍油々兮

の歌を思ひ起すを禁する能はず。

反歌

○ この反歌は二首あり。

(三〇)

樂浪之思賀乃辛崎雖幸有大宮人之船麻知兼津。

○ 樂浪之 上にいへり。

○ 思賀乃辛崎 「シガノカラサキ」とよむ。「シガ」は所謂滋賀郡の地なり。「カラサキ」は今も名高き一本松ある地なり。

○ 雖幸有 古本に「サチアレド」とよみたるもの往々あり。されど、かくよみては意をなさず。通行の本に「サキクアレド」とよめるをよしとす。「サキク」は日本紀に「無恙又は平安」の文字をよみたるにて意を知るべく、この語は卷十五、三六九一に「左伎久之毛安流良牟其登久又卷十七、三九二七に「久佐麻久良多妣由久吉美乎佐伎久安禮等」などあり。又その意同じさまなるは卷九一、六六八に「白崎者幸在待大船爾眞梶繁貫又將顧」とあり。恙なく平安にあれどの意なり。この

「サキク」は上の「カラサキ」を受け同音をくりかへして文とせるやうにも思はれて調なだらかなり。卷十三、三二四〇にも「樂浪乃志我能韓崎幸有者」とあり。

○ 大宮人之船 「大宮人」は大宮即ち皇宮に奉仕する貴人をさせり。集中に例甚だ多し。大宮人の船とは大宮人の乗りて遊ぶ船なり。辛崎はその地船を著くるに適す。卷二天智天皇の大殯の歌「一五二」に「八隅知之吾期大王乃大御船待可將戀四賀之辛崎」とあり。この歌と相照して考ふるにこの詞はたゞ辛崎の地勢が遊船の發著に便なるによるに止まらず、必ずかくうたへるに由ある遊幸の事實の傳へられてありしならむ。

○ 麻知兼津 「マチカネツ」とよむ。「兼」は宛字にして「カヌ」は難字の意ある下二段活用の動詞にして古來多く用ゐられ今もいふ語なり。その用例の一二をいはゞ古事記上の歌に「夜斯麻久爾都麻麻岐加泥旦」この卷の歌「七二」に「敷妙之枕之邊忘可禰津藻」などなり。集中に用例頗る多し。こゝの意はその大宮人の船を待てど、その目的を達し得ざる由をいへるなり。

○ 一首の意 樂浪の志賀の辛崎に來て見れば、こゝは古天智天皇の大御船にのりて遊びましたりと傳ふる所なるが、その辛崎は古のままにかはらずあれど、古の大宮所は今あれはてゝ人もなき處となりはてたれば、大宮人の船遊の事は絶えてたゞ寂莫たるのみにして、すべては古の夢物語となりはてたるよとなり。

(三一)

左散難彌乃志我能 大和太與杼六友昔人二亦母相目八毛

良乃 一云比 大和太與杼六友昔人二亦母相目八毛 跡母戸八

○左散難彌乃「ササナミノ」とよむ。上に「樂浪乃」とかけると同じ語なり。

○志我能大和太「シガノオホワダ」とよむ。「志我は上に「思賀」とかけると同じ地なり。「大和太は大海の義なり。「海を「ワタ」といふことは上の「渡津海の條(一五)にいへり。代匠記考略解等に「ワタ」を曲の義として入江の水の淀むをいふといへるは次に引く燈にいへる如く證なき事にして従ふべからず。拾穂抄に「志我、大海近江の湖也、此湖水の水は淀む事有とも昔の都人には又難逢となり」といへるをよしとす。この説に従へるもの僻案抄、燈、攷證、美夫君志等なり。

○一云比良乃 一本には「ヒラノオホワダ」とある由をいへるなり。これはさす所の物一なる上にいづれも道理なきことにあらねばいづれにてもあるべし。

○與杼六友「ヨドムトモ」とよむ。「よどむは流れざるをいふ。これにつきては燈の説よし。曰はく「志我能大和太とは神代紀に曲浦をわたのうらとよめるによりて和太は入江の水の淀をいふと古註にみえたり。此説非なり。もと淀まぬ水に向ひてこそよどむといふ證もあれ、元より淀なるをよどむとはいふべき事にあらぬをや。云々いづれにもあれこの大和太の水はよどむ世なく勢多のかたへ流るゝが故にたとひ此水のよどむ世はありとも、もとよりあるまじき事を設ていふなり。古人この轍多し。「すゑのまつ山浪も越なむなどよめる類也」とあり。美夫君志はこれに賛していはく「卷二十九^四右に「爾保杼里乃於吉奈我河波半多延奴等母伎美爾可多良武己等都奇米也母(四四五八)とあるも絶まじき河の水の絶る事ありとも君にかたらん事はつきぬといふにてここと全くおなじおもむきの歌なり。合考すべし」といへり。これ

らの説にて歌の意をさとるべし。

○昔人二「ムカシノヒトニ」とよむ。語の表面には汎く昔の人といへるが、下には昔の大津の大宮人をさせるなり。

○亦母相目八毛「マタモアハマヤモ」とよむ。「マタは再びの意なり。「メはむの已然形にして「ヤ」モは已然形をうけて反語をなす助詞なり。再び昔の大宮人に逢はむやはえ逢はじとなり。

○一云將會跡母戸八 異本にある歌の結句かくの如しとなり。「アハムトモヘヤ」とよむ。「モフ」は「おもふ」の上略。「ヤ」は助詞にして反語をなせるなり。

○一首の意 篠浪のこの琵琶湖のたとひ淀みてながるゝことなくとも昔の大津宮の繁榮に再びあはむやは決して再び逢ふことかなはじとなり。山河は舊に依りてかはりはなければ、往事茫として夢の如く、再び、これを見むこと能はじとなく、心を山水の自然によせてうたへるなり。

高市古人感傷近江舊堵作歌 或書云高市連黒人

○高市古人 傳知られざる人なり。注は或書に「高市連黒人」とある由をいへるなり。これによりて諸本多くこれを正しとし、その古人とかけるは「黒人」の訛にして歌の首句に古人とあるより誤れるなりとせり。されど高市古人といふ人無かりきといふ反證たえてなきなり。なほ檜婦手の如きは懐風藻にある隠士黒人と同じとしたれど、これは高市連にしてかれは民忌寸

なれば、姓氏異にして別人なること明かなり。

○感傷 は考に「かなしみて」とよめり。

○近江舊堵 堵は元來垣の義なり。然るに本集往々これを都に通用せり。その例は卷三三三二の詞書に「難波堵」卷十六三三三五の左注に「堵裡」などあり。「堵」都の二字、音の通ずることは古人もいへれど、これを通用するもの未だその據を知らず。

○この歌につきて契沖が曰はく「古人も注の黒人も考ふる所なし。懷風藻に隱士民黒人とて詩二首あれども民といひて姓をいはねば別人なるべし。孝雄云、これは氏は民、姓は忌寸なるを誤解せり。按ずるに此は古人が歌なるべし。其故は第三に高市連黒人近江舊都歌一首あり。同じく黒人が歌ならば何の巻にも一所に載すべきか。又考て云彼巻の歌も異説を注したれば共に黒人が歌なれど、別けて載るか。」

(三二) 古人爾和禮有哉樂浪乃故京乎見者悲寸

○古人爾和禮有哉 舊訓「フルヒトニワレアルラマヤ」とよみたれど、義をなさず。ことに「フルヒト」とよめるは作者の名にかゝはりてよめりとおほゆ。古葉略類聚鈔等に「イニシヘノヒトニワレアレヤ」とよめり。これをよしとす。「アレヤ」は例の「アレバニヤ」といふに同じき古の語格にして、その「ヤ」は終の「カナシキ」に係れり。こゝに古の人といへるは古の天津の宮の時の人の意なり。古今六帖にこの歌をば「いにしへの人我なれやさ、浪のふるき都を見ればかなしき」とせるは、語を改めたるなり。

○故京乎 「フルキミヤコ」とよむ。天津の故京をさすなり。

○見者悲寸 「ミレバカナシキ」とよむ。「カナシキ」は上の「ヤ」に對しての結なり。

○一首の意 當今の人ならば何も故き京を見て感じ傷むべきにもあらぬに、われ、この故京を見ては感傷に堪へず。われはこれ身は今の人にして心は古の世の人ならむかと、われと我が心を怪めるやうにいひて感じを深くあらはさむとせるなり。

(三三) 樂浪乃國都美神乃浦佐備而荒有京見者悲毛

○國都美神 「クニツミカミ」とよむ。普通に「クニツカミ」といふは所謂地祇をさすものなれど、こゝは「その國を知ります神」といふ義なり。卷十五三九三〇に「美知乃奈加久爾都美可未波」といへるを例とす。こゝは「篠浪の國をうしはく御神」といふ義なり。國の義は既にいへり。

○浦佐備而 「ウラサビテ」とよむ。「浦」は借字にて上にもいへる心の義なり。「さび」は上二段活用をなせる動詞にして形容詞の「さびし」と對する語なり。卷四五七二に「旦夕爾佐備乍將居」とある如く「さびしき狀にて居るをいふなり。これを「荒び」の義にて「勝佐備」などの例をひけるは當らず。さて「うらさぶ」といふ語はこの卷八二に「浦左夫流情左麻彌」之卷二二五九に「暮去者綾哀明來者裏佐備晚」卷十九四二一四に「君者比來宇良佐備氏嘆息伊麻須」などあり、又卷二二二〇に「晝羽裳浦不樂晚之」と「不樂」の文字をあてたる如く、いづれも「さびしく思ふ意をあらはすのみに

して「スサビ」の意なるは一も見ず。ここは神の廣前のさびしく見ゆるといへる新考の説をよしとす。

○荒有京「アレタルミヤコ」なり。

○一首の意 このさゝなみの滋賀の都は今や荒れはて、住む人も稀になりて、この國をうしはきるます神の廣前もさびれはてたるを見ればけにもかなしく思はるゝよとなり。舊注多くは國つ神の心のすさびによりて國亂をおこして都の荒れたる由にいへるは上の「さぶ」といふ語の誤解より起れるものにしてとるべからず。

幸于紀伊國時川島皇子御作歌 或云山上臣憶良作

○幸于紀伊國時 この事左注の條にいふべし。

○川島皇子御作歌 川島皇子は天智天皇第二の皇子にして天皇の御弟なり。

○或云山上臣憶良歌 この八字古寫本小字とするをよしとす。これはこの歌を憶良の歌ぞといふ傳あるをいへるなり。然るにこの歌と殆んど同じき歌卷九に再び出で「山上歌」と有りて左注に「或云河島皇子御作歌」としるし、作者表裏せり。

(三四)

白浪乃濱松之枝乃手向草幾代左右二賀年乃經去良武。一云年者經爾計武

○白浪乃「白浪乃濱」とつゞけるにつきて、辭案抄には言足らぬ難あるべしといひて「浪の濱」と云

ふ地名なるべしといひ、萬葉考には「白神の濱」とありしを誤れるか若くは白良とありけむを後人の浪としたるかといへり。然れども、攷證にいへる如く、この歌本集卷九一七一六にもありて「白那彌之濱松之木乃手酬草云々」と見え、古今六帖六にも「しらなみのほま松がえのたむけ草云々」とあり、新古今集にもかく見えたれば、字の誤りとはいひがたきことなり。これは白浪の打ち寄する濱といふ意を以て下の濱につゞけたるにて中間にあるべき用言を略して、のにてそを示せる古言の一格なり。その例は卷六一〇四七に「炎乃春露霜乃秋」卷十一八四五に「蠶之春」などなり。

○濱松之枝「ハママツガエ」とよむ。濱に生ふる松の枝なり。この濱はいづことも知られねど、下句の意より推して、これより以前に行幸などありしとき、枝に手向草をかけおきしが残りてありしを見てよまれしなり。萬葉考に「松之枝」と有るはよしなしとし、卷九の歌に「松之木」とあるを古本に「松之本」と有れば、こゝなるも根を枝とあやまりしなりといへり。然るに今ある諸の古寫本に一もこゝを「松之本」とせるものなし。さればその説疑ふべくして強言と思はる。況むや「松之枝」といへる方意よく通れるをや。

○手向草「タムケグサ」とよむ。卷九には「手酬草」とかけり。「手向」は卷三三〇〇に「佐保過而寧樂乃手祭爾置幣者」とある如く神を祭る爲に供ふるをいふ。「草」は「料」字の意にてこゝは何にても手向くる料をいふ。行旅の時人々道々に「ぬさ」とりて神に手向け往來の恙なからむことを祈りたるは古の習俗なり。その「ぬさ」は布帛を主とせり。さればこゝにも濱の松が枝に白き

布などの誰人かの手向けたるまゝに残りてありしを見てよまれしならむ。或る説にこの歌は卷二の有間皇子の磐代の結び松の故事を思ひてよみたまひしかといへれど、行幸の折にさる思はしき事を古とてもよむべくもあらず。又この手向草を松枝を結びたるなりといふ説あれど、これも松を結びて神に手向けたりといふ事例を知らず。又僻案抄にはこの手向草は古松の枝にかゝれる蘿なりといへれども、それもうけられず。手向草といふ語の例は卷十三「三三七」に「未通女等爾相坂山丹手向草絲取置而」とあり。これは、絲を手向草とせしものなるが、常陸風土記香島郡の條に「伊夜是留乃阿是乃古麻都爾由布悉旦々」とあるは、木綿を手向草とせしなり。又土佐日記に「わたつみのちふりの神にたむけするぬさのおひ風やますふかなむ」とあるは、ぬさを手向草とせしなり。

○幾代左右二賀 「イクヨマデニカ」とよむ。「左右は両手なり。片手に對して兩手を、まて」といふ。眞手の義なり。屋の片流なるを片屋といひ、左右兩流なるを、まやといひ、舟の帆一方なるを片帆といひ、帆兩方なるを、まほといふ。「まは全くそるへる由をいふ語なり。その、まて」といふ語を助詞の「まで」に借り用ゐるたるなり。卷二「一八〇」に「年替左右」とも見え、又集中に「二手、諸手、左右手」などかきて、まて」とよめるあり。皆同じ趣なり。さてこゝは過去を溯りて考へられたるものなれば、この「まで」は今の俗語にては「ほど」と譯して最も近き意を得べし。「カ」は疑の助詞にして下の「へぬらむ」にかゝれり。

○經去良武 「ヘヌラム」とよむ。「去」は「イヌ」の上略にして複語尾「ヌ」に借用せるなり。かの手向草

はその手向けせし時より今わが見るまでに幾何の年をば經てをるにかとなり。

○一云年者經爾計武 これは一本にかくありとなり。多くの古寫本小字にかけるをよしとす。幾何の年を経たりしにかとなり。同じやうなれど本行の方は現在を主としていひ、この方は過去を主にしていへり。さて歌としては本行の方趣深し。

○一首の意 昔この松の枝に手向草をかけおき給ひし人は恐らくは此世にましまさじ。しかるに松は今に榮ゆるを見る。あはれこの手向けられし時より今までは幾何の年を経たりしにかと松に言よせて古をしよばせ給へるなり。

日本紀曰朱鳥四年庚寅秋九月天皇幸紀伊國也。

○朱鳥といふ年號は天武天皇の年號にして一年のみ今の日本紀に見えたるを、この文にては持統天皇稱制の間も用ゐられしと見えたり。然るにこの庚寅の年は今の日本紀にては持統天皇の四年にして現に同年の紀に「九月丁亥十三日發駕戊戌二十四日還幸」と見えたり。されば朱鳥の年號を用ゐるとせば、五年とあるべきに、四年とあるは既にいひし如く日本紀に今本と古本と一年の相違あるによるなり。

越勢能山時阿閉皇女御作歌

○勢能山 「セノヤマ」とよむ。この山は孝徳天皇紀二年の詔に「凡畿内東自名墾横河以來、南自紀

伊兄山以來云此西自赤石嶺淵以來北自近江狹々浪合坂山以來爲畿内國とある地にして紀川北岸紀伊國伊都郡加勢田庄背山村の北に在り。大和より紀伊國に越ゆるに必ず通るべき地にして集中の紀の關といふもこゝにありしならむ。

○阿閉皇女「アベノヒメミコ」とよむ。天智天皇の第四皇女にして天皇の御妹なり。日雙斯皇子草壁皇太子の妃として文武天皇の御母にておはす。後に即位ありて元明天皇と申す。こはこの行幸の當時供奉したまひし時よませたまひしなり。

(三五) 此也コレヤ是能コノ倭爾ヤマト四手ニシテ者ハ我戀流コトヲ木路爾有云ナ名二負勢能山ニ

○此也是能「コレヤコノ」とよむ。上の「コレヤ」は今現に見るものをさして下全體にかゝりて最後に云々ならむといひ次の「コノ」も亦下にいひ出すべき句全體をさしてこの云々といふ一種の古き語格なり。これを圖式にて示さば「これや………名詞(ならむ)の如き形式となる。かの蟬丸の歌などこの格にして今の語にていへば「これがその又はこれがあのなどいふに似たり。卷十五、三六三八に「巨禮也己能名爾於布奈流門能宇頭之保爾多麻毛可流登布安麻乎等女杼毛」などこの例なり。

○倭爾四手者「ヤマトニシテハ」とよむ。「シテ」はありての代用語なり。かゝる「シテ」の用法は集中に例多し。本卷六七の「旅爾之而」など一々例をあぐるに堪へず。こゝの「は」といふ助詞には強き意あれば注意を要す。「倭においていは」といふ程の意なり。この句の意は今この紀伊

路にて背山を見るにつけて背の君を戀しく思ひ出でたまひしによりてかくはよまれしなり。○我戀流「ワガコフル」なり。倭においてはわが戀ひ奉る夫の君といふ義にしてこれは下の背の山の「せ」といふ語に直接につゞくべき語なり。即ち以上二句は勢の山の名の「せ」につゞけるのみなり。按ずるに草壁皇太子は三年に薨去あり。この行幸は四年なれば夫の君は當時既に世にましまさぬなり。されば倭にして「せ」といは「我が日夜戀ふる夫君のみなる由をいはれたるにてあはれふかきのみならずその「せ」の名を負へる山なれば、一層感慨ふかくなりましたしならむ。

○木路爾有云 舊訓「キヂニアリトイフ」といへり。僻案抄には「アリチフ」とよみ考には「アリトフ」とよみたり。三者いづれもこの頃の言遣と見ゆれば、いづれも否定すべからず。但し「てふ」といふは奈良朝頃の古語にあらず。今は卷十五の同じ趣なる歌(上に引けり)によりて「トフ」とよむこととせり。「トフ」は「トイフ」を略したるなり。「木路」は紀國の往來筋をいふ。今の語に紀州街道といふに同じ趣の語なり。卷四、五四三に「麻裳吉木道爾入立眞土山」等例少からず。さてこれよりも下の「せの山」にかかれり。「これがあの紀州路の名高きせの山か」となり。

○名爾負制能山「ナニオフセノヤマ」なり。名に負ふとは名としてもてるといふ義なり。即ちわが戀ふる夫の君の「せ」といふ語を名に負へる山なるかとなり。「せの山の「せ」に「夫」をかけていはれたること既にいひし通りなり。さてこの下に「ならむ若くは「か」といふ如き語を含めて解すべし。

○一首の意 この山があつて我が戀ひまつる夫の君の「せ」といふを名に負へる「せ」の山なるか、又このせの山はかねて木路にありとて世に名高きせの山なるか。このせの山は世に名高きのみならず、我にとりてはこの世にまさぬせの君の御名を木路に來りてまのあたり見つることよとなり。こゝにては「倭にしてはわがこふる」といふ語に深き感慨こもれるなり。

幸于吉野宮之時柿本朝臣人麿作歌

○多くの古寫本この「作字」の下に「歌字」あり。これを正しとす。目錄には「作歌二首并短歌二首」とあり。

○持統天皇の吉野離宮に行幸ありしこと史に見ること凡そ三十度にして頗る頻繁なり。この歌何時の行幸の折といふこと知られず。その事は左注に既にいへり。

(三六)

八隅知之、吾大王之所聞食、天下爾國者思毛澤二雖有山川之清河内跡、御心乎吉野乃國之花散相、秋津乃野邊爾宮柱太敷座波、百磯城乃大宮人者、船並氏旦川渡舟競、夕河渡此川乃絶事奈久、此山乃彌高良之珠水激瀧之宮子波、見禮跡不飽可聞。

○八隅知之吾大王之 上に注せり。

○所聞食 舊訓「キコシメス」とよめるを考に「キコシナス」と訓み改めたり。爾來諸家皆これに従へり。卷五八〇〇に「企許斯遠周久爾能麻保良叙」とも卷十八四〇八九に「可未美許登能伎己之乎須」とも見え、又卷二七四三六〇に「伎己之米須四方乃久爾欲里」又四三六一に「難波乃海於之豆流宮爾伎許之賣須奈倍」ともあれば、實はいづれにてもよきことなり。されど「食」字によらば、「をす」といふ方によるべし。「をす」は食すの古語にして、靈異記上卷第二の訓釋に「食國久爾乎」第三の訓釋に「食國爾乎」とも見えたり。天下を治め知り賜ふをいふなり。

○天下 上二九に「いへり」。

○國者思毛 「クニハシモ」とよむ。「シモ」はその事物を特にとり出で強く指していふ助詞なり。

卷三四六七に「時者霜何時毛將有乎」とある如きその例なり。

○澤二雖有 「サハニアレドモ」とよむ。「サハ」は物の多きをいふ。卷三三二二に「湯者霜左波爾雖在」とあり。日本紀神武卷の歌に「比苦瑳破而異離鳥利苦毛」とあるなどその例なり。以上日本に名勝多くあれどもといふ意なり。

○山川之清河内跡 「ヤマカハノキヨキカフチト」とよむ。山と川とを併せていへるなれば「カハ」を清音にてよむべし。卷七一三二に「皆人之戀三吉野今日見者諾母戀來山川清身」とあるなどこの例なり。吉野宮の在りたりし地は山縁に水澄みて今も山と川との清き地なり。「河内」は「カハウチ」の約にして「カフチ」とよみ、川の行きめぐれる地をいふ。國名の河内(和名鈔)河内加不知と注す。もその意にて名づけたるなり。卷十四三三六八に「阿之我利能刀比能可布知行」

伊豆流湯能^{イヅノユ}又卷十七四〇〇三^ニ於^オ知多藝都^{チタノ}吉欲伎可敷知爾^{キヨクキカフチノ}とあるその假名書の例なり。吉野宮のありし宮瀧の地は吉野川の屈曲して三面を包める地なれば地勢よくこの語にあへり。卷六九〇八に三吉野乃清河内之多藝津白波^{ヨシノノキヨカハナノオホノ}又九一〇に三吉野乃多藝都河内之大宮所^{ヨシノノオホノ}などこの「カフチ」といへる實例なり。「跡はアトの上略にして」といふ格助詞をあらはすに借れり。この「と助詞より下の「宮柱太敷座」にかかれり。

○御心乎「ヨシヌ」の枕詞なり。「心をよす」といふ意にて「よし」といふ語にかけたるなり。

○吉野乃國之「國は古一區域をいふ地理上の語なりしが後行政上の區域をさすに至りて古語すたれたり。ここは古語のままなり。

○花散相「ハナチラフ」とよむ。「チラフ」は「チル」の繼續作用をいふ爲にハ行四段に轉じ活用せしめしものにして萬の花の次々に開きては散りする秋津の野といふなり。卷十四三四四八に「波奈知良布己能牟可都乎乃」又卷十五三七〇四に毛美知婆能知良布山邊由^ウとあるなどその假名書の例なり。

○秋津乃野邊 秋津は吉野離宮の在りし所の附近の名なり。今宮瀧村の對岸少し西によれる所に御園村といふありてその村に屬する吉野川岸を秋戸岸といへり。これ古の秋津の地名の名残なるべしといふ。この秋津野の古事は古事記雄略卷に記事あり。是は蜻蛉が天皇の御腕に啗ひつきたる蛇を啗ひて飛び去りしより其の名起りきといふにあり。されどこれ一種の地名傳説にすぎざるべし。秋津野といふ語は卷七一四〇六に秋津野爾朝居雲^ニといふ

例あり。又卷六九〇七に三芳野之蜻蛉乃宮者^ニ又九一一に三吉野之秋津乃川之^ニといへるありて、秋津はある一區域の總名たりしもの如し。

○宮柱太敷座波 流布本「柱」とかけど多くの古本に「柱」とあるを正しとす。「ミヤバシラフトシキマセバ」とよむ。「宮柱」は宮殿の柱をいふ。柱は太きをよしとするによりて「太」といひて宮柱をたたへていへるなるが「シク」は「知る」と同意の語にして「古フル」を「フク」といへるに同じ關係なり。さればここは古事記上卷に於底津石根宮柱布刀斯理於高天原冰椽多迦新理^ニといへるにおなじ。この集には卷二一六七に眞弓乃崗爾宮柱太布座^ニ卷六一〇五〇に鹿背内際爾宮柱太敷奉^ニとある如く「太シク」といふ語の方例多し。延喜式の祝詞には祈年祭のには「宮柱太知立」と見え、大祓詞には「下津磐根爾宮柱太敷立」などあるによりて二者相通するをさとるべし。さて「しきます」といふ語の例は卷二一六七に天皇之敷座國等^ニ卷三二六一に高輝日之皇子茂座大殿於^ニなどにしていづれもその宮を「しります」といふに同じ意なり。日本紀神代卷下に「其造宮之制者柱則高太板則廣厚」とある如く宮柱を太く高くするは高貴の徴と認められたり。かくてこの「太」はその「しきます」ことをたたへていへるにて専ら枕詞にのみかかれるにあらず。以上宮殿を營みて御座あるをいへるなり。

○船並氏「フネナメテ」とよむ。船を並べてなり。上の四に「馬なめて」といへると同じ例なり。卷六九三三に「鰻珠左盤爾潛出船並而仕奉之貴見禮者」などあり。

○且川渡「アサカハワタリ」とよむ。「且」は朝なり。「アサ川渡ル」とは朝に川わたりをするなり。

卷二二一六に「木渡朝川渡卷三四六〇」に「佐保川乎朝川渡」などあり。

○舟競 「フナギホヒ」とよむ。これの訓につきては古寫本に或は「フナクラベ」とよみ、或は「フナヨソヒ」などよめるもあれど、競の字は類聚名義抄に「キホフ」と訓せるのみならず、卷二十四四六二に「布奈藝保布保利江乃可波乃」などの例あれば、上の如くよむをよしとす。意は明かなり。

○夕河渡 舊訓に「ユフカハワタリ」とよみたるをば本居宣長は「ワタル」とよみきるべしといへり。以上にて一段落をなせるものなればこの説に従ふべし。

○さて「船並氏」以下の四句は二句宛相對して語をなせるものにして、即ち或は且に或は夕に船を並べてこの吉野川を競ひ渡るといへるにて、古大宮人のここにて朝夕にこの川を渡りて奉仕せしさまをいへるなるが、又時々舟遊をもせしことをいへるならむ。この宮瀧の邊は兩岸に大なる岩石峙ちて、その岩石の間は狭き所僅に三間許、この狭き間を激流たぎち落つるなり。これ即ち瀧の都の稱ある所以なり。この瀧の下は直ちに深き淵を湛へて廣さ十數間に擴がり、兩岸は下流に行くに隨ひて高くなり、屏風の如く切り立ちて高きは六七間に及ぶ。この間は水深く、流れゆるく船遊するに適し、今も大阪邊の人、わざ／＼船遊に行くことあり。卷七一〇三に「三芳野之大川余杼乎今日見鶴鴨」といへる大川、淀も蓋しこの地ならむ。

○此川乃絶事奈久 「コノカハノタユルコトナク」とよむ。此川は吉野川なり。この吉野川の流の永久に絶ゆる事なきが如くといひて吉野離宮の永久にあれと祝せるなり。かくの如くいへる例集中に多し。

○此山乃彌高良之 「コノヤマノイヤタカカラシ」とよむ。此山とは上に「山川之清河内」といへるに因みていへるにて、離宮附近の山々をさす。「高カラシ」は「高クアルラシ」の約まれるなり。「彌」は「ますます」などいはいはむが如し。此の邊の山の高きが如くに、吉野の離宮も將來彌高く著しく御造營あれと祝せるなり。

○以上四句は二句宛相對して祝意を表し奉れるなり。

○珠水激 舊本には「珠水」を「タマミヅ」とよみ、「激」を下の「瀧」とつづけて「タキ」とよみたり。されどその意明かならねば、僻案抄には「珠水激」を一句としてこれを「イハナミヅ」とよむべしとし、考は、それに基づきて「イハバシル」とよみたり。爾來諸家多くこれに従へるがうちに古義のみは「珠」を「隕」の誤として「オチタキツ」とよむべしといへり。されど、この誤字説は證なければ従ふべからず。「イハバシル」といふ訓は實に奇想天來といふべきものなれど、しかよむべき證を見ず。

「珠水激」の三字を字面よりいへば、水の岩に激して珠の如く散り迸るさまをあらはせり。「激」字は説文に「水礙衰疾波也」と見え、「珠水激」の三字は意義は相通すれど、そのよみ方につきては確定せりとはいはれじ。恐らくはこの三字の熟せる形漢詩文にありしをとり用るしものならむ。然れども今その出典を知らねば、そのよみ方も確に可否をいひがたし。但し卷十五三六一七に「伊波婆之流多伎毛登杼呂爾鳴蟬乃」とあるなどによりて、いはば「しる」を「たぎ」の枕詞とする例の存するを見る。この故に姑く眞淵の説に従ふべし。

○瀧之宮子波 「タギノミヤコハ」とよむ。「瀧」は「タギ」とよむ。今瀑布を「たぎ」といふとは少しく異

にして「たぎる」意にて「たぎち」など活用する語ともなるなり。「宮子」は上にいへる如く京の義なり。吉野の離宮は今の宮瀧村にありきといへば瀧の京の名よくなへり。この次の歌に「多藝津河内」ともいひ、卷三「二四二」に「瀧上之三船乃山爾」ともいへるにて、この邊一帶につき「タギ」といへるを知るべし。

○見禮杼不飽可聞 「ミレドアカヌカモ」とよむ。幾度も見れどもいつも飽くことなき勝景の地なりとなり。

○一首の意 この歌二段落なり。第一段落は吉野離宮の繁昌を叙し第二段落は奉祝の意を表せり。即ち天皇のきこしをす天下に國多きが中にも吉野は山川の景勝れたりとてここに離宮をおき賜へば百の官人も朝夕に競ひつつ仕へ奉らむと舟にて通ひまつるへり。あはれこの川水の絶えぬ如くこの吉野宮は永しなへに榮えこの山の高きが如く吉野宮も彌高くつくりなし賜はむかし。けにもこの邊の山川を見ればまことに景勝の地にしていつ見ても飽かぬ處なれば離宮のとこしなへに榮えむことをこそ希ひ奉れとなり。

反歌

(三七)

雖見飽奴吉野乃河之常滑乃絶事無久復還見牟。

○雖見飽奴 「ミレドアカヌ」とよむ。長歌の末の「見禮杼不飽可聞」を受けくりかへしてこの首句とせるなり。

○常滑乃 古來「トコナメノ」とよめり。然るを僻案抄にこれをいはれなしとして「イハナミノ」と

よむべしとせり。されどその説には證なければ「従ひがたし」。「トコナメ」といふ語は卷九「一六九五」に「妹門入出見河乃床奈馬爾」とかける例あり。又卷十一「二五一」に「隱口乃豊泊瀬道者常滑乃恐道曾」といへる例あり。從來の説にては水底の石などに生著きたるものといひたり。

これは水苔などの如く滑なる下等の藻苔類をいへるに似たり。然るに井上通泰氏の新考に「トコ」は「トコイハ」の略にして頂平なる岩の事なるべく「ナメ」は「ナミ」の轉にて列といふ事なるべし(中畧)されば「トコナメ」は河にまれ陸にまれ頂平なる岩の列を成せるをいふ。かく列をなせるものなるが故に今の歌に「タユルコトナク」の序に用ひたるに「こそ」とあり。この二説いづれよかるべきか、猶考ふべし。なほこの外に河の常に流るるをいふといふ説あれど、それは全く従ひがたし。以上は「絶ゆることなく」の序詞たり。

○絶事無久復還見牟 「タユルコトナクマタカヘリミム」なり。絶ゆる事なきが如く、幾度も來り見むとなり。

○一首の意 いつ見ても飽くことなきこの吉野宮の勝景はこの河の常滑の絶ゆる事無きが如くに幾度もこゝに立ちかへり來てながめむといふなり。

(三八)

安見知之吾大王神長柄神佐備世須登芳野川多藝津河内爾高殿乎高知座而上立國見乎爲波疊有青垣山山神乃奉御調等春部者花挿頭持秋立

者、黄葉頭刺理。一云黄葉遊副川之神母、大御食爾、任奉等、上瀨爾、鵜川乎立、
下瀨爾、小網刺渡、山川母、依氏奉流、神乃御代鴨。

○安見知之吾大王之上にいへり。

○神長柄 舊訓「カミナガラ」とよみたれど、卷五、八一三に「可武奈加良可武佐備伊麻須」卷十七、四〇

○三に「可無奈我良」卷十八、四〇九四に「可牟奈我良」などある假名書によりて「カムナガラ」とよむべきを知るべし。「長柄」は「ナガカラ」を約めていへるものにして地名の「ナガラ」(日本紀孝徳卷)にこの文字を古くあてたりしを助詞「ナガラ」に借りたるなり。「カムナガラ」といふ語は日本紀孝徳卷に「惟神」とかけるその自注に「惟神者謂隨神道亦自有神道也」とあり。續日本紀文武天皇元年の宣命には「隨神所思行」佐とも見え、又孝徳紀に「隨在天神」とかけるをもよめり。ここに「神」といへるは天皇をさせり。「ながら」はそのままといふ意の助詞にして「神ながら」は軽くいばば、神にましますままといふべく、重くいばば、もとより神とましますますが故にといふ意なり。こゝはその軽き意にてあたれり。

○神佐備世須等 「カムサビセスト」とよむ。「佐備」は上二段活用をなせる接尾辭にして「翁さび」男さび「少女さび」「山さび」「しみさび」などいふ如く主として名詞を受けて動詞とするものなるが、その意は「さび」の意の獨立の動詞とは異にしてその事物相應の状態に振舞ふことをあらはすなり。さて舊訓には「カミサビ」とよめるをば、略解に「かんさび」とよめり。これは卷五、八一三に

「可武佐備伊麻須」とあり、又、八六七に「可牟佐飛仁家理」とあるなど「カムサビ」といへる例頗る多し。されど、又卷二十、四三八〇に「可美佐夫流伊古麻多可禰爾」とある例もあれば「カミサブ」とよみて悪しきにあらねど、多きに從ひて「カムサブ」とよむをよしとすべし。天皇は神とますが故に、御行動はすべて神さびといふべきなり。即ちこゝは神聖なる御行動をなしますまむとの意なり。「カムサビ」は「カムサブ」の連用形にして下の「せず」につづくる時の形なり。「世須」は「す」を更にサ行四段に轉じ活用せしめて敬語としたるなり。今したまふといふに似たり。下に「タビヤドリセス古オモヒテ」とある、その例なり。「等」は助詞の「ト」にあてたるものなるが、この「ト」は「今トテ」といふに當る。かかる場合に「ト」ののみいへるは古言の格なり。

○多藝津河内爾 「タギツカフチニ」とよむ。「タギ」は上にいへる「瀧之宮子」の「瀧」におなじく名詞としての「タギ」なり。「ツ」は「ノ」に似たる古き助詞なり。「河内」も上にいへり。「タギツ河内」は「タギの河内」といふにおなじ。これに似たる例は卷六、九〇九に「多藝之河内者雖見不飽香聞」とあるあり。又卷六、九二二に「三吉野乃多藝都河内之大宮所」とあるも同じ語なり。なほ「タギツ」といへるには卷六、九〇八に「三吉野乃清河内之多藝津白波」などあり。

○高殿乎 「タカドノチ」とよむ。「高殿」は續日本紀大寶元年條に「六月丁巳宴於西高殿」などあると同じ意義なり。日本紀には樓又は觀を「タカドノ」とよみ靈異記卷中第五の訓釋には「樓閣度野」と見え和名鈔には樓を「太賀度能」とよめり。この歌によりて當時吉野離宮に樓閣ありしを想ふべし。

○高知座而 古事記上卷に於高天原冰椽多迦斯理而とあるによりて、タカシリマシテとよむべし。本卷五〇に都宮者高所知武等などあるみなこの語の例なり。「高は宮殿の屋の高きをいふ。「シリは上のふとしきといへる場合のしきと意同じ。

○上立國見乎爲者 ノボリタチクニミヲスレバとよむ。これは上の舒明天皇國見の御製二にありと同じ語なり。

○疊有 舊來タタナハルとよみ來れり。しかるに又カサネタル若くはカサナレルとよめる古寫本もあり。この訓につきては僻案抄に有は著の誤にて、タタナツクかといひ古義これに従へり。按ずるに、かくの如く青垣につづく語には他の所にはみなたなづくとかけり。卷六九二三に立名附青垣隱卷十一三二一八七に田立名付青垣山之古事記景行卷に多那豆久阿袁加岐夜麻基母禮流夜麻登志宇流波斯日本紀景行卷にも多那豆久阿烏伽根夜摩許莽例屢夜摩苦之于漏波試とあるなどこれなり。されど疊有の文字につきては古來一本も異例なければ、これを誤なりとはいひ難し。さりとして有をつくとはいひ難ければ、タタナハルとよみてあるべきにや。「タタナハル」といふ語も古くありしものと見えて類聚名義抄には委をタタナハルとよみ、その委字は字書に積也とある意にして疊まりかさなるをば、タタナハルといへりなり。この語は中古の物語草子類に多く用ゐて、長き髪なたたなはりたる由をいへること例多し。(宇都保藏開上枕草子、濱松中納言物語等) されば姑く舊訓のままにてあるべし。

○青垣山 アナガキヤマとよむ。四面をかこめる山の青く垣の如くなるをいふ。その語例は上にあけたり。又出雲風土記に青垣山廻賜面などあり。吉野離宮のありし地の四周けにも青垣山といひつべき地勢なり。さて舊訓はこの山の下にのを加へよめり。されどそれはわろしと本居宣長いへり。けにここは山にといふべき勢の處なれば六音にてきるべきなり。

○山神乃 ヤマカミノとよめる本もあれど、舊本多くヤマツミノとよめるをよしとす。古事記上卷に生山神名大山津見神とある、又海神をワタツミとよめるなどに照して、ヤマツミとよむを正しとす。山を領り坐す神の義なり。

○奉御調等 奉は舊本に、タツルとよみ又、タテマツルとよみたる本もあれど、マツルとよめる本もあり。「マツルミツキト」とよむをよしとす。卷十八四一二二に萬調麻都流都可佐等卷二十四四〇二に賀美乃美佐賀爾奴佐麻都里などその例なり。古たてまつるといふには多く立奉とかき奉をたてまつるとよむは後の世のことなり。さてマツルは献する意の古言なり。御調はミツキとよむ。調は民賦をいふ字にして公の料としての品物を貢するにて土宜を献するをいふ。卷二十四三六〇に美都奇と假名書にせるもあり。「等は助詞の」とにしてとしての意を」とのみにいへるは古語の一格なり。

○春部者 舊訓ハルベニハとよめるを考に、ハルベハと四音によむべしといへり。「ハルベ」といふ語の例は卷八一四三三に打上佐保能河原之青柳者今者春部登成爾鷄類鴨とあり。又ハルベハといへる例は卷二一九六に春部者花折插頭秋立者黄葉插頭卷六九三二に春部者花咲乎遠里秋去者霧立渡と見え、又古今集春土に梅の花匂ふ春べは倉部山暗にこのれどしるくぞ有

りける」とも見えたり。さてその「ハルベ」の「へ」は考に「方」の義とせり。「方」は普通には場所方向にのみいふ如く思へども、又時間をさすにも用ゐたる例少からず。「古」を「往」にし「夕」を「ゆふべ」といへるにても推して知るべし。

○花挿頭持 「ハナカザシモチ」とよむ。「挿頭」を「カザシ」とよむは「カミサス」の約にして頭に挿すことなり。卷十八四一三六に「安之比奇能夜麻能許奴禮能保與等里天可射之都良久波知等世保久等會」とあり。古は時の花を手折りて頭に挿して飾りとせしなり。後世大嘗祭などに金銀の作花を頭挿にしたりしも古の風のなごりなり。ここは春の花の山々に咲くをば山神の頭に挿頭しもちたる調物と見立てたるなり。

○秋立者 「アキタテバ」とよむ。「タツ」は國語にては時日の経過をいへること月日のたつといふにて知るべし。然るにここにては秋の來るをいへるなれば「月日のたつ」といふ「たつ」とは意異にして國語の純粹の用法にあらぬを思ふ。恐らくは立春立秋などいふ場合の「立」を直譯せし語にあらざるか。

○黄葉頭刺理 「モミヂカザセリ」とよむ。これも上の「花挿頭持」に趣同じ。かく春と秋とを對句にして山神の春秋に御調として花黄葉を青垣山の頭にかざしとして奉るといへるなり。

○ 以上一段落なり。

○一云黄葉加射之 或本に上の一句をかく書せりとなり。これは「モミヂバカサシ」とよむべし。意はかはらず。されど上の句は「下の小網刺渡シ」と對句をなすべき所なれば、この一本の方ま

されり。

○遊副川之神母 「ユフカハノカミモ」とよむ。「ユフカハ」は川の名なりといへり。然れども、さる名の川ありとはきかず。或は宮瀧の末に「ゆかは」といふ川ありといひ、或は又西川の枝川ともいふ。いづれも推しあてにしてさる川ありといふ證を知らず。後の研究を俟つべきなり。

元曆本は「遊」を「遊」に作り。されど、かくても意とほらず。川神の事は古事記日本紀に見え、又和名鈔に河伯に注して「和名加波乃加美」といへり。さて僻案抄には此上に五言の句一脱せるかといへり。されど、これは「ユフカハノ」にて一句「カミモ」にて一句なるにて格調を力強くせむ爲にわざとかくせしものなるべく句の落ちたるにはあらじ。古の長歌にかかる例まあり。

○大御食爾 「オホミケニ」とよむ。「オホミケ」は天皇の御食饌をいふ。卷二十四三六〇に「於保美氣爾都加倍麻都流等」と見ゆ。古事記垂仁卷に「立其河下將獻大御食之時」と見ゆ。

○仕奉等 「ツカヘマツルト」とよむ。その語例は上にあげたり。何事にも君の御爲にするを「ツカフル」といふ。日本紀推古卷に「訶之胡彌氏菟伽倍摩都羅武」と見えたるなど例多くして一あぐべからず。大御食に仕へ奉るとは天皇の御饌の料にせむとの義なり。

○上瀨爾 「カミツセニ」とよむ。「上瀨」の「ツ」は「ノ」の義の古き助詞なり。下の「下瀨」を對句をなせるのみ。古事記允恭卷の歌に「賀美都勢」斯毛都勢」と對せるによりて「ここをもよむべし」。

○鶉川乎立 「ウカハヲタテ」なり。「鶉川」は普通に「ウカヒ」といふわざにして、鶉を川に放ちて鮎をとらするわざをいふ。卷十七三九九一に「伎欲伎勢其等爾宇加波多知又四〇二三」に「夜蘇登毛